

る。馬は軍の大用大ナル具、郊は其近き城廓をいふなり。今、軍に給する所以の具、將馬近臣に於てす。故に曰く、天下道なければ、戎馬郊より生ずと。

人、欲あれば則ち計會見亂る、計會亂れて有欲甚し、有欲甚しければ、則ち邪心勝つ、邪心勝てば則ち事經事理絶えん、事經絶ゆれば則ち禍難生ず。是に由て之を觀れば、禍難は邪心より生じ、邪心は可欲欲スベキ也に誘はる。可欲の類、進みては則ち良民をして姦をなさしめ、退きては則ち善人をして禍あらしむ。姦起れば則ち上は弱君を侵し、禍至れば則ち民人多く傷はる。然らば則ち可欲の類は、上弱君を侵して、下人民を傷ふ。夫れ上弱君を侵して、下人民を傷ふは大罪なり。故に曰く、禍は可欲より大なるはなしと。

是を以て聖人は、五色青黄赤白黒に引かれず、聲樂に淫せず。明君は、玩好を賤みて淫靡を去る。人は毛羽なし、衣ざれば則ち寒を犯すべからず。上天に屬せず星辰ノ類、下地に著かず草木ノ類、腸胃を以て根本となし、食せざれば則ち活くる能はず。是を以て欲利

の心を免れず。利を欲するの心除かれざるは其身の憂也。故に聖人は衣は以て寒を犯すに足り、食は以て虚を充すに足れば、則ち憂へず。衆人は則ち然らず。大は諸侯となり、小は千金の資を餘すも、其欲得得ント欲の憂、除かれざるなり、行靡徒刑も免るることあり、死罪も時に活く。然ル今足ることを知らざるもの、憂は、終身解けず死罪ヨリ其ケシ終身憂ヘザル時ナシ。故に曰く、禍は足るを知らざるより大なるはなしと。

故に欲利甚しければ於に憂ふ。憂ふれば則ち疾生ず、疾生じて智慧衰ふ、智慧衰ふれば則ち度量を失ふ、度量を失へば則ち妄りに舉動す、妄りに舉動すれば則ち禍害至る。禍害至りて疾、内に嬰る、疾内に嬰れば則ち痛禍外に薄まる。痛禍外に薄まれば、則ち苦痛腸胃の間に雜はる、苦痛腸胃の間に雜はれば、則ち人を傷ふや憊憊なり、憊なれば則ち退いて自ら咎む、退いて自ら咎むるは、欲利より生ず。故に曰く、咎は欲利より憊なるはなしと。

道とは、萬物の然る所なり、萬理の稽ナクうする所なり。理とは成物の文メなり、道とは萬

凡そ理とは、方圓短長、麤靡ハコハマカキコト、堅脆セイヤクの分分界なり。故に理定まりて後に物、道を得べきなり。故に理に存亡あり、死生あり、盛衰あり。夫れ物の一たび存し一たび亡び、乍ち死し乍ち生じ、初め盛にして後に衰ふるものは常と謂ふべからず。唯だ夫れ天地の割判割判すると俱に生じ、天地の消散するに至るも、死せず、衰へざるものを常といふ。而して常は易はる攸なく定理なし、定理なしとは常に在るに非ず。是を以て道とすべからざるなり。之ガ道ゾトサ。聖人は其の玄虚を觀造化ノ、其周行を用ひ循環周行極川、強シいて名シクベカラザル之を字ナけて道といふ。然り而して論すべし。然シテ始メテ道ヲ得故に曰く、道の道とすべきは見ルベク常の道にあらざるなりと。

人は生に始まりて死に卒る。始まるを出といひ、卒るを入るといふ、故に曰く、生に出で死に入ると。人の身は三百六十節骨節四肢手九竅耳目鼻口其大具なり。四肢と九竅と十有三。十有三の者の動靜は、盡く生に屬す。屬するを徒類ノといふ。故に曰く、生の徒十有三と。其死に至るや、十有三具なるもの、皆還りて之れを死に屬す。死の徒

亦十有三。故に曰く、生の徒十有三、死の徒十有三と。凡そ民の生、生じて生くる者は固より動く。動くこと盡くれば則ち損す。而して動きて止まざるは、是れ損して止まざるなり。損して止まずんば則ち生は盡く、生の盡くるを死といふ。則ち十有三具なるもの、皆死地となるなり。故に曰く、民の生、生きて動き、動きて皆死地に之く、亦十有三と。

是を以て聖人は精神を愛して愛トハナシム也虚静を貴ぶ。此處恐クハ。闕文アラシ此れ兕虎の害よりも甚大なればなり。夫れ兕虎には域居ルトあり、動靜時あり、其域を避け、其時を省みれば、則ち其兕虎の害を免れん。民獨り兕虎の爪角あるを知りて、而も萬物の盡く爪角あるを知ることなきなり、故萬物の害を免れず。何を以てか之を論ずる。時雨降集し、曠野間靜なるに、昏晨暮夜トを以て山川を犯さば、則ち風露の爪角之を害せん健康ナの上に事ふること不忠にして、輕々しく禁令を犯さば、則ち刑法の爪角之を害せん刑罰ヲ受ク郷に處りて節あらず、憎愛度なくば、則ち爭鬪の爪角之を害せん入ト嗜好限り無く、

動、節、あ、ら、ず、ば、則、ち、瘞、疔、腫、物、の、爪、角、之、を、害、せ、ん、病、ニ、好、み、て、其、私、智、を、用、ひ、て、道、理、を、
乘、つ、れ、ば、則、ち、網、羅、の、爪、角、之、を、害、せ、ん、憎、惡、ヲ、兇、虎、に、域、あ、り、萬、害、に、原、あ、り、其、域、を、遺、
け、其、原、を、塞、が、ば、則、ち、諸、害、を、免、れ、ん、

凡そ兵革は害に備ふる所以なり。生を重んずる者は、軍に入ると雖も、忿争の心なし。忿
争の心なければ、則ち害を救ふの備を用ふる所なし。此れ獨り野處陣の軍をいふのみに
非ざる也。聖人の世に遊ぶや、世ヲ人を害するの心なし。人を害するの心なければ、則ち
必ず人害なし。人ニ害セ人害なければ則ち人に備へず。故に曰く、陸行には兇虎に遇はず、
軍に入りては備を恃みて以て害を救はず。備ナキモ害ト故に曰く、軍に入りて甲兵を被
らず、諸害に遠ざかると。故に曰く、兇も其角を投ずる所なく、虎も其爪を錯く所な
く、兵も其刃を容るゝ所なしと。備を設けずして必ず害なきは、天地の道理也。天地の
道を體す。故に曰く、動いて死地なしと、動いて死地なきを、善く生を攝すといふ。
子を愛するものは、子に慈をなす。生を重んずる者は、身に慈をなす。功を貴ぶ者は、

事に慈をなす。慈母の弱子に於けるや、其福を致すを務む。其福を致すを務むれば、則
ち其禍を除くを事とす。其禍を除くを事とすれば、則ち思慮熟す。思慮熟すれば則ち事
理を得。事理を得れば、則ち必ず成功す。必ず成功すれば、則ち其の之を行ふや疑はず。
疑はざる之を勇といふ。聖人の萬事に於けるや、盡く慈母の弱子の爲めに慮るが如し。
故に必行の道を見る。必行の道を見れば、則ち其從事するところを明らかに明らめて亦疑はず。
疑はざるを勇といふ。疑はざるは慈より生ず。故に曰く、慈、故に能く勇なりと。
周公曰く、冬日の閉凍陰氣ニ閉テや固からざれば、則ち春夏の草木を長ずることや茂か
らずと。天地も常に侈り常に費すこと能はず。天地ノ力尙ホ限リアリ故ニ春、夏ノ長ノタメニ秋冬ノ閉アリ而るを況んや人
に於てをや。故に萬物必ず盛衰あり、萬事必ず弛張あり、國家必ず文武あり、官治必
ず賞罰あり。是を以て智士其財を儉用すれば、則ち家富み、聖人其精神を愛寶すれば、
則ち精力盛なり。人君其卒を戦はすことを重れば、則ち民衆し。民衆ければ則ち國廣
し。是を以て之を擧げ示て曰く、儉、故に能く廣しと。

凡、物、の、形、あ、る、も、の、は、裁、ち、易、く、割、き、易、し。何、を、以、て、之、を、論、ず、る、形、あ、れ、ば、則、ち、短、
 長、あ、り、短、長、あ、れ、ば、則、ち、小、大、あ、り、小、大、あ、れ、ば、則、ち、方、圓、あ、り、方、圓、あ、れ、ば、則、ち、堅、脆、あ、
 り、堅、脆、あ、れ、ば、則、ち、輕、重、あ、り、輕、重、あ、れ、ば、則、ち、白、黑、あ、り、短、長、大、小、方、圓、堅、脆、
 輕、重、白、黑、之、を、理、と、い、ふ、理、定、り、て、物、割、き、易、き、な、り。故、に、大、庭、朝、に、議、し、て、而、る、後、言、
 ふ、に、は、則、ち、權、議、權、術、ヲ、執、リ、の、士、を、立、て、之、を、知、也。掌、らしむ。王、公、號、令、ヲ、發、シ、ト、ス、ル、時、ハ、必、ズ、大、臣、
 共、議、シ、亦、天、ト、先、ト、ナ、ラ、ザ、ル、ナ、リ、云、フ 故、に、方、圓、を、成、さ、ん、と、欲、し、て、其、規、矩、に、從、へ、ば、則、ち、萬、事、の、功、形、は、る、而、し、て、萬、物、規、矩、あ、
 ら、ざ、る、な、し、言、を、議、す、る、の、士、は、規、矩、に、計、會、す、る、な、り。聖、人、は、盡、く、萬、物、の、規、矩、に、隨、ふ。
 故、に、曰、く、敢、て、天、下、の、先、を、な、さ、ず、と。敢、て、天、下、の、先、を、な、さ、ざ、ら、ば、則、ち、事、事、な、ら、ざ、る、
 は、な、く、事、ト、シ、テ、遂、グ、功、ト、シ、テ、舉、グ、ラ、ザ、ル、ナ、リ 功、功、な、ら、ざ、る、は、な、く、議、必、ず、世、を、蓋、ふ。大、官、に、處、る、
 こ、と、な、か、ら、ん、と、欲、す、る、も、其、れ、得、べ、け、ん、や。大、官、に、處、る、を、事、を、成、す、の、長、と、な、る、と、い、
 ふ。故、に、曰、く、敢、て、天、下、の、先、を、爲、さ、ず、故、に、能、く、事、を、成、す、の、長、と、爲、る、と。
 子、に、慈、な、る、者、は、敢、て、衣、食、を、絶、さ、ず、子、ノ、爲、ニ、之、ヲ、裕、カ、ニ、ス 身、に、慈、な、る、者、は、敢、て、法、度、を、離、れ、ず、善、

之、チ、方、圓、に、慈、な、る、者、は、敢、て、規、矩、を、舍、て、ず。故、に、兵、に、臨、み、て、士、吏、に、慈、な、れ、ば、則、ち、戰、
 敵、に、勝、つ。器、械、に、慈、な、れ、ば、則、ち、城、堅、固、な、り。故、に、曰、く、戰、に、慈、な、れ、ば、則、ち、勝、つ、以、て、
 守、れ、ば、則、ち、固、し、と。夫、れ、能、く、自、ら、全、う、し、て、盡、く、萬、物、の、理、に、隨、ふ、者、は、必、ず、且、た、天、生、
 あり、天、ヨ、リ、之、ヲ、生、存、ス、ル、也 天、生、と、は、生、ず、る、の、心、な、り。故、に、天、下、の、道、は、盡、く、生、に、之、地、天
 ハ、物、ヲ、生、ズ、ル、ヲ、以、テ、心、ト、ナ、ス、ヲ、言、フ。若、し、慈、を、以、て、之、を、衛、ら、ば、事、必、ず、萬、全、に、し、て、舉、ぐ、る、こ、と、當、ら、ざ、る、こ、
 と、な、け、ん、則、ち、之、を、寶、と、い、ふ。故、に、曰、く、吾、に、三、寶、あ、り、持、し、て、之、を、寶、と、す、と。
 書、老の、所、謂、大、道、と、は、端、シ、キ、道、道、な、り。所、謂、貌、施、外、貌、ニ、修、飾、ヲ、施、スとは、邪、道、な、り。所、謂、徑、大、徑、ハ、橫、路、
 邪、道、邪、道、ヲ、分、別、ス、ル、ナ、リとは、佳、麗、徑、ニ、趣、リ、奢、ヲ、好、ム、ナ、リ、フな、り。佳、麗、と、は、邪、道、の、分、部、な、り。朝、廷、甚、だ、除、ス、除、ナ、リ
 と、は、獄、訟、繁、き、な、り。獄、訟、繁、け、れ、ば、則、ち、田、荒、る、田、荒、る、れ、ば、則、ち、府、倉、虛、し、府、倉、虛、し、
 け、れ、ば、則、ち、國、貧、し、國、貧、し、く、し、て、民、俗、淫、侈、な、り、民、俗、淫、侈、な、れ、ば、則、ち、衣、食、の、業、絶、ゆ、
 衣、食、の、業、絶、ゆ、れ、ば、則、ち、民、巧、詐、を、飾、る、こ、と、な、き、を、得、ず、巧、詐、を、飾、れ、ば、則、ち、采、文、を、知、る、
 采、文、を、知、る、を、之、を、文、采、を、服、す、と、い、ふ。獄、訟、繁、く、倉、庫、虛、く、し、て、而、し、て、淫、侈、を、以、て、俗、

となすあれば、則ち國の傷みなり、利劍を以て之を刺すがごとし、故に曰く、利劍を帶ぶと。

諸々の夫の智故^計巧を飾り、以て國を傷ぶるに至る者、其私家は必ず富む。私家必ず富む、故に曰く、資貨、餘りありと。國に是のごとき者あれば、則ち愚民、術^祖之に效ふことなきを得ず、之に效へば則ち小盜生ず。是に由て之を觀れば、大姦作れば則ち小盜隨ふ。大姦唱ふれば則ち小盜和す。箏^類は五聲の長なり、故に箏、先てば則ち鐘瑟皆隨ひ、箏、唱ふれば則ち諸樂皆和す。今大姦作らば則ち俗の民唱へん、俗の民唱へば、則ち小盜必ず和せん。故に曰く、文采を服し、利劍を帶び、飲食に厭て、資貨餘りある者、是を之れ盜箏といふと。

人は愚智となく、趨舍^取あらざるなきも、恬淡平安なれば、禍福の由りて來る所を知らざるなし。^{然ルニ 常人}好惡に得^{妄リニ 如惡ス}、淫物に怵^{おそ}はれて、而る後、變亂す。然る所以のものは、外物に引かれ、玩好に亂さるればなり。恬淡なれば趨舍の義あり^{取舍ノ宜シ、キ所ヲ知ル}、平安

なれば禍福の計を知る。而るに今や玩好之を變じ、外物之を引き、之を引きて往く、故に曰く、抜くと。

聖人に至りては然らず、一たび趨舍を建つれば、好む所の物を見ると雖も、引かる、能はず。引かる、能はざるを、不拔といふ。一たび其情に於て、欲すべきの類ありと雖も、神爲めに動かさず。神爲に動かざるを、不脱といふ。人の子孫たる者、此道を體して、以て宗廟を守る。宗廟の滅びざるを祭祀絶えずといふ。

身は積精^{精ヲ身ニ積ム}を以て徳となし、家は資財を以て徳となし、郷國天下は、皆民を以て徳となす。今身を治むれば外物其精神を亂すこと能はず、故に曰く、之を身に修むれば、其徳乃ち真なりと、眞は慎むことの固きなり。家を治めて、無用の物、其計^{ツモ}を動かすこと能はざれば、則ち資餘りあり、故に曰く、之を家に修むれば、其徳餘りありと。郷を治むる者、此節^{儉也}を行へば、則ち家の餘りある者益々聚まる、故に曰く、之を郷に修むれば、則ち其徳乃ち長しと。邦を治むる者、此節を行へば、則ち郷の徳ある

者益々衆し、故に曰く、之を邦に修むれば、其徳乃ち豊かなりと。天下に蒞む者、此節を行へば則ち民の生、其澤を受けざるはなし、故に曰く、之を天下に修むれば、其徳乃ち普しと。身を修むる者、此を以て君子小人を別ち、郷を治め邦を治め天下に蒞む者、各々此科條を以て息耗消息也猶ホ損益ト言フ如シを適觀適用シテ觀察スすれば、則ち萬に一を失はず。故に曰く、身を以て身を觀身ヲ觀ル也、以下同解、郷を以て郷を觀、邦を以て邦を觀、天下を以て天下を觀道皆同シキ。吾れ笑を以て天下の然るを知るや、此れ道を以てなりと道ヲ以テ觀レバ天也。下然ラザルナキ也。

喻老

此篇、事例を引證して、老子の意を述ぶ。篇中故に曰くとせるは老子の語也。

天下道ありて、急思急事なければ、則ち静と曰ふ、遽傳驛用ひず。故に曰く、走馬を却けて以て糞すと。然ル天下道なければ、攻撃して休まず、相守ること數年已まず、甲冑、蟻虱シラミを生じ、燕雀、帷幄幕に處果りて、兵歸らず、故に曰く、戎馬、郊より生ずと。

翟人の、豊狐玄豹毛深キ狐の皮を晉の文公に獻せし者あり。文公客の皮を受けて歎じて曰く、此れ皮の美なるを以て自ら罪をなせり殺サと。夫れ國を治むる者は、名號を以て罪をなす、徐の假王是なり假王楚ト戰ノ、仁義ノ名ヲ食リ戰ハズシテ敗ラル。城と地とを以て罪をなす、虞虢是なり虞虢ハ晉ノ贈物ヲ受ケテ亡サル十過篇ニ出ヅ。故に曰く、罪は可欲より大なるはなしと。智伯、范、中行を兼ね范中行ノて、而して趙を攻めて已まず、韓魏之に反す。軍智伯は晉陽に敗れ、身は高

梁の東に死し、地は卒に分たれ、其首に漆して以て洩器（器）とせられぬ。故に曰く、禍は足るを知らざるより大なるはなしと。虞君屈産の乗と垂棘の璧とを欲して、宮之奇諫に聽かず、故に邦亡び身死す。故に曰く、咎は得んことを欲するより憎痛（憎痛）なるはなしと。邦は存するを以て常とす、不足（不足）、其ノ霸王となるも其れ可なり。身は生くるを以て常となす、富貴なるも其れ可なり。自ら害することを欲せずば、自ら害する事ハ即チ、其邦亡びず、身死せじ。故に曰く、足るを知るを足るとなすと。

楚の莊王既に（晋ト戦ヒテ）勝ち、河雍に狩し、歸りて孫叔敖を賞す、孫叔敖、澠間の地、沙石の處を請へり。是邦の法、臣に祿すること再世にして地を收むるに、唯だ孫叔敖のみ獨り在り（收メラレズ）。此れ其邦を以て收められざるは、沙石（沙石）瘠せられたればなり。故に九世にして祀絶えず。故に曰く、善く建つれば抜けず、善く抱けば脱せず、子孫其祭祀を以て、世々（世々）輟（輟）まずと、孫叔敖の謂なり。

制（制）、己れにあるを重といひ、位（位）を離れざるを靜といふ。重なれば則ち能く輕を使

ひ、靜なれば則ち能く躁を使ふ。故に曰く、重は輕の根たり、靜は躁の君たりと、故に曰く、君子は終日行くも、輜重（衣服又ハ重物ヲ載セタル車）を離れずと、邦は人君の輜重なり。主父（趙ノ武襄王位ヲ遜リ國ヲ惠文王ニ傳ヘ自ラ主父ト稱ス）生きながら（未ダ薨ヒザルノ時）其邦を傳ふ、此れ其輜重を離れしものなり。故に代、雲中（二邑ノ名コ、ニ子ヲ封シ大赦置酒シ酺スルコト五日）の樂みありと雖も、超然として已に趙なかりき。主父は萬乘の主にして、而も身を以て天下に輕くせり。勢なきを輕といひ、位を離るゝを躁といふ、是を以て生ながら幽せられて死せり（公子成李兌ノ徒ニ圍マレ三月餘ニシテ餓死ス）。故に曰く、輕なれば則ち臣を失ひ、躁なれば則ち君（君ヲル）を失ふと、主父の謂なり。

勢重きは、人君の淵なり。人に君たる者は、勢人臣の間に重し、失へば則ち復た得べからざるなり。簡公（齊）は之を田成に失ひ、晋公は之を六卿に失ひて、邦亡び身死せり。故に曰く、魚は深淵より脱すべからずと。賞罰は邦の利器なり、君にあれば則ち臣を制し、臣にあれば則ち君に勝つ。君、賞を見さば、臣は則ち之を損して以て徳をなさん（賞ノ君ヨリ出テタル所ハ多キモ臣之ヲ損シテ少トシ己ノ意ヲ以テ之ヲ加ヘタルガ如ク見シテ以テ私恩ヲ賣ル）。君、罰を見さば、臣は則ち之を益して

以て威をなさん君ノ見タル爵ハ少キモ臣之ヲ益シテ其私威ヲ并ス。人君賞を見して、人臣其勢を用ひ、人君罰を見して、人臣其威に乗ず。故に曰く、邦の利器は以て人に示すべからずと。

越王吳に入官す越王勾踐吳ニ敗ラ、レ入テ吳王ニ仕フ、而して之吳に勸めて齊を伐ち以て吳を弊ツカらせんとす。

吳兵既に齊人に艾陵に勝つや、之を吳國ノ勢ヲ江濟に張り吳、又北征シテ齊魯、ノ間ニ深池ヲ造レリ、之を黃池に強

くせり晉公ト黃池。ノ會ヲナス。故に五湖に制すべかりき以上ノ事ニ國力ヲ盡サシメシ故越。王五湖ニ於テ遂ニ吳ニ勝チタリ。故に曰く、將

に之を翁めんと欲せば、必ず固く之を張れ、將さに之を弱めんと欲せば、必ず固く之

を強くせよと。晉の獻公將さに虞を襲はんと欲するや、之に遺るに壁馬壁ト馬トを以てせ

り。知伯將さに仇を襲はんとするや、之に遺るに廣車兵車ナリを以てせり。故に曰く、將

さに之を取らんと欲せば、必ず固く之を與へよと。

事を無形に起して、大功を天下に要ヤむる、是を微明といふ。小弱に處て重く自ら卑ヒうす

る、是を弱、強に勝つといふ。有形の類、大は必ず小より起り、行久の物久年ヲ、ヲホは必ず少より起る。故に曰く、天下の難事は、必ず易きより作り、天下の大事は必ず

細細なるより起ると。是を以て、物を制せんと欲する者は、其細なるに於てす。故に曰く、難きを其易きに易キヲ圖り、大なるを其細なる細ナルヲになすと。千丈の隄は、蟻の穴を以て潰え、百尺百尺の室は、突隙突隙の烟を以て焚く。故に曰く、白圭古ノ治ノの隄隄を行るや、其穴を塞ぎ、丈人主人翁の火を慎むや、其隙を塗ると。是を以て白圭に水難なく、丈人に火患なし。此れ皆易きに慎みて以て難きを避け、細を敬みて以て大に遠ざかるものなり。

扁鵲、蔡の桓公を見る。立つこと間シらくありて、扁鵲曰く、君に疾あり腠理、皮膚皮膚ノ氣液ナ泄ス孔

にあり、治せずんば將さに恐らくは深からんとすと。桓公曰く、寡人無し疾ナシと。扁

鵲出づ。桓公曰く、醫、之れ好みて病まざるを治し以て功をなさんと欲すと。居ること十日、扁鵲復た見えて曰く、君の病は肌膚肌膚にあり、治せずんば、將さに益々深から

んとすと。桓公應へず。扁鵲出づ。桓公又悦ばず。居ること十日、扁鵲復見えて曰く、

君の病は腸胃腸胃にあり、治せずんば、將さに益々深からんとすと。桓公又應へず。扁鵲

出づ。桓公又悦ばず。居ること十日、扁鵲、桓公を望みて還り走る。桓公故らに人を
 して之を問はしむ。扁鵲曰く、疾、腠理にあるは、湯熨フクに及ぶ所なり。肌膚
 にあるは、鍼石古へ細針ナシに及ぶ所なり。腸胃にあるは、火齊ハハに及ぶ所なり。
 骨髓にあるは、司命星名也人ノの屬する所、奈何ともすることなきなり。今は骨髓にあり、
 臣是を以て請ふ無きなり何モイと。居ること五日、桓公髓痛む。人をして扁鵲を索め
 しむれば、已に秦に逃る。桓公遂に死せり。故に良醫の病を治むるや、之を腠理に攻
 む。此れ皆之を小なるに争ふなり。夫れ事の禍福も亦腠理の地あり。故に曰く、聖人は
 蚤く事に従ふと。昔、晋の公子重耳、出亡して鄭に過ぎる、鄭君禮せず。叔瞻諫めて
 曰く、此れ賢公子なり、君厚く之を待ちて、以て徳を積むべしと。鄭君聽かず。叔瞻
 又諫めて曰く、厚くせざれば、之を殺すに若かず、後患あらしむることなかれと。鄭
 君又聽かず。公子、晋の邦に返るに及び、兵を擧げて鄭を伐ち、大に之を破り、八城を
 取れり。晋の獻公、垂棘の璧を以て、道を虞に假りて競を伐つ。大夫宮之奇、諫めて

曰く、不可なり、唇亡びて齒寒し、虞競相救ふは、相徳するにあらざるなり只利害相同、
 今日晋、競を滅さば、明日虞必ず之に隨ひて亡びんと。虞君聽かず、其の壁を受けて
 之れに道を假す。晋已に競を取り、還反りて虞を滅ぼせり。此二臣叔瞻ト宮之奇トは、皆腠理
 に争ふものなり、而も二君用ひざるなり。然らば則ち叔瞻、宮之奇、亦虞鄭の扁鵲なり。
 而も二君聽かず、故に鄭以て破れ、虞以て亡べり。故に曰く、其安き未ダ其危キニは持
 し易し、其未だ兆さざるは謀り易しと。
 昔は紂、象箸を爲りて、箕子紂ノ怖る。以爲らく、象箸は必ず土銅土に加へず、必ず犀
 玉の杯犀角實を將ひん。象箸玉杯、必ず菽藿豆ト豆を羹アツにせず、則ち必ず旄象豹
 胎長毛ノ牛、象ノ。旄象豹胎は必ず短褐短キを衣て、茅屋草葺の下に食はず、則ち錦衣九
 重、廣室高臺。吾れ其卒りを畏る、故に其始を怖ると。居ること五年、紂肉圃肉ヲタケ
 を爲り、炮烙ヒツを設け、糟丘酒糟ヲ積ンに登り、酒池酒ヲ池に臨み、紂遂に以
 て亡びぬ。故に箕子は象箸を見て、以て天下の禍を知れり。故に曰く、小を見るを明と

いふと。

勾踐吳に入官し、身に干戈を執り、吳王の洗馬洗ハ先、前驅トナリとなれり、故に能く夫差王を姑蘇に殺せり。文王は王門に罵られて顔色變せず、而して武王文王ノ子は紂を牧野に擒にせり。故に曰く、柔を守るを強といふと。越王の霸たるや、宦するを病まざればなり。武王の王たるや、文王を害とせざればなり。故に曰く、聖人の病まざるや、其の病まざるを以て、是を以て病む無きなりと。

宋の鄙人、璞玉を得て、之を子罕に獻す、子罕受けず。鄙人曰く、此れ寶なり、宜しく君子の器となすべく、細人の用となすべからずと、子罕曰く、爾は玉を以て寶となすも、我は子の玉を受けざるを以て寶となすと。是れ鄙人は玉を欲して、子罕は玉を欲せざるなり。故に曰く、欲せざる常人ノ欲を欲して人ト欲テ争、ハザル也、得難きの貨を貴ばず人ノ欲スル所ヲ欲セズと。

王壽古ノ好、書を負ひて行き、徐馮周ノを周塗周道也、に見る。馮の曰く、事は爲なり、

爲は時にヨリ生ず、ニ故知者は常事なし機ニ臨ン。テ行フ。書は言なり、言は知より生ず、ニ故知者は書を藏めず。今子何ぞ獨り之を負ひて行くぞと。是に於て王壽因りて其書を焚きて之に舞白ウ其書ヲ焚キタ。ルヲ喜テ舞フナリ。故に知者は言談を以て教へず、慧者は藏書を以て能ク悟リテ。古ニ復ル。是れ學ばざるを學ぶなり世ノ學バザル所ナリ。故に曰く、學ばざるを學び、衆人の過ぐる所に復歸すと。

夫れ物には常容定マレあり。因りて乗じて之を導き、因りて物の容に隨ふ。故に靜なれば則ち徳を建て、動けば則ち道に順ふ。宋人に其君の爲めに象象ヲを以て楮葉を爲れる者あり、三年にして成る。豐殺堯柯肥、枯、毫芒繁澤トケ之を楮葉の中に亂して、而も別區つべからず。此人遂に功を以て祿を宋の邦に食む。列子之を聞いて曰く、天地をして三年にして一葉を成さしめば、則ち物の葉ある者寡し此人ノ自然ニ。因ラザルヲ云。故に天地の資に乗せずして、一人の身に載ひ、道理の數に隨はずして、一人の智を學ぶは、此れ皆一葉の行也自然ニ隨ハズシ。テ私智ヲ行フ。故に冬耕の稼春ヲ待タザル。嚴冬ノ植附ケは、后稷周ノ始祖、農業ノ師も美しくすること能

はず、豊年の大禾は、臧獲愚天も悪しくすること能はざるなり。一人の力を以てすれば、則ち后稷も足らず、自然に隨へば、則ち臧獲も餘りあり。故に曰く、萬物の自然を恃みて、而して敢て爲さざるなりと。

空竅耳目鼻口は、神明神の戸牖なり、耳目ハカは聲色音樂に竭き、精神は外貌外形ノに竭。故に中身に主人なきなり、中に主なければ、則ち禍福は丘山の如しと雖も見ルニ易、キチ云フ。從ひて之を識ることなし。故に曰く、戸を出でずして、以て天下を知るべく、牖を闢はずして、以て天道を知るべしと。此れ神明の其實身ヲを離れざるをいふなり。

趙襄主、御御馬を王子期に學ぶ、俄かにして日淺ク未熟ナルニ子期と逐馳す、三たび馬を易へて三たび後れたり。襄主曰く、子の我れに御を教ふる、術未だ盡きざるなりと。對へて曰く、術は已に盡きたり、之を用ふること則ち過てり。凡そ御の貴ぶ所は、馬體、車に安く、人心、馬に調ひ、而る後以て速きを追ひ遠きに致すべし。今君後るれば則ち臣に速はんことを欲し、先だてば則ち臣に速はんことを恐る。夫れ道に誇り遠きを争は

ば、先だつにあらざれば則ち後るゝなり、而して先後の心、皆臣上にあり、尙ほ何を以て馬を調へん心、毎ニ子期ト競フニア、此れ君の後るゝ所以なりと。

白公勝父ノ仇タルヲ以テ鄭ヲ伐タントシケルモ、許サレズ、因テ亂ヲハカル。亂を慮つて朝を罷め亂ヲ作サン、校を倒にして策銳策ヲを貫く、血流れて地に至るも知らず。鄭人之を問ひて問謀シテ也曰く、頸をも之れ

忘る、將た何ぞ忘るゝを爲んやと白公ノ父建鄭人ニ殺サレシ怨ミハ忘レマシトテ警戒セリ。故に曰く、其出づること彌々遠き者は、其智彌々少しと。此れ智遠きに周ければ、則ち遺す所近きにあるをいふ

也遠キニ偏スレ。是を以て聖人には常行なし泥マザル、能ク竝に智あり知偏セ、故に曰く、行かすして知ると。能く竝に視る視偏セ、故に曰く、見ずして明かなりと。時に隨ひて

以て事を舉げ、資に困りて功を立て、萬物の能を用ひて、利を其上に獲自カラ爲サズ、シテ物ニ因ル。故に曰く、爲さずして成ると。

楚の莊王政に蒞むこと三年、令、發することなく、政、爲すことなし。右司馬官坐に御して、王の興めに隠ケルして曰く、鳥ありて南方の阜に止まる、三年翹せず、飛

ば、ず、鳴、か、ず、嘿、然、トとして、弊、な、し、此、れ、何、と、名、づ、く、る、も、の、ぞ、と。王、の、曰、く、三、年、
 翅、せ、ざ、る、は、將、さ、に、以、て、羽、翼、を、長、せ、ん、と、し、飛、ば、ず、鳴、か、さ、る、は、將、さ、に、以、て、民、を、觀、ん、
 と、す、る、な、り。則、ち、飛、ぶ、な、し、と、雖、も、飛、ば、ず、必、ず、天、に、冲、ら、ん、鳴、く、な、し、と、雖、も、鳴、か、ば、
 必、ず、人、を、驚、か、さ、ん、子、之、を、釋、け、よ、不、殺、之、を、知、れ、り、と。處、る、こ、と、半、年、乃、ち、自、ら、政、を、
 聽、く、廢、す、る、所、の、者、十、起、す、所、の、者、九、大、臣、を、誅、す、る、こ、と、五、處、士、を、擧、ぐ、る、こ、と、六、に、
 して、邦、大、に、治、ま、る。齊、を、討、ち、て、之、を、徐、州、に、敗、り、晋、に、河、雍、に、勝、ち、諸、侯、を、宋、に、合、
 せ、遂、に、天、下、に、霸、た、り。莊、王、小、善、を、爲、さ、ず、故、に、大、名、あ、り、蚤、く、見、示、せ、ず、故、に、大、功、
 あ、り。故、に、曰、く、大、器、は、晚、く、成、り、大、音、は、聲、希、な、り、と。
 楚、の、莊、王、越、を、伐、た、ん、と、欲、す。杜、子、諫、め、て、曰、く、王、の、越、を、伐、つ、は、何、ぞ、や、と。曰、く、越、
 政、亂、れ、兵、弱、し、と。杜、子、曰、く、臣、は、智、の、目、の、如、き、を、患、ふ、る、な、り。能、く、百、步、の、外、を、見、る、も、
 而、も、自、ら、其、睫、を、見、る、こ、と、能、は、ず。王、の、兵、自、ら、秦、晋、に、敗、ら、れ、地、を、喪、へ、る、こ、と、數、百、里、
 此、れ、兵、の、弱、き、な、り、莊、躋、盜、を、境、内、に、な、し、て、而、も、吏、禁、す、る、こ、と、能、は、ず、此、れ、政、の、亂、れ

たるなり、王の弱亂は、越の下にあらざるなり。而るに越を伐たんと欲す、此れ智の
 目の如きなりと。王乃ち止みぬ。故に知の難きは、人を見るにあらずして、自ら見る
 にあり。故に曰く、自ら見るを明と謂ふと。

子夏、曾子に見ゆ。曾子曰く、何ぞ肥えたるや。對へて曰く、戰勝てり、故に肥えたりと。
 曾子曰く、何の謂ぞや。子夏曰く、吾れ入りて先王の義徳を見れば則ち之を榮とし、
 出で、富貴の樂を見れば、又之を榮とせり。兩つの者胸中に戰ひて、未だ勝負を知らず、
 故に膠せたり。今先王の義勝てり。故に肥えたりと。是を以て志の難きは、人に勝つに
 ならずして、自ら勝つにあり。故に曰く、自ら勝つを強といふと。

周に玉版玉ヲ簡トシ圖書ヲ其上ニ刻セシモノあり、紂、膠鬲をして之を索めしむ、文王子へ
 ず、費仲來り求む、因つて之を予ふ。是れ膠鬲、賢にして、費仲、道無ければなり。周は賢者の志を得るを惡めり、故に費仲に予へき。文王の太公太公望を渭濱渭水に擧げしは、之を貴べるなり。而して費仲に玉版を資とせしは、文王玉版ヲ費仲ニ與ヘテ己ガ志ヲナスノ資助トセシ也是れ

之を愛せるなり。故に曰く其師善人ハ不を貴ばず、其資不善人ハ資を愛せざれば善人ヲ貴ビ善人善人ヲ愛シテ資トセザレバ、知智と雖も大に迷ふ、是を要妙といふと。

卷之七

説林上

此篇、古來の辯を以て人に説きし者を探つて、之を集む。

湯スダ以に桀を伐ち、而して天下已れを言ひて貪となすを恐るゝや、因りて乃ち天下を務光に譲らんとす。而も務光の之を受けんことを恐るゝや、乃ち人をして務光に説かしめて曰く、湯は君を殺せり、而して惡聲を子に傳へんと欲す不義ノ名ヲ務光、ニ嫁スルヲ欲ス、故に天下を子に譲らんとすと。務光因りて自ら河に投せり。

秦の武王、甘茂をして僕近親ノ官と行使使者との事に、爲さんと欲する所を擇ばしむ二官中欲スル官ヲ擇バシム。孟卯甘茂ニ曰く、公は僕となるに如かず、公の長ずる所のものは使なり、公、僕たりと雖も、王猶ほ之使を公甘茂にせしめん。公、僕の璽を佩びて而して行の事をなさ

ば、是れ兼官なりと。

子圍、孔子を商國の太宰大宰ノ官ニ居ルに見えしむ。孔子出づ。子圍入り、客孔子を請ひ問ふ子圍、太宰ニ客(孔子ヲサス)カ如何ニ見ルヤト問フナリ。太宰曰く、吾れ已に孔子を見て、則ち子を視れば孔子ニ北、猶ハ蚤虱の細なる者のごとし、吾れ今之子を君宋に見えしめんと。子圍、孔子の、君に貴ばれんことを恐る。因りて太宰に謂つて曰く、君已に孔子を見ば、亦將さに子を見ること猶は蚤虱のごとくなるべしと。太宰因りて復た見えしめず。

魏の惠王、白里の盟諸侯ノをなし、將さに天子を復立せんとすをなし、將さに天子を復立せんとす七國、王ト稱シ周ヲ天子トセズ故ニ云フ。彭喜、鄭君に謂つて曰く、君聴くことなかれ。大國は天子あるを惡み、小國は之を利とす。君大に與して聽かずんば、魏焉ぞ能く小と與に之を立てんやと。

晋人、邢を伐つ、齊の桓公將さに之を救はんとす。鮑叔曰く、太だ蚤し、邢亡びずんば、晋敵へず晋敵ハ晋ノ爲ニ、疲ル也。晋敵へずば、齊重からず。且つ夫れ危きを持扶するの功は、亡ぶるを存するの徳の大なるに如かず、君晚く之を救ひて以て晋を敵へしめ、齊、實

に利し。邢の亡ぶるを待ちて、復た之を存するの、其名の美なるに如かずと。桓公乃ち救はず。

子行出で走る子行ノ父齊楚ニテ殺サル子行、邊候邊境ノ之を得フ捕たり。子行曰く、上の我を索むるものは、我れに美珠あるを以てなり。今我れ已に之を亡へり、我且さに曰はんとす、子取りて之を吞めりと。候因りて禍ノ已ニ及ブナ恐レテ之を釋す。

慶封、亂を齊に爲して、越に走らんと欲す。其族人曰く、晋近し、奚ぞ晋に之かざると。慶封曰く、越遠し、以て難を避くるに利ありと。族人曰く、是の心を變ずれば、晋に居ても可なり、是の心を變せざれば、越より遠しと雖も、其れ以て安かるべけんやと。

智伯、地を魏宣子に索む、魏宣子予へず。任章曰く、何の故に予へざると。宣子曰く、故なくして地を請ふ、故に予へずと。任章曰く、故なくして地を索めば、鄰國必ず恐れん、彼れ重愆厭くなくば、天下必ず懼れん。君之に地を予へよ、智伯必ず驕りて敵を輕んじ、鄰邦必ず懼れて相親まん。相親むの兵を以て、敵を輕んずるの國を待たば、

則ち智伯の命長からじ。周書に曰く、將さに之を取らんと欲せば、必ず姑く之を輔け、將さに之を取らんと欲せば、必ず姑く之を與ふと。君之に與へ、以て智伯を驕らしむるに如かず。且つ君何ぞ天下を以て智氏を圖ることを釋て、獨り吾が國を以て智氏の質となさんやと。君曰く、善しと。乃ち之智に萬戸の邑を與ふ。智伯大に悦び、因りて地を趙に索む。與へず。因りて晉陽を圍む。韓魏之に外に反し、趙氏之に内に應じ、智氏自ら亡べり。

秦の康公、臺を築くこと三年。時荆人兵を起し、將さに兵を以て齊を攻めんと欲す。任安曰く、饑は兵敵を召き、疾は兵を召き、勞は兵を召き、亂は兵を召く。君、臺を築くこと三年、今荆人兵を起し、將さに齊を攻めんとす。臣、其の齊を攻むるを聲として、秦を襲ふを以て質となさんことを恐る。之に備ふるに加かずと。乃東邊に戍す兵戍す 荆人行を輟む。

齊、宋を攻む。宋、滅孫子をして南の方、救を荆に求めしむ。荆大に説び、之を救ふ

を許して甚だ歡す。滅孫子ヲ。歡待ス。 滅孫子、憂へて反る。其御曰く、救を索めて得たり、今子憂色あるは何ぞやと。滅孫子曰く、宋は小にして齊は大なり。夫れ小宋を救ひて、大齊に惡まるゝは、此れ人の憂ふる所也。而るに荆王説ぶは、必ず以て我を我守堅からしむる也。 我堅くして齊敵るゝは、荆の利とする所なればなりと。滅孫子乃ち歸る。果シ 齊人五城を宋に抜くも、而も荆の救至らざりき。

魏の文侯、道を趙に借りて、中山を攻めんとす。趙の肅侯將さに許さざらんとす。趙刻曰く、君過てり。魏、中山を攻めて取ること能はずば、則ち魏必ず罷れん、罷るれば則ち魏輕し、魏輕ければ則ち趙重し。魏中山を抜くも、必ず趙を越えて中山を有つこと能はざるなり。是れ兵を用ふるものは魏なり、而して地を得るものは趙なり。君必ず之を許せ。然レ 之を許して大に歡使將ヲ せば、彼れ將さに君の之を利とするを知らんとす。必ず將さに行を輟むべし。故 君之に道を借すも、示すに已むを得ざるを以てするに如かざるなりと。

鷓夷子皮范蠡下同田成子田常に事ふ。田成子、齊を去り、走りて燕に之く。鷓夷子皮、傳關門ヲ過ケルトキノ切符を負ひて従ふ。望邑に至る。子皮曰く、子獨り潤澤水ノ潤の蛇を聞かずや。

潤澤の蛇將さに徙らんとす。小蛇あり大蛇に謂つて曰く、子行きて我れ之に隨は、人以て蛇の行くものとなさんのみ。必ず子を殺すことあらん。相銜ツツみて我を負ひて行くに如かず虫ノ負ハレ行ク。人必ず我を以て神君潤澤ノ主となさんと。今子は美にして我は悪くし、子を以て我が上客となさば、吾ハ千乗の君なり。子を以て我が使者となさば、吾ハ萬乗の卿夫なり。子、我が舍人となるに如かず左スレバ人吾ヲ萬乗ノ君トナサント。田成子因りて傳を負ひて之に隨ひ、逆旅に至りぬ。逆旅の君旅亭ノ主人之を待つこと甚だ敬し、因りて酒肉を獻せり。

溫地地名人、周に之く。周、客外客外を納れず、吏之に問ひて曰く、客か。對へて曰く、主人なりと。然ル其巷人其ノ住メを問ふも知らざるなり。吏因りて之を囚ふ。君周、人をして之に問はしめて曰く、子は周人にあらざるなり。而るに自ら客にあらずといふは何ぞ

やと。對へて曰く、臣少かりしとき、詩を誦しき、曰く、普天の下、王土にあらざるはなく、率土の濱、王臣にあらざるはないと。今君、天子なれば、則ち我れは天子の臣なり。豈に人の臣となりて、而して又之が客たるあらんや、故に主人なりと曰へりと。君之を獄獄出さしむ。

韓の宣王、樛留ヤムツに謂つて曰く、吾れ公仲と公叔とを兩用せんと欲す、其れ可ならんかと。對へて曰く、不可なり。晉は六卿を用ひて國分れ、簡公は田成と圍止とを兩用して、簡公殺され、魏は犀首と張儀とを兩用して、西河の外亡ウツナひぬ。今、王之を兩用せば、其力多き者其黨を樹て、力寡き者は外權外國ノ權を借らん。羣臣内は黨を樹て、以て主に驕るあり。外は交を爲して以て地を削ることあらば、則ち王の國危からんと。紹績昧、醉寐して其裘を亡ウツナふ。宋君曰く、醉は以て裘を亡ウツナふに足るか。對へて曰く、樂は醉を以て天下を亡ウツナへり。而して康誥に曰く、酒を禁ツツにすることなかれと。酒を禁ツツにするとは、酒を常にするなり。酒を常にせば、天子は天下を失ひ、匹夫は其身を失

はんと。

管仲、隰朋、桓公に従ひて孤竹國を伐ち、春往きて冬返る。迷惑して道を失ふ。管仲曰く、老馬の智用ふべしと。乃ち老馬を放ちて之に隨ひ、遂に道を得たり。山中を行くに水なし。隰朋曰く、蟻は、冬は山の陽に居り、夏は山の陰に居る。蟻壤一寸にして、八尺ノ下に水ありと。乃ち地を掘り遂に水を得たり。管仲の聖と、隰朋の智とを以てするも、其知らざる所に至りては、老馬と蟻とを師とするに難からず。今人其愚心を以てして、而も聖人の智を師とするを知らず。亦過たずや。

不死の薬を荆王に獻する者あり。謁者事ヲ奏スル者之を操りて以て入る。中射名の士問ひて曰く、食ふべきかと。曰く可なりと。因りて奪ひて之を食ふ。王大に怒り、人をして中射の士を殺さしめんとす。中射の士、人をして王に説かしめて曰く、臣謁者に問ふに、曰く、食ふべしと、臣故に之を食ひぬ。是れ臣は罪なくして、罪は謁者にあるなり。且つ客、不死の薬を獻じ、臣之を食ひて、王、臣を殺さば、是れ死薬なり。是れ客、

王を欺けるなり。夫れ無罪の臣を殺して、人の、王を欺くを明かにせんよりは、臣を釋すに如かずと。王乃ち殺さず。

田駟、鄒の君を欺く。鄒の君、將さに人をして之を殺さしめんとす。田駟、恐れて恵子に告ぐ。恵子、鄒君に見えて曰く、今人ありて君に見え、則ち其一目を映テ人ヲ見ル、君コト蓋シ當時人ヲ嘲弄スルサマせば奚如と。君曰く我れ必ず之を殺さんと。恵子曰く、善は兩目映す、君奚んすれぞ殺さると。君曰く映することなき能はざるなり。恵子曰く、田駟は東の方、齊侯を慢アザムき、南の方、荆王を欺けり。駟の人を欺くに於けるは善なり。君奚ぞ怨みんと。鄒君乃ち殺さず。

魯の穆公、衆公子をして他日ノ援ヲカラシメタメ或は晉に宣し、或は荆に宣せしむ。犁鉏曰く、人を越越國ヲより假りて溺子を救はんとせば、越人善く遊ぶと雖も、子は必ず生きじ。家人火を失ひて水を海より取らば、海水多しと雖も、火は必ず滅せじ。遠水は近火を救はざればなり。今晉と荆とは強しと雖も、而も齊は近し、魯の患は其れ救はれざらんか

齊ニ滅サレシ時管と。刑之ヲ救フ能ハシ。

嚴遂韓、周君に善からず。周之を思ふ。馮沮曰く、嚴遂は相宰相にして、韓傀は君韓に貴ばる。賊を韓傀に行ふ暗殺セに如かず。則ち君韓必ず以て嚴氏嚴遂ノ所爲と爲さんと。

張譚、韓に相たり。病みて將さに死せんとす。公乘無正人名三十金を懷にして其疾を問ふ。居ること一月。韓王自ら張譚に問ふて曰く、若し子死せば、將さに誰をか子に代らしめんとする。答へて曰へ、無正は法を重んじて上を畏る。然りと雖も公子食我の民心を得るには如かず。なりと。意專リ無正ヲ推スニ在リ故ニ無正ニハ上ヲ畏ルトイヒ食我ニハ民ヲ得ルトイフ君ノ我ヲ畏ル、モノヲ愛シテ民ヲ得ルモノヲ悦バザルヲ知レ。張譚死す、因りて公乘無正を相とせり。

樂羊、魏の將となりて、中山を攻む。其子、中山にあり。中山の君、其子を烹て之に羹を遺る。樂羊、幕下に坐して之を啜り、一杯を盡せり。文侯魏、堵師賛に謂つて曰く、樂羊、我の故を以て、其子の肉を食へりと。答へて曰く、其子すらも之を食ふ、且た誰をか食はざらんと。樂羊、中山を罷む軍ヲ罷メ。文侯其功を賞したれども、其心を疑へり。

を疑へり。

孟孫魯、獵して麀ゾイを得たり。秦西巴をして之を載せて持ち歸らしむ。其の母鹿之に隨ひて啼く。秦西巴、忍びずして之に與ふ。孟孫歸り至りて麀を求む。答へて曰く、余忍びずして其母に與へぬと。孟孫大に怒りて之を逐へり。居ること三月、復た召して以て其子の傅となす。其御の曰く、曩きに將さに之を罪せんとし、今召して以て子の傅となすは、何ぞやと。孟孫曰く、夫れ麀に忍びず、又且た吾が子に忍びんやと。故に曰く、巧詐は拙誠に如かずと。樂羊は功あるを以て疑はれ、秦西巴は罪あるを以て益々信ぜらる。樂羊ハ巧詐也。秦西巴ハ拙誠。

曾從子は、善く劔を相鑑する者なり。衛君、吳王を怨む。曾從子曰く、吳王は劔を好む。臣は劔を相する者なり。臣請ふ吳王の爲めに劔を相し、抜きて之を示し、因りて君の爲めに之を刺さんと。衛君曰く、子の之をなすは是れ義に縁るにあらざるなり、利の爲めにするなり。今吳は強くして富み、衛は弱くして貧し、子必ず往かば、吾れ子

が吳王の爲めに之を我に用ひんことを恐る利ノタメニス故ニ又必ズト。乃ち之を逐へり。
紂、象箸を爲るツク。箕子怖れて以爲らく、象箸は必ず饒を土簋ヤに盛らじ、則ち必ず犀玉
の杯。玉杯象箸、必ず菽菴を盛らじ、則ち必ず旄象豹胎。旄象豹胎、必ず短褐を衣ヤて
茅茨の下に舍らじ。則ち必ず錦衣九重、高臺廣室ならん。此に稱カチへて以て求めば、則
ち天下も足らじと。聖人は微を見て以て萌起リズル所を知り、端を見て以て末を知る。故
に象箸を見て怖れたるは、天下ズルモも足らざるを知らばなり。

周公旦、己に殷に勝ち、將さに商奄東方ノを攻めんとす。辛公申曰く、大は攻め難く、
小は服し易し。衆小を服して以て大を劫かすに如かすと。乃ち九夷を攻めて、商奄服
せり。

紂、長夜の飲徹夜ノ酒宴をなす。以て日甲子時を失忘はんことを懼れ、其左右に問ふに、盡
く知らず。乃ち人ヲ箕子に問はしむ。箕子其徒に謂つて曰く、天下の主となりて、一
國皆日を失ふ、天下其れ危からん。一國皆知らずして、我れ獨り之を知らば、吾れ其

れ危からんと。辭するに酔ひて知らざるを以てせり。

魯人に身善く履を織り、妻善く縞ネリを織るものありて、越に徙らんと欲す。或ひと
之に謂つて曰く、子必ず窮せんと。魯人曰く、何ぞやと。曰く履は之を履くが爲めなり、
而るに越人は跣行す履用ナリ。縞は之を冠るが爲めなり、而るに越人は髮を被ぶ冠用ナリ。
子の長ずる所を以て、用ひざるの國に遊ぶ。窮することなからんと欲するも、其れ得べ
けんやと。

陳軫、魏王に賞ばる。惠子曰く、必ず善く左右に事へよ。夫れ楊ヤナは、横に之を樹
うるも即ち生じ、倒まに之を樹うるも即ち生じ、折りて之を樹うるも又生ず。然るに
十人に之を樹ふしめて、而も一人之を抜かば、則ち生楊無からん。夫れ十人の衆を以
つて生じ易きの物を樹ふて、而も一人に勝たざる者は、何ぞや。之を樹うるは難くし
て、之を去るは易ければなり。子、自ら王に樹うるに工みなりと雖も、而も子を去ら
んと欲する者衆くば、子必ず危からんと。

魯の季孫^{三家}、新に其君を弑す。吳起^{季孫}仕ふ。或ひと起に謂つて曰く、夫れ死者始めて死して血^生あり、已に血して血^死となり、已に血して血^死となり、已に灰して土となる。其土に反るや、爲すべきものなし。今季孫は^{之ヲ死者ニ}乃ち始めて血あるものなり、其れ母乃未だ知るべからざるなり。^{此後ノ惡逆如何ニ}と。吳起因つて去りて晋に之けり。

隰斯彌^{齊ノ大夫}、田成子を見る。田成子與に臺に登りて四望す。三面は皆暢^{遮ル者}。南望は、隰子の家の樹之を蔽へり。田成子亦言はず^{言之ニ}。隰子歸りて、人をして之を伐らしむ、斧にて離^サくこと數創にして、隰子之を止む。其相室^家曰く、何ぞ變ずることの數々なるやと。隰子曰く、古に諺あり、曰く、淵中の魚を知る者は不祥なり^{見ザルヲ察スル也}。夫れ田子は將さに大事^{齊ヲ稱}あらんとす、而して我之に微を知るを示さば、我必ず危し。樹を伐らざるも、未だ罪あらざるなり。人の言はざる所を知るは、其罪大なり。乃ち伐らざるなりと。

楊子宋に過ぎり、東の方逆旅に之く。^{逆旅} 妾二人あり。其惡き者は貴く、美しき者は賤し。楊子其故を逆旅の父^主に問ふ。答へて曰く、美しき者は自ら美しとす、^故 吾其美しきを知らざるなり。惡き者は自ら惡しとす、吾れ其惡きを知らざるなりと。楊子、弟子に謂ひて曰く、行ひ賢にして、而も自ら賢とするの心を去らば、焉くに往きてか美ならざらんと。

衛人、其子を嫁して之に教へて曰く、必ず私に積聚^{ヒツカ}財せよ。人の婦となりて出さるゝは常なり。其居るを成すは幸^僥なりと。其子因りて私に積聚しければ、其姑以て多く私すとなして、之を出せり。其子の以て反れる所のものは、其以て嫁せる所に倍せり。^{カヘリシ時ノ財産。嫁セシ時ニ倍ス。} 其父自ら子に非を教へしを罪とせずして、而も自ら其益々富めるを知とせり。今、人臣の官に處る者は皆是の類なり。

魯丹、三たび中山の君に説きて、而も受けられず。因りて五十金を散じて、其左右に事ふ。復た見ゆ。未だ語らずして君之に食^祿を與ふ。魯丹出で、舍に反らずして、遂

に中山を去りぬ。其御曰く、見ゆるに及びて乃ち始めて我を善くす、何の故に之を去ると。魯丹曰く、夫れ人の言を以て我を善くせば、必ず人の言を以て我を罪せんと。未だ境を出でざるに、公子之を惡りて曰く、趙の爲めに來り問者すと。中山の君因りて索めて之を罪せり。

田伯鼎、士を好みて、其君を存し、自公、士を好みて荆を亂る。其士を好めるは則ち同じ。其爲す所以は則ち異なり。公孫友、自ら刑りて百里奚を尊尊くし、豎刁は自ら宮去ル勢去ルして桓公に諂ふ。其自ら刑するは則ち同じ、其自ら刑するを爲す所以は則ち異なり。惠子曰く、狂者東に走れば、逐ふ者も亦東に走る。其の東に走るとは則ち同じ、其の東に走るを爲す所以は則ち異なりと。故に曰く、事を同じくするの人は、審に察せざるべからざるなりと。

説林下

伯樂ハクワク、二人に踞馬ハネルを相することを教ふ。相與に簡子趙簡子の厩コトに之きて馬を觀る。

一人踞馬を擧ぐ指、其一人後よりして之に循ひ、三たび其尻を撫で、而も馬踞せず。

此のもの自ら以て相することを失へりとなす。其一人曰く、子は相することを失へる

にあらざるなり。此れ其の馬たるや、踞肩短にして腫膝膝ノフクレタルコト。夫れ踞馬は後を擧

げて前に任す後足ヲ擧ゲテ前足ニ任スるものなるも、腫膝なれば任すべからず。故に後、擧らず。子は

踞馬を相するに巧にして、腫膝を相するに拙しと。夫れ事には必ず歸する重キヲ歸スル所あり。

而も腫膝する所あるを以て任せざる、智者の獨り知る所なりと。

惠子曰く、猿を柙檻中に置けば、則ち豚と同じ。故に勢の便ならざるは、能を逞くする所以にあらざるなりと。

衛の將軍文子、曾子孔子ノ高弟を見る。曾子起たずして、坐席に延き、身を與西南隅ノ尊處に正

しぬ。文子、其御に謂つて曰く、曾子は愚人なるかな。我を以て君子となさば、君子安んぞ敬することなかるべけんや。我を以て暴人となさば、暴人安んぞ侮るべけんや。曾子、僂せられざれば、幸なりと。

鳥に剛々といふものあり。重首首重キにして屈尾尾屈なり。將さに河に飲まんと欲すれば、則ち必ず顛すコロ。乃ち他ノ其羽を銜みて之を飲ましむ。一人の飲むに足らざる有る所のもの、白ウ飲ム能ハ、は、其羽を索めざるべからざるなり。其羽を銜む者ヲ求メザルベカラズ。即チ樂助ヲ待テ事成ルニ喻フ。

鯨は蛇に似、蠶は蠋ツハムシに似たり。人、蛇を見れば、則ち驚駭し、蠋を見れば、則ち毛起す身ノ毛。然ル。漁者は鯨を持ち、婦人は蠶を拾ふ。利のあるところは、皆資諸古ノ勇士となる。

伯樂、其の憎む所の者に、千里の馬を相するを教へ、其の愛する所の者に、驚馬を相するを教ふ。千里の馬は時に一にして、其利緩く。驚馬は日に售られ、其利急なればなり。此れ周書に所謂下言にして上用するものなり。卑下ノ言却テ高上ノ用アリ、即チ。驚馬ヲ相スルノ却テ利アルニ當ル。

桓赫曰く、刻削の道彫人ヲ作ル、彫刻ノ法、鼻は大なるに如くはなく、目は小なるに如くはなし。鼻の大なるは小にすべきも、小なるは大にすべきからず。目の小なるは大にすべきも、大なるは小にすべきからざればなり。事を擧ぐるも亦然り、其復びすべき者をなせば再スベキ餘地、則ち事、敗る、寡し。

崇侯、惡來共ニ紂王、紂の誅に遇はざる身、紂ニ戮セラル、而かも武王之之紂を滅ぼすを見ざるなり。比干、子胥比干ハ殷ノ王子、子胥ハ吳ノ王子、其君の必ず亡ぶるを知りて、身己の死する戮セラルル也ヲを知らざるなり。故に曰く、崇侯惡來は、心を知り人ノ心ヲて事を知らず事ノ變ヲ、察セズ。

比干子胥は事を知りて、心を知らず。聖人は其れ備はれり事ト心ト兩ナリ。宋の太宰官貴其威重キノ意して斷斷を主とる。季子將に宋君に見えんとす。梁子之を聞きて曰く、語るには必ず太宰と三坐宋君、太宰、季子、三人同座すべきか。然らずんば將に免れ禍ざらんとすと。季子因りて宋君説くに、主を貴びて宋君ニ、國人民ヲを輕んずる太宰ニを以てせり。

楊朱の弟楊布、素衣白を衣て出づ。天雨ふる。素衣を解き、緇衣黒を衣て反る。其狗知らずして主人ヲ之に吠ゆ。楊布怒り將に之を撃たんとす。楊朱曰く、子撃つこと毋かれ。子も亦猶ほ是のごとけん。曩サキに女が狗をして、白くして往き、黒くして來らしめば、子豈に能く怪しむ毋からんやと。

惠子曰く、羿イノ名手古ノ弓、執ツクケを執り、扞コシヲを執り、扞ヲを操り、機ユハヲを關かば、越人最モ疏遠ナル人も争ひて爲めに的リヲ持たん、必ズ的ニ中リテ人ヲ誤サレド。若シ弱子童弓を扞かば、慈母最モ親近ナル者も室に入りて戸を閉ぢん、矢ヲ避ケ。故に曰く、必とす可ければ、則ち越人も羿を疑はず。必とす可からざれば、則ち慈母も弱子を逃ると。

桓公、管仲に問ふ、富は涯ありやと。答へて曰く、水の涯を爲すは、其の水無き者なり。富の涯を爲すは、其富已に足れる者なり。人は自ら足るに止まること能はざれば亡ぶ。其れ富の涯カニ足ルヲ知ルハ富ニ處スル所以。

宋の富賈に、監止子といふ者あり。人と争ひて百金の璞玉を買はんとす。囚りて伴り

失してワザト手之を毀ち、其百金を負我が負。而して其毀瑕を理めて、千鎰一鎰ハ二十兩を得たり。事は、之を舉げ舉て敗るゝありて、而かも其母俗ニイに賢り之を擧ぐる者

あり始メ敗ル、カ知。キモ却テ利ヲ得。之を負ふに、時なれば也宜チ得ルヲ云。

御を以て能ク馬ヲ御スルヲ云ヒタテ、荆王に見えんと欲するものあり。衆騶スウ御者之を妬めり。囚りて臣能く鹿を擧撃つと却テ御ノコトヲ云ハズ只管王ニ見ユルノ術ヲ講ズルナリ。曰ひて、王に見ゆ。王御となりて鹿に追及ばず、謂ス自ら御して之に及びぬ。王其御御ノを善みす。謂ス乃ち衆騶之を妬みたりしを言ふ衆騶ニ妬マル、カ故ニ御ヲ善クスト。イハズシテ能ク鹿ヲウツト云ヘリト。

荆、公子に令して將に陳を伐たんとす。丈人老故之子を送りて曰く、晋は強し、慎まざるべからざる也晋ノ必ズ陳ヲ救フ。ベキチイフナリ。公子曰く、丈人奚ぞ憂へん、吾れ丈人の爲に晋を破らんと。丈人曰く、可なり、吾は方に陳の南門の外に廬喪ニ居ルトキノ廬せん其ノ必ズ敗歸ス。ベキチイフ也。

公子曰く、是れ何ぞや。丈人曰く、我は勾踐を笑ふ果シテ子ノ言ノ如クナリバ晋ハ勾踐ノ愚ヲ笑ハザルヲ得ズ。人と爲りの是の如く其れ易ナクなるのみにして、獨り何ぞ密々十年の難きを爲せりやと其性輕率ナル勾踐ニシテ獨リ密カニ

辛苦スルコト十年ニ及ベ
ルニ省ミヨト成シメシ也

堯、天下を以て許山に譲らんとす。許山之を逃れて、家人家に舍る。家人其皮冠を藏カクせり許山ニ盜マレン。夫れ天下を棄て、而かも家人其皮冠を藏す、是れ許山を知らざるものなり。

三虱相與に訟ふ。一虱之に過ぎりて曰く、訟ふるものは何の説ぞと。三虱曰く、肥饒の地を争ふなりと。一虱曰く、若亦臘ナツデ臘十二月ノの至りて、茅チカ豚チカの燥るゝを思へざるのみ、豚チカ焦カレテ三虱共ニヤカル、時ノ。若又、而ルチカ、ル此細ノコトニ笑をか思ふと。是に於て乃ち相與に聚り、其母豚チカを暇クワイし相與ニ食て之を食ふ三虱相和。鼯フヤ鼠ノ人乃ち殺さゞりき和ハ乃チ安境。蟲に虻クワイといふものあり。一身に兩口あり。争ひて相齧めり。遂に相食み、困りて自ら殺しぬ。人臣の事を争ひて其國を亡ぼすもの、皆虻の類なり争ヘバ遂ニ。宮に壘シツクヒあり、器に滌テホソ、グアハヒあれば、則ち潔し。身を行ふも亦然り、滌壘の地あらば、則ち非、寡からん。

公子糾齊ノ、將に亂をなさんとす。桓公使者をして之を視しむ。使者歸り報じて曰く、笑へども樂まず、視れども見ず心、焉ニ在、必ず亂をなさんと。乃ち魯人をして之を殺さしめぬ。

公孫弘、髮を斷ちて斷髮シテ越人ノ俗ニ倣フ也、越王の騎となる。公孫喜、人をして之と絶絶たしめて曰く、吾は子と昆弟たらじと。公孫弘曰く、我は髮を斷つのみ。子は頸を斷ちて頸ヲ意トセズ、人の爲めに兵を用ふ。我は將に子を何とか謂ふべきと。周南の戦に公孫喜果シ死にき。

悍者暴悍ナと鄰するものあり、宅を賣りて之を避けんと欲す。人曰く、是れ其悍者ツミ將さに満たんとす、子姑く之を待てと罪惡其極ニ達シ其報イ近キ。答へて曰く、吾は其の我を以て貫を満さんことを恐る我ヲ殺サザレバ其罪ノ極ニ達セザランコトヲ恐ル。遂に去りぬ。故に曰く、物の幾ヤキ危きは、靡シムガふ所にあらざるなりと。

孔子、弟子に謂つて曰く、孰れか能く子西楚ノ高名ヲ獲タルの釣名を導イはん子西ノ高名ヲ獲タルと。

子貢曰く、賜や能く乃ち之を導はん。子西ノ復た疑はず、原文此下孔子曰く、寛なる哉彼ハニシテ人、利に彼らず、潔潔なる哉廉潔ニシテ利、三語アリ恐クハ術民性ト恒あり、曲れるを曲れりと爲し、直きを直きと爲す故ニ高名ナト。孔子曰く、子西は免れじと人ヲ疑ハズ利ニ被ラズ直ニ過ク故ニ禍ヲ免レズ。白公の難に、果シテ子西死にき。故に曰く、行ひに直き者は欲に曲ナカ人情ニふと。

晋の中行文子、出亡出奔して縣邑を過ぎる。從者曰く、此の齋夫齊夫は公の故人なり、公奚ぞ休休して且且後車を待たざると。文子曰く、吾れ嘗て音を好めば、此人我に鳴琴を遺りぬ。吾れ佩佩ナル物を好めば、此人我に玉環を遺りぬ。是れ我が過を振振救はず、以て容れられんことを我に求めしものなり。此クノ如キ人、吾レ其ノ我ヲ以チテ、我ニ使、人人に容れらるゝを求めんことを恐ると。乃ち之を去りぬ。果して文子が後車ニ乗を收めて、之を其君に獻せり。

周サカ越人、宮他周に謂つて曰く、我が爲めに齊王に謂つて曰へ、齊を以て我を魏に資せば齊ノ勢ヲ我ノ助ケニ、魏ニシテ魏ニ使セシメバ、請ふ魏を以て王齊に事ツカへしめんと。宮他曰く、不可なり、是れ之

齊に魏なき子ガ魏ニを勢力ナキ示すなり。齊王は必ず魏なき者に資して、以て魏ある魏ニ勢者を怨ましめざらん。公、齊王ニ王の欲する所を以てせよ、臣請ふ魏を以て王に聴かしめんと、曰ふに若かず王ノ欲スル所ハ何事ニテモ魏ニキカシメント。サスレバ齊王必ず公を以て魏ありとなし、必ず公に因らん。是れ公、齊あるなり。魏ニ對シテ齊ノ、因つて以て齊魏あらん。斯クテ兩國ニと。

白圭、宋の大尹大尹ハ宗君ノ母ト通セリに謂つて曰く、君宋長じて自ら政を知らば、公は事無からん權ヲ。今、君宋は少主にして名名を務む。荆國をして君の孝を賀せしむるに如かず。則ち君、公の位を奪はずして、而も大に公を敬重せん。則ち公は常に宋を用ひん宋國ニ乗宋り得べし。

管仲、鮑叔、相謂つて曰く、君齊の亂甚し。必ず國を失はん。齊國の諸公子、其の輔くべき者は公子糾にあらざれば、則ち小白なり。子と人々一人に事へん吾ト汝ト別々ニ糾ト小白ニ事へ。先づ遠遠する者は、相收めん互ニ他ヲ舉と。管仲は公子糾に従ひ、鮑叔は小白に

從へり。既ニ國人果して君を弑し、小白先づ入りて君となる。公子糾魯人、管仲を拘
 へて之を效しぬ。齊ニ護。鮑叔小白言つて之管仲を相とす。故に諺に曰く巫咸神巫善く祝
 イノすと雖も、自ら被ふこと能はざるなり、秦醫扁鵲、姓ハ善ク病除くと雖も、自ら彈す
 る針ッ、こと能はざるなりと。管仲の聖を以てして、而かも鮑叔の助けを待てり。此れ鄙
 諺に所謂、虜北夷ナリ多自ら裘を賣りて售れず、士自ら辯を興めて信せられざるものな
 り、自贊スレバ信セラレズ、如何ナル賢者ト雖モ。
 必ズ他人ノ助ケヲ待タザル可カラザルナ云フ。

荆王、吳を伐つ。吳、沮衛蹇融をして荆の師を犒はしむ。荆の將軍曰く、之を縛せよ、
 殺して以て鼓に豐らん。血ヲ塗ンテと。之。沮衛に問ふて曰く、汝の來れるときトせるか。衛
 蹇融答へて曰く、トせり。將軍ト吉なりしか。沮答曰く、吉なり。荆人曰く、今、荆將に女
 を以て鼓に豐らんと欲す、其れ何ぞや。何クニ吉ナル。衛答へて曰く、是れ故より其の吉な
 る所以なり。吳、臣をして來らしめしは、固より將軍を視せしむるなり。將軍怒らば、
 吳將に溝を深くし壘を高うせんとす。將軍怒らば、將に懈怠せんとす。今將軍、臣

を殺さば、則ち吳は必ず警守せん。且つ、國家のトは、一臣の爲めにトせるにあらず。
 夫れ、一臣を殺して、一國を存せば、其れ吉と言はずして何ぞや。且つ、死者知ることなく
 ば、則ち臣を以て鼓に豐るも益なけん。死者知ることあらば、臣將に戰の時に當つて、
 鼓をして鳴らざらしめんとすと。荆人因りて殺さゞりき。

知伯、將に仇山晋ニ近キ野蠻國を伐んとす。而るに道、難險くして通せず。乃ち大鐘を鑄て、
 仇山の君に遺る。仇山の君大に説び、道を除きて將に之を内れんとす。赤章曼枝曰
 く、不可なり。此れ斯ル贈物此れ斯ル贈物小國の大國に事ふる所以なり。而るに今や大國、以て小來
 る、卒卒兵必ず之其ノに隨はん、内る、べからざるなりと。仇山の君聽かずして、遂に
 之を内る。赤章曼枝因りて國ヲ去ラテ轂を斷ち車ノ轂ヲ短クシテ疾驅ニ便ニ驅り、齊に至る。七
 月にして仇山亡びぬ。

越、已に吳に勝ち、又卒を荆に索モトめて晋を攻む。左史倚相、荆王に謂つて曰く、夫
 れ越は吳を破り、豪士死し、銳卒盡き、大甲壯士ノ重甲傷けり。然ル今又卒を索めて以

て晋を攻むるは、我れに、病れざる自國ノ疲弊を示すなり、、羅師を起して以て吳を分つノ地ナ分に如かずと。荆王曰く、善しと。因りて師を起して越に従ふ。越王怒り、將に之を撃たんとす。大夫種曰く、不可なり。吾が豪士盡き、大甲傷けり。我れ與に戦はゞ、必ず剋カたず、之に賂ふに如かずと。乃ち露山の陰五百里を割き、以て之に賂ひき。荆、陳を伐つ、吳之を救ふ。軍の間荆陳兩軍三十里、雨ふること十日、夜晴星みゆ。荆左史倚相、子期に謂つて曰く、雨ふること十日、此間ニ甲甲輯甲まり兵兵聚聚まりたらん、吳人必ず至るべし、之に備ふるに如かずと。乃ち陳陣を爲さんとす。陳未だ成らざるに、吳人至り、荆の陳陣を見て反りぬ。左史曰く、吳は、反復往六十里、長途ナ其君子上者者は必ず休休ひ、小人下は必ず食せん。我は行くこと三十里、之を撃たば必ず敗るべきなりと。乃ち之を従オひ追、遂に吳の軍を破りぬ。

韓趙、相與に難を爲す。韓子、兵を魏に求めて曰く、願はくは師を借りて以よに趙を伐たんと。魏の文侯曰く、寡人趙と兄弟たり、以て従ふべからずと。趙又兵を魏魏に求めて韓を攻めんとす。文侯曰く、寡人韓と兄弟たり、敢て従はずと。二國、兵援を得ず、怒りて反れり。已にして乃ち二國文侯意木以て己れを構する魏和シムセにあるを知り、乃ち皆魏に朝しき。

齊、魯を伐ちて、讒鼎鼎鼎ノを索む、魯其賂賂物を以て往贈ルカしむ。齊人曰く、賂なりと。魯人曰く、眞なりと。齊曰く、樂正子春をして來らしめよ、吾れ將に子に聽かんとすと。魯君、樂正子春行カン請コトふ。樂正子春曰く、胡胡そ其眞を以て往かざると。君曰く我れ之を愛すと。春答へて曰く、臣も亦臣の信を愛す質ナ詐ハリテ眞ナト。

韓韓咎咎立立ちて君となる。未だ定まらざりしとき、弟弟名名ハハ周周にあり、周、之之機機を重ん重せんと欲して立テ太子ト也、而も韓咎が機立立てざらんことを恐る。蔡母蔡恢恢曰く、車百乘を以て之之機機を送送るに若かず。立つこと昔機機立立を得ば、因りて曰へ、戒戒途途中中を爲せりと。昔若若シシ立立てずんば則ち曰へ、來りて賊賊指指スス也也を效效送送リリイイせりと。

靖郭君齊ノ公族田嬰將に薛に城かんとす。客の以て諫むる者多し。靖郭君、謁者謁者者謂謂つて

曰く、客の爲めにヲ通ずることなかれと。齊人の見えんと請ふ者あり、曰く、臣請ふ三言にして已まん、三言を過ぎなば、臣請ふ烹られんと。靖郭君因りて之を見る。客趨り進みて曰く、海大魚と。因りて反り走る。靖郭君曰く、請ふ其説を聞かんと。客曰く、臣敢て死を以て戯れとせず近ニ言ハレ乃チト。烹ラレ、ナ云。靖郭君曰く、願はくは寡人の爲めに之を言へと。齊人答へて曰く、君、大魚を聞けりや、網も止むること能はず、繳テ申レバ射ヲ之ヲ獲ル也。索アリテ繞フモ紐くること能はざるなり。ドサレ、蕩ガレして水を失はゞ、螻蟻も意を得ん制スルヲ得。今夫れ齊は亦君の海なり、君長く齊を有たば、奚ぞ辭を以てするをなさん。君、齊を失はゞ、薛の城を降くして天に至ると雖も、猶ほ益なからんと。靖郭君曰く、善しと。乃ち懶めて辭に城かざりき。

荆王の弟公子、使シテ秦に在り、秦因へ出ださず。中射の士曰く、臣に百金を資せば、臣能く之を出さんと。因りて百金を載せて晉に之き、叔向を見て曰く、荆王の弟、秦にありて、秦出ださず、請ふ百金を委托せん固ツテ計ト。叔向金を受けて、以て之を晉の平

公に見えしむ。中射ノ士曰ク、以て壺丘に城くべしと。平公曰く、何ぞや。對へて曰く、荆王の弟、秦にありて、秦出ださず。是れ秦、荆に悪しければなり、必ず敢て我が壺丘に城くを禁せざらん。若し之を禁せば、我は曰へ、我が爲めに荆王の弟を出さば、吾れ城かざらんと。彼れ如し之を出さば、以て荆に徳す恩ヲキベシ。彼れ出さずば、是れ悪しき秦、荆ト惡を卒ふるなり、必ず敢て我が壺丘に城くを禁せじと。公曰く、善しと。乃ち壺丘に城き、秦公に謂つて曰く、我が爲めに荆王の弟を出さば、吾れ城かじと。秦因りて之を出しぬ。荆王大に説び、鍊金好百鎰を以て晉に遣りぬ。

闔廬王呉、郢都を攻め、戦ひて三たび勝てり。闔廬王子背に問ふて曰く、以て退くべきかと。子背對へて曰く、人を溺らすもの、一飲溺ル、者水ヲムコト一口にして止まば、則ち溺るゝものなけん。之ヲ溺ラスニハ其の休まざるを以てする也。之に乗じて以て之を沈ましむるに如かずと。鄭人に一子あり、將に宦遣リ出テせん也とす、其家人に謂つて曰く、必ず壞墻ヤブレを築繕け、然ラズバ是れ不善の人將に竊まんとすと。其巷人も亦云へり。時トキノに築かずして、

而して人果して之を竊みぬ。其子を以て知となし、巷人の告げし者を以て盜となしき。

卷之八

觀行

此篇、人主法術の士を得て鏡とすれば、自ら見るに利あるを論ず。

古の人、目、自ら見るに短なり、故に鏡を以て面を觀る。智、自ら知るに短なり、故に道を以て己を正しぬ。故に鏡に疵を見すの罪なく、道に過を明にするの怨みなし。目、鏡を失はば、則ち以て鬚眉を正すことなく、身、道を失はば、則ち以て迷惑を知ることなけん。西門豹の性、急なるが故に、韋皮細ナリ緩を佩びて以て己を緩くし、董安子の心、緩なるが故に、弦ナルニ急を佩びて以て自ら急にせり。故に餘あるを以て足らざるを補ひ、長きを以て短きに續ぐを、之を明主といふ。

天下に信數ノ術ナリ、法術三あり。一に曰く、智も立つこと能はざる所あり、二に曰く、

力も擧ぐることも能はざる所あり。三に曰く、強も勝つことも能はざる所あり。故に堯の
 智ありと雖も、而も衆人の助なければ、大功立たず。烏獲ウツク力士リキシの勁強あるも、而も人の
 助を得ざれば、自ら其身擧ぐることも能はず。賁育ハクニ孟賁ハクニ夏育ハクニ二人の強あるも、而も法術
 なければ、長生することを得ず。故に勢、得べからざるあり、事、成すべからざるあ
 り。故に烏獲は千鈞斤を輕しとして、而も其身を重しとす。其身千鈞より重きにあら
 ざるなり、勢便ならざればなり。離朱リシュ古ノ眼ニは百歩見ルコトを易しとして、而も眉睫
 眉トマツケを難しとす。百歩近くして眉睫遠きにはあらざるなり。道可ならざればな
 り。

故に明王は烏獲を窮苦ムむるに、其自ら擧ぐることも能はざるを以てせず。離朱を困む
 るに、其自ら見ること能はざるを以てせず。可勢爲スニ可ナル勢に因り、易道易キ道を求む。故
 に力を用ふること寡くして、而も功名立つ。時に満虚あり、事に利害あり、物に生死
 あり、是レ勢ノ避ケ可。人主三つの者の爲めに喜怒の色を發すれば、則ち金石金石ノ如キ堅固ナルの
 ありラザル者ナリ

士も、心を離し、聖賢の人も、君ノ淺深を測らん。故に明主は人を觀て、人をして己
 を觀せしめず。堯も獨り成す能はず、烏獲も自ら擧ぐることも能はず、賁育も自ら勝つ
 能はざるを明にして、法術を以てすれば、則ち觀行の道畢る己ガ行ヲ觀ルノ術盡ク

安危

此篇、國家の安危存亡する所以を論ず。

安術に七あり。危道に六あり。安術は、一に曰く、賞罰は是非に隨ふ。二に曰く、禍福は善惡に隨ふ。三に曰く、生死は法度に隨ふ。四に曰く、賢不肖ありて愛惡なし愛憎。五に曰く、愚智ありて非譽なし毀譽。六に曰く、尺ナリテセズシテ唯賢不肖ニ因リテ臣ヲ擧グ。七に曰く、信ありて詐りなし信實。危道は、一に曰く、寸尺ありて意度慮なし必ズ法ニヨリテ。二に曰く、法の外に斷割す繩ノ内、法ノ外共ニ直チ失フ者ヲ云。三に曰く、繩繩即ノ内に斷割ス。四に曰く、人の禍とする所を樂む。五に曰く、人の安んずる所を危くす。六に曰く、愛する所、親します徳ヲ失フ也。惡む所、疏ツクからず威ヲ失フナリ。此の如くなれば、則ち人其生を樂む所以を失ひて、其死を重ハカる所以を忘る。人、生を樂まざれば、則ち人主、尊からず、死を重らざれば、則ち令行はれざる也。

天下をして皆智能を儀表儀範、法トリ從フベキ所以ノ者に極めしめ、力を權衡ハカリ、輕重ノ正ヲ得ル所以ノ者に盡くさしめば、以て動けば則ち勝ち、以て靜かなれば則ち安からん。世を治めて、人をして生を是事事を爲すに樂んで、身を非事非惡を爲すに愛アヒましめば、小人少くして君子多し。故に社稷長く立ちて、國家久安ならん。

奔車の上、仲尼なく、覆舟の下、伯夷なし聖賢ハ危キニ處ラズ。號令は國の舟車なり、號令安ければ則ち智廉生じ、危ければ則ち爭鬪爭鬪起る。故に國を安んずるの法は、饑ウツゑて食ひ、寒サムくして衣るが如し。令せずして自ら然るなり。先王治理治國を竹帛法令に寄す、其道順道理なり從フ。故に後世服す。今、人をして、饑寒に衣食を去らしめんとせば、貴育貴育等と雖も行ふこと能はじ。自然を廢すれば、順道と雖も立たず。強勇強勇の行ふ能はざる所自然は、則ち上、安きこと能はず。上、厭アハくなきを以て、已に盡くるを責めば、則ち下は有ることなきを對へん上、誅求ヤマズシテ下ノ財盡ケル。有ることなくば則ち。法を輕んせん。法は國を爲むる所以なり。而るに之を輕んせば、則ち功立たず、名成

らじ。

聞く、古へ扁鵲の其病大を治むるや、刀を以て骨を刺し、聖人の危國を救ふや、忠言を以て耳に拂ると。骨を刺す、故に小痛、體に在りて、長利、身に在り骨ヲ刺スノ痛ハ小ニシテ病癒ユルノ。故に其病の

利ハ。耳に拂る、故に小逆、心に在りて、久福、國に在り忠言心ニ逆ヘドモ。之ヲキケバ福久シ。故に其病の人は、利、痛みを忍ぶに在り、猛毅の君は、福を以て耳に拂る。痛みを忍ぶ、故に扁鵲、巧を盡し、耳に拂れば、則ち子胥、失はず其患ヲ堪。レコ。壽安の術なり。病みて痛みに忍ばざれば、則ち扁鵲の巧を失ひ、危くして耳に拂らざれば、則ち聖人の意を失ふ

聖人モ危キヲ。此の如くば長利遠く垂れず、功名久しく立たじ。

人主自ら刻期スルするに堯を以てせずして、而人臣に責むるに子胥を以てするは、是れ

般人の盡く比干忠臣の如くならんことを幸ふなり。盡く比干の如くならば、則ち上、

失天下はず、下、亡びじ、其力を權ハカらずして人主、力ヲ權ニ盡サズ。田成齊ノ田成其君あり、

而して其臣の盡く比干の如からんことを幸ふ、故に國一つも安きを得ず。夫堯舜ノ如キ君

を廢して桀紂ノ如キ君を立つれば、則ち人、長ずる所を樂みて短なる所を憂ふることを得ず。長ずる所を失へば、則ち國家は功無く人其材ヲ、竭サズ。短なる所を守れば、則ち民は生を樂まず。功無き家國を以て生を樂まざる人民を御す、レ齊民人民に行ふべからず。此の如くば、則ち上は以て下を使ふことなく、下は以て上に事ふることなからん。

安危は、是非に在りて、強弱に在らず、存亡は、虚實に在りて、衆寡に在らず。故に齊は萬乘也、而も名實稱カガはず、上上威國內に空虚にして、名實に充滿せず主虚器ヲ守ル。故に臣以て篡弒を成すを得たり。而るに上上是非是非なくして、無功に賞し、讒諛を使ひ詐僞を以て貴しとし、無辜無を誅し、偃人偃人の天性を以てして天然ノ生レ。背を割かしめ、詐僞を以て是となし、天性を非となさば、小、大に勝つことを得ん小大ヲ制スル。禍ヲ招ク。

明主は内を堅くす、故に外を失はず過ナ。之を近きに失ひて、而かも遠きに亡亡はざる者は有ることなし。故に周の殷を奪ふや、遺ちたるを庭に拾へり易々タリ。若シ殷をしてシナシ云フ。朝に遺さざらしめば、則ち周は敢て秋毫秋、毛ノ如ク微細ヲ云フを境に望まじ秋毫境ヲ望ミ、タモ亦得シ。

而も況んや敢て位をテ易ふるをや。

明主の道は法に忠なりニカテ法ニ盡ス、其法は心に忠なり誠ナシテ盡ス。故に之に臨みて、民之法とり、之を去りて、民君思ふ。堯は膠漆膠漆ノ知の約なきも、當世に於て道行はれ、舜は置錐の地少キなきも、後世に於て後世徳結ぶ。能く道を往古に立て、徳を萬世に垂る、者、之を明主といふ。

守道

此篇、人主國を守るの道は法を立て術を守るに在るを述ぶ。

聖王の法を立つるや、其賞は以て善を勸むるに足り、其威は以て暴に勝つに足り、其備は、以て法を完うするに足る。治世の臣功多き者は位尊く、力を極むる者は賞厚く、情を盡す者は名立つ。之を善イみすれば生イかすこと春の如く、之を惡コトめば死コトすこと秋の如し。故に民は力を極むることに勸みて、情を盡すことを樂む。此を之れ上下相得官民相和スといふ。上下相得、故に能く力を用ふる者をして、自らナ權衡法に極めて、任鄙秦ノ武王ノ力士に至らんことを務めしめ、戦士をして死に出で、奮發シテ死地ニ出ツ賞育たらんことを願はしめ、道を守る者をして、皆金石の心を懷きて、以て子竹の節に死せしむ。力を用ゆる者任鄙となり、戦ふこと賞育の如く、守ること金石たらば、則ち人に君たる者、枕を高くして、守り已に完からん。

古の善く守る者は、其の重しとする所刑を以て、其の輕しとする所罪を禁じ、其の難んずる所堪エ難シトを以て、其の易しとする所犯サザルニを止む。故に小人と君子と俱に正しく、盜跖古ノ大盜と曾史曾參トと俱に廉なり。何を以てか之を知る。夫れ貪盜貪慾極マも谿に赴きて金を擧らず。谿に赴きて金を擧れば、則ち身全からざればなり。賁育も敵を量らざれば、則ち勇名なし、盜跖も可ヨキを計らざれば、則ち利成らず。

明主の禁を守るや、賁育も其の勝つこと能はざる所に侵され、盜跖も其の取ること能はざる所に害せらる明主法禁ヲ守ルノ嚴ナク、賁育盜跖モ明主ニ侵害セ。故に能く賁育の犯すこと能はざる所を禁じ、盜跖の取ること能はざる所を守る。則ち暴者は忿を守り、邪者は正に反る。大勇慝に、巨盜貞ならば、則ち天下公平にして、齊民の情正しからむ。

人主法を離れ人を失へば、則ち伯夷も妄に取らざるを危まれて、伯夷ノ廉ト雖モ或ハ、田成妄取スルヲ保シ難シ盜跖の禍を免れず。今や天下、一の伯夷なくして、姦人世に絶えず。故に法を度量に立つ。度量、信なれば、則ち伯夷、是善を失はずして、盜跖、非惡を得ず。法、分明

なれば、則ち賢は不肖を奪ふことを得ず、彊は弱を侵すことを得ず、衆は寡を暴することを得ず。天下を堯の法に託すれば、則ち貞士は分を失はず其所ヲ、姦人姦倖倖せず。千金を古ノ射ノ矢に寄すれば金ヲ取レバ、矢ニ中タル、則ち伯夷は亡ウレナふことを得ずして、盜跖も敢て取らず。堯は姦を失はざるに明なり、故に天下に邪なく、羿は矢發することを失はざるに巧なり、故に千金亡はず。邪人ウレナ售られず用ヒラして、盜跖止むこと此の如きが故に、圖に宰予齊ノ臣ナキを載せず、六卿晉ヲ尊ヘを擧げず圖書ニ書キ載ス。書に子行を著さず、夫差を明にせず忠諫ノ臣ナク亡。孫吳の略兵廢せられ世治マリテ兵、器用ナキ也、盜跖の心伏せん。人主は玉堂の中に甘眠安して、傾取國ヲ傾に瞋目切齒するの患なく、人臣は金城の内に垂拱手して、嗟サ嗟サに扼腕腕ヲ聚スルするの禍なけん。虎を服するにカウを以てせず、姦を禁ずるに法を以てせず、偽を塞ぐに符契契を以てせざるは、此れ賁育の患とする所にして、堯舜の難しとする所なり。故に柙を設くるは鼠ノに備ふる所以にあらざるなり、怯弱をして能く虎を服せしむる所以なり。法を立つるは曾史ノ如キに備ふる所以にあらざる

形を合せず各其所チ得ルナリ、天下得て相傷ふことなし。治の至なり。

法術を釋て、心治心ニ任セすれば、堯も一國を正すこと能はず。規矩を去りて妄りに意度すれば、奚仲古ノ工人魯も一輪を成すこと能はず。尺寸を廢して長短を差カクへば、王爾古ノも半中眞中ノ處目する能はず。然レ中主をして法術を守り、拙匠をして規矩尺寸を守らしめば、則ち萬ニ失はざらん。人に君たる者は、能く賢巧の能はざる所を去り、中拙の萬失はざる所を守らば、則ち人力盡きて功名立たん。

明王は爲すべきの賞を立て、避くべきの罰を設く。故に賢者は賞に勸みて、子胥の禍を見ず。不肖者は罪少くして、偃の背を割かるゝを見ず。盲者は平地平に處つて深谿に過コトらず。愚者は辭を守りて險危に陥らず。此の如くば、則ち上下の恩結ばれん。古の人曰く、其心知り難しと。喜怒中中たり難き也。故に表式を以て目に示シし、鼓を以て耳に語フげ、法を以て心に教ふ。人に君たる者、三易の數三ツノ易を釋て、一の知り難きの心を行ふ。此くの如くば則ち怒りに積みて、怨み下に積まん。積怒を以て積怨を

御せば、則ち兩つながら危ふからん。

明王の表は見易し、故に約約立つ。其教は知り易し、故に言用ひらる。其法は爲し易し、故に令行はる。三つの者立ちて、上、私心なければ、則ち下、法に循ひて治め、表を望みて動き、繩に隨つて斷ヤり、擗サシ折折によりて縫ふことを得。此の如くなれば、則ち上に私威の毒なくして、下に愚拙の誅なし。故に、上、明に居て怒り少く、下、忠を盡くして罪少し。

之を聞く、曰く、事を舉げて患なきは、堯も得ざる能能ハザなりと。而も世未だ嘗て事なくんばあらざるなり。故ニ人に君たる者、爵祿を輕んせず、富貴を易カクんせずば、與に危國を救ふべからず。故に明主は廉恥を厲ツまし、仁義を招カぐ。昔は介子推、爵祿なくして、義として文公に隨ひ、口腹に忍びずして、仁もて其肌を割けり子推晋ノ文公ノ出亡ニ隨ヒ諸國ヲ流浪セシト。故に人主其徳を結び、書圖に其名を著せり。人主は人をして公をキ子推已レガ股ヲ割キ。テ之ニ食ハシメタリ。以て力を盡さしむるを樂んで、私を以て威威を奪奪ふを苦しむ。人臣は能を以て職を

受くるに安んじて、一を以て二を負ふを苦しむ一身二役ヲナ。故に明主は人臣の苦しむ所を除きて、人主の樂む所を立つ。上下の利、之より長なるはなし。私門の内を察せず、重事を輕慮し、薄罪を厚誅し、細過を久怨し、長へに人侮りて快を偷み、數々徳を以て禍を追ふ恩徳モテ禍ヲナセル者ニ報ユ。是れ手を斷ちて續ぐに玉を以てするなり手ヲ切り斷テ玉ニテ補フカ如シ。故に世に身を易ふるの患位ヲ奪ヒ主ヲあり。

人主爲し難きを立て、人民及ばざるを罪せば、則ち私怨生せん。人臣、長ずる所を失ひて、給し難き其短ト所に奉ずれば、則ち伏怨結ばん。勞苦を撫循せず、憂悲を哀憐せず。喜べば則ち小人を譽めて、賢不肖俱に賞せられ。怒れば則ち君子を毀りて、伯夷をして盜跖と俱に辱しめられしむ。故に臣、主に叛くものあり。燕王をして内、其民を憎みて、外、魯人を愛せしめば、則ち燕用ひられず民用ナサズして魯も附かじ。民憎まるれば、力を盡して功を務むること能はず、魯人は説ばるゝも、而も死命に離て國刑ヲ避ケ他主に親しむこと能はず。此の如くば、則ち人臣隙穴主ノ隙ヲ窺フを爲して、人主獨り立たん。隙

穴の臣を以てして、獨立の主に事ふ、此を之れ危殆といふ。

儀的儀表ヲを釋て、妄りに發せば、中たると雖も巧ならず。法制を釋て、妄りに怒らば、殺戮すと雖も而も姦人恐れじ。罪、甲に生じて、禍、乙に歸せば首謀ヲ刑セズシテ連坐ヲ罰ス。伏怨乃ち結ばん。故に至治の國には、賞罰ありて喜怒なし。故に聖人は極端するに刑法ありて、死するに懲毒ガ如キ慘酷なし法ニ因ルノミ、故に姦人服す。矢、發して的に中り、賞罰、符契に當る、故に堯復た生れ、羿復た立つシト同ナリ。此の如くならば則ち上に般夏の患般夏ノ滅亡なく、下に比干の禍比干ノ死なし。君は枕を高くして臣は業を樂み、道、天地を蔽ひ、徳、萬世に極らん。

夫れ人主隙穴隙ノ也を塞がずして、力を赭堊赭ハ赤土、聖ハ外飾ヲ云に勞せば、暴雨疾風、必ず壞らん。肩臆マユ、マツグの禍を去らずして、資育の死國ノ爲ニを慕ひ。蕭牆の患屏牆ノ内ヨリを謹ますして、金城を遠境に固くし外ヲ。近賢の謀を用ひずして、外、萬乘の交りを千里遠交に結ば、飄風ツムシ一旦起らば、則ち資育も救ふに及ばず、外交外ヨリ至るに及ばざ

らん、禍此れより大なるはなし。今の世に當りて、人主の爲に忠計する者、必ず燕王をして魯人を説ばしむることなく、近世をして賢を古へに慕はしむることなく、越人の以て中國に溺る、者を救ふヤウナトを思ふことなかれ。此の如くば、則ち上下親み、内には功立ち、外には名成らん。

功名

此篇、人主天を得、人を得、技を得、勢を得れば、功を立て名を成すを得べきを述ぶ。

明君の功を立て名を成す所以のもの四あり。一に曰く天時、二に曰く人心、三に曰く技能、四に曰く勢位。天時に非ざれば、十堯堯多クと雖も冬、一穗を生ずること能はず。人心に逆へば、賁育と雖も人力を盡すこと能はず。故に天時を得れば、則ち務めずして自ら生じ、人心を得れば、則ち趣がさずして自ら勤め、技能に因れば、則ち急にせずして自ら疾く、勢位を得れば、則ち推進せずして名成る。水の流るゝが如く、船の浮ぶが如し。自然の道を守り、毋窮無の令を行ふ。故に明主と云ふ。夫れ材ありて勢なくば、賢と雖も不肖を制する能はず。故に尺材一尺を高山の上に立つれば、下、千仞の谿に臨むは、材長きにあらざるなり、位の高きなり。桀も天子たれば、能く天下を制するは、賢なるにあらざるなり、勢重ければなり。堯も匹夫たれば、

三家三戸ナリ極メテ小サキ村を正しくすること能はざるは、不肖なるにあらざるなり、位卑ければなり。千鈞一鈞ハ三十斤也極メテ重キカ云も船を得れば、則ち浮び、錙銖錙ハ黍百粒、錙ハ八銖ノ重サ、極メテ輕キカ云も船を失へば則ち沈む。千鈞輕く錙銖重きにあらざるなり、勢あると勢なきとなり。故に短の高きに隔むや位を以てし、不肖の賢を制するや勢を以てす。人主は、天下、力を一にして以て共に之を載イサカシク同シく、故に安し。衆、心を同じくして以て共に之を立つ、故に尊し。人臣は、長する所を守りて、能くする所を盡くす、故に忠なり。尊主を以て忠臣を御せば、則ち長樂生じて功名成らん。名實相待ちて成り、形影相應じて立つ、故に臣主欲を同じくして便利を異にす。

人主の思は之に應ずるものなきにあり、故に曰く、一手手獨り拍てば疾しと雖も聲なしと。人臣の憂は一君臣を得ざるにあり。故に曰く、右手に圓を畫き、左手に方を畫けば、兩つながら成ること能はずと。故に曰く、至治の國は、君は桴チの如く、臣は鼓のごとし、技臣ノ材ノは車のごとく、事臣ノ職ノは馬のごとしと。故に人、餘力あれば、應ず

るに易く、技に餘巧あれば事とするに易し。功を立つる者力に足らず、近きに親む者信に足らず、名を成す者勢に足らず、近き者已に親むも遠き者結ばざるは、則ち名、實に稱はざればなり。

聖人、徳は堯舜のごとく、行は伯夷のごとくなるも、而も位、世に載イサカシクかれざれば、則ち功立たず、名遂げず。故に古の能く功名を致す者は、衆人之を助くるに力を以てし、近き者之に結ぶに信を以てし、遠き者之を興むるに名を以てし、尊き者之を載するに勢を以てす。此の如し、故に太山の如キ功、長く國家に立ちて、日月明ナルの名、久しく天地に著はる。此れ堯の南面して名を守る所以にして、舜の北面君ハ南面シ臣ハ北面スして功を收めし所以なり。

大體

此篇、王者政をなすの大體は法術に因るにあるを述ぶ。

古への大體を全くする者は、天地を望み、江海を觀、山谷に因る。日月の照す所、四時の行はる、所、雲布き風動く皆自然ニ。ソノ智を以て心を累はさず、私を以て己れを累はさず、治亂を法術に寄せ、是非を賞罰に託し、輕重を權衡に屬し、天理に逆はず、情性を傷らす法術ニ因リテ心治シ。毛を吹きて小疵を求めず、垢を洗ひて知り難きを察せず。繩墨の外に引引かす、繩の内に推入出入必ズ繩墨ニ。法の外に急にせず、法の内に緩くせず緩急必ズ法度ニ。成理を守り、自然に因る。禍福、道法、道法に生じて、愛惡に出でず、榮辱の責己れに在りて、人に在らず賞スベキヲ罰スベキヲ罰スルノミ。故に至安の世は、法、朝露の如く、純樸、散せず民ニ矯飾、心ニ結怨、結ホレタ、口ニ煩言、ウラミ、口。故に車馬、遠路に疲弊せず事繁カラザ、旅旗大澤に亂れず、戦ナキ。萬民命を寇戎兵に

失はず、雄駿士、壽を旗幟ハに制ハせず戰陣ニ。豪傑、名を圖書に著はさず、功を盤盂ヒ、ボン也古ハ、治平ナレバ豪傑ノ士、記年の牒、歴史空虚なり、天下無事ニシテ記に録せず功名ヲ成スニ由ナシ。記年の牒、歴史空虚なり天下無事ニシテ記。故に曰く、利は簡簡より長きはなく、福は安より久しきはなし故ニ賢匠石匠ノ巧を。して、千歳の壽長壽を以て、鈎曲ルモノを操り、規矩を見、墨繩を擧げて、太山を正さしめ、賞育をして、干將名を帶びて、萬民を齊トへしめば、力を巧に盡くし、盛を壽に極むと雖も、太山正しからず、民齊ふこと能はざらん。故に曰く、古への天下を牧治する者は、匠石をして巧を極めて、以て太山の體を敗らしめず、賞育をして威を盡くして、以て萬民の性を傷らしめず。道に因り法を全くす。君子樂みて、大姦止み、澹然寡慾として閒靜なり、天命に因りて、大體を持すと。故に人をして法を離るるの罪なく、魚をして水を失ふの禍なからしむ。此の如きが故に天下治まらざるなし。

上君、天徳天ノならざれば、則ち下人民徧ねく覆はれず、心、地仁地ノならざれば、則ち物主必す載せられず。太山は好惡を立てず、故に能く其高きを成し、江海は小助細を澤澤擇擇ば

ず、故に能く其富を成す。故に大人は、形を天地に寄せて、萬物備はり、心を山海に歴きて、國家富む。上に忿怒の毒なく、下に伏怨の患なし。上下交々順ひ、道を以て含宿となす。故に長利積み、大功立ち、名、前に成り、徳、後に垂る、治の至りなり。

卷之九

内儲説上

此篇、人主の術を用ひ微を察する所以を擧げ、例を以て之を證す。其聚むる所の説、皆人主の内謀に係る、故に内儲説といふ。

七術

主の用ふる所には七術あり、察する所には六微あり。七術とは、一に曰く、衆端を參観す事ノ兩端ヲ。二に曰く、必罰、威を明にす罪アル者ハ必ラズ。三に曰く、信賞、能を盡さしむ功アル者ニハ賞ヲ信ニシ。四に曰く、一に聽て下を責む偏聽セズ臣言ハ。五に曰く、疑詔詭使す伴リ告グ。六に曰く、知を挾みて問ふ君知ヲ挾メテ臣ニ欺カル。七に曰く、言を倒にし事を反す或ハ言ヲ倒ニシ或ハ事ヲ反シテ行ヒテ奸情ヲ盡ス。此七つの者は、主の用ふる所なり。

一、參觀

(經) 聽觀、參せざれば、則ち誠、聞えず偏聽偏觀スレバ欺カレ易シ。聽、門戸あれば、則ち臣壅塞す偏ク聽カザレバ臣ニ壅蔽セラレ。其説は、侏儒の夢に竈を見ると、哀公の衆なければ迷ふと稱するに在り。故に齊人齊王河伯を見て、而して惠子の言に其半を亡ウレナふといへり。其思は、豎牛の叔孫を餓えしめて、江乞の荆俗を説くに在り。嗣公治を欲して治ノ衛ヲ知らず、故に敵あらしむ。是を以て明主は積鐵の類を推して、一市の患を察す以上ノ諸説ノ解ハ皆傳ニ出ツ。傳ヲ讀マバ文意自カラ通セン。

(傳共ニ九條) 衛の靈公の時、彌子瑕寵ありて、衛國を専らにす。侏儒短の公に見ゆる者あり、曰く、臣の夢踐あり驗アリ也。公曰く、何の夢ぞと。對へて曰く、夢に竈を見る、公を見るが爲めなりと。公怒りて曰く、吾れ聞く人主を見る者は夢に日を見ると、突サシぞ寡人を見んが爲めに夢に竈を見たと。對へて曰く、夫れ日は天下を兼燭す、一物も當る蔽フノ意。こと能はざるなり。人君は一國を兼燭す、一人も擁フ樂レぐこと能はざるなり。故に人主を見んとする者は、夢に日を見る。夫れ竈は一人煬けば、則ち後人從ひ見る

無し、一人竈ノ前ニ立テバ後。今或は一人の君に煬く者あらん乎彌子瑕專リ君ノ明、ナラハ一人ニ火ノ光見エズ。則ち臣夢に竈を見ると雖も亦可ならずやと。

魯の哀公、孔子に問ひて曰く、鄙諺に曰ふ、衆なれば迷ふなしと衆ト共ニ謀ラバ。迷フコトナシ。今寡人事を舉げ、群臣と之を慮りて、而も國愈よ亂る、其故何ぞやと。孔子對へて曰く、明主の臣に問ふは、一人之を知り、一人之を知らざるなり各其意見ヲ異ニス。レバ則チ詳議ス。是の如き時は、明主上に在り、群臣下に直議す。今群臣、季孫氏に一辭同軌一ツニナせざる者なく直議ナキ。魯國を舉げて盡く化して一季孫氏となる。故に君境内の人全國ノ民に問ふと雖も、猶ほ亂を免れざらんと。一説に曰く、晏嬰子齊ノ魯に聘す。大夫魯に聘す。哀公問ふて曰く、語に曰ふ、三人ならば三人ト迷ふことなしと。今寡人一國と之を慮る。魯の亂を免れざるは、何ぞやと。晏子曰く、古の所謂三人ならば迷ふことなしとは、一人之を失ふも、二人之を得迷フモ得迷フモナレバ正路ニ往クヲ得。故に三人以て衆と爲すに足るなり。故に曰く、三人なれば迷ふことなしと。今魯國の群臣、千百を以て數ふるも、季氏の私私スニ一言同す。人數衆か

らざるにあらざるも、言ふ所の者一人なり、一人ノ言、フニ同ジ、安んぞ三たるを得んやと。

齊人、齊王に謂ふあり。曰く、河伯は大神なり、王何ぞ試みに之と遇はざる、臣請ふ王をして之に遇はしめんと。壇場を大水の上ホトリツクに爲りて、王と之に立つ。聞シラくありて、

大魚動く。因て曰く、此れ河伯なりと。一人ノ言ヲ信ズル。ガ故ニ欺カル、也。

張儀、秦韓と魏白との勢兵を以て齊、荆を伐たんと欲す。而るに惠施は齊、荆を以て

齊荆ニ結ビ秦兵を假めんテと欲す。齊荆ヲ以テ援トナサバ則チ秦韓敢テ、二人之を争ふ。群臣左右皆韓ニ當リ以テ兵ヲ加ヘズ、故ニ兵ヲ假ムルナリ。

張子が爲めに言ひて、齊荆を攻むるを以て利と爲して、惠子が爲めに言ふ者なし。王果して張子に聽きて、惠子の言を以て不可となし、齊荆を攻むるの事已に定まりぬ。

惠子入りて見ゆ、王言つて曰く、先生言ふなかれ。齊荆を攻むるの事果して利あり。一國盡く以て然りと爲すと。惠子曰く、説、察せざるべからざるなり。夫れ齊荆を攻

むるの事、誠に利にして、一國盡く以て利となさんか、是れ何ぞ知者の衆きや。齊荆を攻むるの事、誠に不利にして、一國盡く以て利となさんか、何ぞ愚者の衆きや。凡そ謀は

疑へばなり。疑ナケレバ謀ルヲ要セズ、疑ふとは、誠に疑ひて、以て可となす者半、以て不可となす者半なり。眞ニ疑フベキモノハ可。然ル、不可マサニ相半スベシ。ニ今、一國盡く以て可となす、是れ王、半を亡へるなり。臣切かざる、の主は、固に其半を亡へるものなりと、偏聽ス。

叔孫、魯に相たり。勢貴くして斷を主とる。其愛する所の者を堅牛といふ。堅牛、ホシイ、モ亦擅に叔孫の令を用ふ。叔孫に子あり王といふ。堅牛妬みて之を殺さんとす。因りて王と魯

君の所に遊ぶ。魯君之王に玉環を賜ふ。王拜して之を受けて敢て佩びず。堅牛をして之を佩ペンに請はしむ。堅牛之を欺きて曰く、吾れ已に爾が爲に之を請へり、爾をして之を佩ペンはしむと。王因りて之を佩ペンひぬ。堅牛因りて叔孫に謂ふ、何ぞ王を君魯に見えしめざると。叔孫曰く、孺子兒小何ぞ見ゆるに足らんと。堅牛曰く、王固より已に數々君に見ゆ。君之に玉環を賜ひ、王已に之を佩べりと。叔孫、王を召して之を見るに

果して之を佩ぶ。叔孫怒りて王を殺せり。王の兄を丙といふ、堅牛又妬みて之を殺さんと欲す。叔孫、丙の爲めに鐘を鑄る。鐘成る。丙敢て撃たず、堅牛をして之を打ツクトナ

叔孫に請はしむ。堅牛爲めに請はず。又之を欺きて曰く、吾れ已に爾が爲めに之を請へり、爾をして之を撃たしむと。丙因りて之を撃つ。叔孫之を聞きて曰く、丙請はずして擅に鐘を撃てりと。怒りて之を逐へり。丙、齊に出走す。居ること一年。堅牛、丙爲めに叔孫に謝す。叔孫、堅牛をして之を召さしむ。又召さずして之に報じて曰く、吾れ已に之を召すに、丙怒れること甚しく、肯て來らずと。叔孫大に怒り、人をして之を殺さしむ。二子已に死す。叔孫病あり。堅牛因りて獨り之を養ひ看病スて、左右ノ臣を去り、人を内れず。曰く、叔孫は人の聲を聞くを欲せずと。因りて食はずして餓死せしむ。叔孫已に死す。堅牛因りて喪を發せず、其府庫重寶を徙し、之を空くして齊に奔れり。夫れ信ずる所の言を聽きて、而も子父、人の僂僂大となる、此れ參觀せざるの患なり。

江乞、魏王の爲めに荆に使す。荆王に謂つて曰く、臣、王の境内に入り、王の國俗を聞けり。曰く、君子は人の美を蔽はず、人の惡を言はずと、誠に之れ有りやと。王曰く

之れ有りと。江乞然らば則ち白公の亂楚ノ太子建説セラレテ鄭ニ走ル鄭人之ヲ殺ス、建ノ子白公勝、鄭カノ如き、危きなきを得んや人ノ惡ヲ云ハザレバ則チ白公其、誠に此の如きを得ば、臣等死罪を免れんと。

衛の嗣君衛公、如耳魏ノ大夫を重んじ、世姬を愛せり。而して其の皆其愛重に因りて以て己れを樂がんことを恐れ、乃ち薄疑人を貴くして以て之を如耳に敵せしめ、魏姬を尊くして以て世姬に耦敵せしめて曰く、是を以て相參するなりと。コ嗣君、樂ぐこと無きを欲するを知りて、而も未だ其術を得ざるなり。夫れ賤をして貴を議し、下をして上に偏らしめずして、必ず勢重の鈞下平しき威權相同を待ちて、而る後敢て議せしめば、則ち是れ益々壅塞の臣を樹うるなり。兩者交々君ヲ、嗣君の樂がる、こと乃ちコレ始まると。夫れ矢の來る、郷ふところあれば、則ち其處鐵を積みて以て一の郷ふところに備ふ以テれば、則ち體傷かず。故に彼れには矢ニ備フ、盡く之に備ふるを以て傷かず、此れには臣

ニ備フル、盡く之に敵するを以て姦なき也。

龐恭魏ノ臣、太子と與に邯鄲趙ノ都城に質人たらんとす。魏王に謂つて曰く、今一人、市に虎あり、と言は、王之を信せんか。龐曰、二人市に虎ありと言は、王之を信せんか。王曰く、寡人、王曰く信せず。龐曰、三人市に虎ありと言は、王之を信せんか。王曰く、寡人、之を信せんか。龐恭曰く、夫れ市の虎無きや明らけし、然るに三人言ひて虎を成す無キモ、之を察せよと。後龐恭邯鄲より反る。果シ竟に魏王見ゆることを得ざりき。

二、必罰

(經) 愛、多き者は、則ち法、立たず愛スル者ニ法ナ。威、寡き者は、則ち下、上を侵す。是を以て刑罰必せざれば、則ち禁令行はれず。其説、董子の石邑を行ると、子産の游吉を教ふるにあり。故に仲尼、隕霜を説き、殷の法、灰を棄つるを刑す。將行、樂池を去り、公孫鞅、輕罪を重くせり。是を以て麗水の金、守られずして、積澤の火、

救はれず、成驩齊王ハナハ、太だ仁のゆるを以て齊國を弱しとし、卜皮、慈惠のゆるを以て魏王を亡ぶといへり。管仲之を知る、故に死人を斷刑刑じ、嗣公之を知る、故に管廛を買へり解ハ傳ニアリ。

(傳共十) 董闕子、趙の土地蓋シ晋陽ナリの守となり、石邑石邑を行シり、山中の湖深峭にして牆の如く深さ百仞なるを見る。因りて其旁郷の左右に問ふて曰く、人嘗て此に入りし者あるかと。對へて曰く、有る無しと。曰く、嬰兒、癡聾、狂悖の人、嘗て此に入りし者あるかと。對へて曰く、有る無しと。曰く、牛馬、犬豕犬、嘗て此に入りし者あるかと。對へて曰く、有る無しと。董闕子喟然ナクとして太息して曰く、吾れ能く治めん。吾が法の赦すことなき、猶ほ湖に入るの必ず死するがごとくならしめば、則ち人之を敢て犯すこと莫からん、何爲れを治まらざらんと。

子産、鄭に相たり。病みて將に死せんとす。游吉に謂つて曰く、我が死せる後は、子必ず鄭鄭政を用ひん、必ず嚴を以て人に蒞シめ。夫れ火の形は嚴なり、故に人灼ヤかる、こ

と鮮し、水の形は懦なり、故に人溺ること多し。子必ず子の刑を嚴にして、子の懦に溺れしむることなかれと。子産死す。游吉、嚴刑を行ふに忍びず。是テ鄭の少年相率以て盜をなして、鞞澤地名に處り、將に遂に以て鄭の禍をなさんとす。游吉、車騎を率ゐて與に戰ふ。一日一夜にして、僅に能く之に剋てり。游吉喟然として歎じて曰く、吾れ蚤く夫子の教を行ひたらば、必ず悔、此に至らじと。

魯の哀公、仲尼に問ふて曰く、春秋魯史の記に曰ふ、冬十二月、隕霜、菽を殺さずと十二月隕霜菽殺、何爲れぞ此を記せると。仲尼對へて曰く、此れ以て殺すべくして殺さざるを言へるなり。夫れ宜しく殺すべくして殺さず、梅李冬實る。天、道を失へば、草木も猶ほ之を犯干す、而も況んや人に君たるに於てをやと。

殷の法に、灰を街に奔つる者を刑す。子貢以て重しとして、之を仲尼に問ふ。仲尼曰く、知治の道なり、夫れ灰を街に奔てば、必ず人を掩はん、人必、人必ず怒らん、怒らば則ち鬪はん、鬪は、必ず三族父母妻相殘はん。此れ、三族を殘ふの道

なり。之を刑すと雖も可なり。且つ夫れ重罰は、人の惡む所にして、灰を奔つることなきは、人の行易しとする所なり。人をして之を易しとする所に行ふて、而して惡む所に離カク離ハ糶ることなからしむるは、此れ治の道なりと。一に曰く、殷の法、灰を公道に奔つる者は、其手を斷つ。子貢曰く、灰を奔つるの罪は輕く、手を斷つる罰は重し、古人何ぞ太だ毅ハナハなるやと。孔曰く、灰を奔つるなきは、易しとする所なり、手を斷つは、惡む所なり。易しとする所を行ひて、惡む所に關ヨらざらしむるは、古人以て易しとなす、故に之を行へりと。

中山國名の相、樂池、車百乘を以て、趙に使す。其客の智能ある者を選び、以て將行行路スル官となす。中道にして行亂る。樂池曰く、吾れ公を以て智ありとなして、公をして將行たらしむ。今中道にして亂る、は何ぞやと。客因りて辭し去り、去去ラン曰く、公は治を知らず。公威ありて以て人を服するに足り、利は以て人を勸むるに足る、故に能く之を治む。今臣は君の少客客中なり、夫れ少より長を正し、賤より貴を治めて威ナ、

而して其利害の柄を操りて以て之を制することを得ず利ナキ也、此れ亂る、所以なり。嘗試コトヲシメに臣をして、彼の善き者は、我れ能く以て卿相となし、彼の善からざる者は、我れ以て其首を斬るを得しめば生殺ノ權ヲ得バ、何の故にか治まらざらんと。
 公孫鞅の法には輕罪を重くす。重罪は人の犯し難き所にして、而して小過は、人の去り易き所なり。人をして其易き所を去りて、其難き所に離ることなからしむ、此れ治の道なり。夫れ小過生せず大罪至らざれば、是れ人、罪なくして、亂、生せざるなりと。
 一に曰く、公孫鞅曰ふ、刑を行ひて其輕き者を重くせば、輕き者至らず、重き者來らず民、重輕罪共ニ。是れ刑を以て刑を去ると謂ふなりと。

荆南の地、麗水の中に金砂を生ず。人多く竊みて金を采る。金を采るの禁は、得獲れば輒ち市に辜磔コトヲシメす。而も樂殺レヲシメせむ。甚だ衆くして、其水を壅離籬柵ヲ設ケテするも、而も人金を竊みて止まず。夫れ罪は市に辜磔せらる、より重きはなくして、而猶ほ止まざるものは、禁ヲ犯ス者必ずしも得捕ヘラれざればなり。故に今此に人ありて、汝に天下を予へ

て、而して汝が身を殺さんと曰は、庸人も爲さざらん之ヲ辭スル也。夫れ天下を有つは、大利なり、猶ほ爲さざるものは、必ず死するを知らばなり。故に必ず得られざれば、則ち辜磔すと雖も、金を竊みて止まず。必ず死すと知れば、則ち之に天下を予ふと雖も爲さざるなり。

魯人、積澤澤を燒く獵セントテ也。天偶天々北風ありて、火、南に倚る。國都國也を燒かん恐れあり。

哀公懼れ、自ら衆を將ツテて火を救ふ者を趣ツテがすも、左右に人なし。人盡く獸を逐ひて、

火、救はれず。乃ち召して仲尼に問ふ。仲尼曰く、夫れ獸を逐ふ者は、樂みて罰なく、火を救ふ者は、苦みて賞なし、此れ火の救はる、無き所以なりと。哀公曰く、善しと。

仲尼曰く、事急なり、以て賞するも及ばじ、又若シ火を救ふ者、盡く之を賞せば、則ち

國盡國ヲ舉ゲテグスモ以て人を賞するに足らじ、請ふ徒罰徒を行はんと。哀公曰く、善しと。是に於

て仲尼乃ち令を下して曰く、火を救はざる者は、降北敵ニ降ルトの罪に比同せん、獸

を逐ふ者は、入禁禁苑ヘ入ルの罪に比せんと。令未だ下に遍ねからざるに、火は已に救は

れぬ。

成驩、齊王に謂つて曰く、王太だ仁、太だ人に忍びず憐ミノ心深と。王曰く、太だ仁、太だ人に忍びざるは、善名にあらずやと。對へて曰く、此れ人臣の善なり、人主の行ふ所にあらざるなり。夫れ人臣は必ず仁にして後、與に謀るべし、人に忍びずして後、之に近づくべし。仁ならざれば則ち與に謀るべからず、人に忍ばず則ち近づくべからざる也と。王曰く、然らば則ち寡人安れの所か太だ仁にして、安れか人に忍びざる。對へて曰く、王太だ薛公田に仁に之ヲ優禮スルニ過ケルナリして、太だ諸田諸ノ田氏に忍びず其罪ヲ治セザルニ過ケルナリ、太だ薛公に仁ならば、則ち大臣重きことなく、太だ諸田に忍びずば、則ち父兄宗法を犯さん。大臣重きことなくば、則ち兵、外に弱く、父兄法を犯さば、則ち政、内に亂れん。兵外に弱く、政内に亂るれば、此れ亡國の本なりと。

魏の惠王、卜皮に謂つて曰く、子、寡人の聲聞自分ニ聞を聞けること亦如何と。對へて曰く、臣、王の慈惠なるを聞けりと。王欣然として喜びて曰く、然らば則ち功且功に安く

にか至らん如何ナル功績ヲカ見ルヲ得ベキと。對へて曰く、王の功は亡ぶるに至らんと。王曰く慈惠は善を行ふ也。之を行ひて亡ぶとは何ぞやと。卜皮對へて曰く、夫れ慈とは忍びず、惠とは與ふるを好む也。忍びざれば則ち過あるを誅せず、予ふるを好めば則ち功あるを待たずして賞す。過ありて罪せず、功なくして賞を受く、亡ぶといふとも亦可ならずやと。

齊國厚葬厚キ葬式を好む。國中布帛は衣衾死者ノ衣トシテに盡き、材木は棺槨屍ヲ入ル、ヒツギトヒツギヤチ入ル、外棺ニ盡きんとす。桓公之を患ひ、以て管仲に告げて曰く、布帛盡きなば、則ち以て蔽望軍中敵をなす無く能ハ、材木盡きなば、則ち以て國守備をなす無けん。而るに人厚葬を之れ休めず、之を禁ずる奈何と。管仲對へて曰く、凡そ人の爲すある、之を名と名ノ爲するにあざれば、則ち之を利と利ノ爲するなりと。是に於て桓乃ち令を下して曰く、棺槨の度に過ぐる者は、其尸を戮し、夫の喪を當る者喪ヲカサドをも罪せんと。夫れ死を戮すれば名なく、喪を當る者を罪せば利なし。人何の故にか之を爲さんや。

衛の嗣君の時、胥靡刑あり、逃れて魏に之き、囚りて襄王の後の爲めに病を治す。衛

の嗣君之を聞き、人をして五十金を以て之を買はんと請はしむ。五反五反して魏王予へす。乃ち左氏衛ノ都を以て之に易へんとす。群臣左右、諫めて曰く、夫れ一都を以て行靡を買ふ、可ならんやと。王曰く、子の知る所にあらざるなり。夫れ治は小なること無くして、亂は大なること無し治ハ必ズ大ニ至ランヲ欲シ亂ハ必ズ小ナルニ防グナイフ。法、立たずして、誅、必せずんば、十の左氏ありと雖も益なきなり。法立ちて誅必せば、十の左氏を失ふと雖も、害なしと。魏王之を聞きて曰く、主人主人治を欲して我之を聽かざるは不祥なりと。因りて載齊靡ヲせて往き、徒徒之を獻せり。

三、賞 擧

(經) 賞擧薄くして謾信なれば、下、用ひられず、賞擧厚くして信なれば、下、死を輕んず。其説は文子の獸鹿のごとしと稱するに在り。故に越王宮室を焚き、吳起車轅に倚り、李悝クワイ、訟を斷むるに射を以てし、宋の崇門、毀を以て死す。勾踐之を知る。故に怒龍ノに式す。昭侯之を知る、故に弊袴を藏す。厚く之を賞するは、人をして賞諸たらしむるなり。

り。婦人の蠶を拾ひ、漁者の鱧を握る、是是を以て之を效すなり。

(傳共ニ八條) 齊王、文子に問ふて曰く、國を治むること何如と。對へて曰く、夫れ賞罰の道たる、利器なり。君固く之を握れ。以て人に示すべからず。臣の如きは猶ほ獸鹿のごときなり。唯だ薦草薦草ニ就ク、人臣ハ厚賞ニ歸スなれば就く獸鹿ハ薦草ニ就ク、人臣ハ厚賞ニ歸ス。猶獸鹿ノ薦草ニ於ケルガ如シ。

越王、大夫文種に問ふて曰く、吾れ吳を伐たんと欲す、可ならんかと。對へて曰く、可なり、吾が賞は厚くして信に、罰は嚴にして必ず。君之を知らんと欲せば、何ぞ試みに宮室を焚かざると。是に於て遂に宮室を焚く。人之を救ふものなし。乃ち令を下して曰く、人の火を救ふ者死せば、敵に死するの賞に比せん。火を救ひて而して死せざる者は、敵に勝つの賞に比せん。火を救はざる者は、降北の罪に比せんと。茲ニ人ごとに其體に塗泥ヲ以テ、塗ルナリり、濡衣を被りて、火に赴く者、左に三千人、右に三千人なりき。此れ必勝の勢を知るなり。

吳起、魏の武侯の西河の守となる。秦に小亭小キありて境我ガ國に臨む。吳起之を攻め

んと欲す。此小亭ヲ取リ去らざれば則ち甚だ旧者田ヲ作ルモノを害す。之を去るには則ち以て甲兵を徵するに足らず亭小ナルガ故ナリ。是に於て乃ち一車轅を北門の外に倚せて、之に令して曰く、能く此れを南門の外に徙す者あらば、之に上田上田ノ田と上宅上宅ノ宅とを賜はらんと。人之を徙すものなし。之を徙す者あるに及びて、還た之に賜ふこと令の如くせり。俄かに又一石の赤菽赤キ豆を東門の外に置きて、之に令して曰く、能く此れを西門の外に徙す者あらば、之に賜ふこと初めの如くせんと。人争ひて之を徙せり。乃ち令を下して曰く、明日且に亭を攻めんとす、能く先登する者あらば、之を國大夫に任じ、之れに上田宅を賜はらんと。人争ひて之れに趨く。是に於て亭を攻め、一朝にして之を拔けり。李悝クワイ、魏の文侯が上地の守となる、而して人の善く射んことを欲す。乃ち令を下して曰く、人の狐疑の訟狐ハ疑多シ、ソノ如ク理非ノ決シ難キ訟ある者は、之をして的を射しめ、之に中たる者は勝ち、中たらざる者は負くと。令下りて人皆疾く射を習ひて、日夜休まず。秦人と戦ふに及び、大に之を敗れるは、人の戦射を善くせるを以てなり。

宋の崇門名の巷人、喪親を服して其身ヲ毀り甚だ瘠せたり。上宋上宋以爲らく、親に慈愛ありと。舉げて以て官師師長となせるに、明年、人の毀死する所以の者、歳に十餘人ありき。子の親の喪を服するは、之を愛するが爲めなり、而も尙ほ以て勸賞賞ヲ勸ムルヲすべきなり、況んや君上の民に於けるをや君臣ニハ親子ノ愛ナシ。賞勸ノ要アル論ナシ。

越王、吳を伐たんことを慮る。人の死を輕んせんことを欲するや、出でて外出怒菴蛙ノ怒を見て、乃ち之が爲めに式式ハ軾ト同シ、車ノ横木、敬スル所。アル者を以て王に獻せんと請ふ者致テ死セシテ請フ者也。歳に十餘人ありき。此に由りて之を觀れば、之を譽むるも以て人を殺すに足れり。一説一説に曰く、越王勾踐、怒菴を見て之に式す、御者曰く、何爲れぞ式すると。王曰く、菴、氣あること此の如し、式をなすことなかるべけんやと。士人之を聞きて曰く、菴に氣ある、王猶ほ爲めに式す。況んや士人の勇ある者をやと。是歳、人自ら劉死キルし其頭を以て獻する者あり。故に越王將さに吳に復讎復讎せんとして、其教令

を試む。臺を燔きて之に鼓打ッし、民をして火に赴かしむるものは、賞、火にあればなり。江に臨みて之に鼓し、人をして、水に赴かしむるものは、賞、水にあればなり。戦に臨みて人をして頭を絶ち腹を刳きて、顧心なからしむるものは、賞、兵にあればなり。又況んや法に據りて賢を進むるをや。其功、此より甚しからん。

韓の昭侯、人をして弊袴を藏せしむ。侍者曰く、君も亦不仁なり、弊袴も以て左右に賜はずして、之を藏すと。昭侯曰く、子の知る所にあらざるなり。吾れ聞く明主は一嘖一笑ハ眉ヲヒソメテ憂フを愛しむニセメと。嘖するも、爲めに臣下爲メニス。嘖するあり、笑ふも、爲めに笑ふあり。今夫れ袴は豈に特に嘖笑のみならんや。袴の嘖笑に興ける遣し、吾れ必ず有功の者を待たん。故に之を收藏して、未だ予ふることあらざるなりと。

鯨は蛇に似、蠶は蠋に似たり。人、蛇を見れば則ち驚駭し、蠋を見れば則ち毛起サウケす。然るに婦人、蠶を拾ひ、漁者、鯨を握る。利の在る所は、則ち其惡む所を忘れて、皆孟賁となるなり。

四、一聽

(經) 一聽すれば則ち愚智分れず偏聽シテ臣言ヲ參セザレバ。下を責むれば則ち人臣參せず。總ク所チ以テ行フ所チ責ム故。臣言前後相支吾スルヲ得ズ。 其説は鄭に索むると筭を吹くとに在り。其忠は申子の趙紹韓齊を以て非試ロミを爲すに在り。故に公子汜、河東を割かんと議して、應侯、上黨を弛めんことを謀る。

(傳共ニ) 魏王、鄭王韓王也、韓、鄭ヲ滅ス。故ニ鄭王ト云フ。に謂つて曰く、始め鄭、梁魏大梁ニ都ス。故ニ梁ハ魏。は一國なりしも、已にして別れたり。今願くは復た鄭を得て之を梁に合せんと。鄭君之を思ひ、群臣を召して之と魏に對ふる所以を謀る。鄭の公子、鄭君に謂つて曰く、此れ甚だ應へ易し。君魏に對へて曰へ、鄭の故の魏たるを以て合すべくば、則ち弊邑も亦願はくは梁を得て之を鄭に合せんと。魏王乃ち止めり。

齊の宣王、人をして筭算ノ類を吹かしむるや、必ず三百人三百人。合奏ス。南郭の處士齊ノ南郭ニ住ム浪士。請ふて王の爲めに筭を吹く。宣王之を説び、廩食廩來即數百人分を以てす。宣王死し、

滑王立つ。一一人一之を聽かんことを好む。處士逃る。一説に曰く、韓の昭侯曰く、
竿を吹く者衆し、吾れ其善き者を知ることなしと。田巖、對へて曰く、一一にして之
を聽けと。

趙、人をして申子申不に因りて韓に兵を請はしめ、將に以て魏を攻めんとす。申子之
を君に言はんと欲すれば、君の己れが外市外國ノ爲メニ兵ヲ請フテ利ヲ食ルと疑はんことを恐れ、不シカラざ
れば言ハツ、則ち趙に惡しからんことを恐る。乃ち趙紹韓沓をして君の動貌ヤツを嘗試コトヲ
みて後に之を言はしむ。内は則ち昭侯の意を知り、外は則ち趙に得徳ニ同ジするの功あり
き。

三國の兵至る。韓王、樓緩に謂つて曰く、三國の兵深し深ク、寡人河東を割きて和講
せんと欲す、何如と。對へて曰く、夫れ河東を割くは、大費大なり。而而カ國を患に免
るゝは、大功なり。此れ父兄公族の任なり宜シク父兄ト謀ルベシ、王何ぞ公子汜を召して問はざると。
王、公子汜を召して之を告ぐ。對へて曰く、和講するも亦悔い、講せざるも亦悔いん。

王今河東を割きて講せば、三國歸らん。王必ず曰はん、三國固より且且テに去らんとせり、
吾れ特特ニに三城を以て之を送れりと三城ヲ與ヘザルモ亦去リタルベキナ悔ユルナリ。講せずんば、三國韓入らん。

則ち國必ず大に擧げられん。王必ず大に悔いて曰はん、三城を獻せざればなりと。臣
故に曰く、王講するも亦悔ひ、講せざるも亦悔いんと。王曰く、我が悔をなす、寧ろ三
城を亡亡シふとも、危危シくして、乃ち悔ゆるを、悔ゆることなけん寧ロ三城ヲ失フモ國ヲ危クスルナカラ、寡人講に斷
せりと。

應侯秦相、秦王に謂つて曰く、王は宛、葉、藍田、陽夏を得、河内を斷ち、梁鄭魏トを

困困シむ、然ルニ未だ王たらざる所以の者は一趙にあるのみ、趙未だ服せざればなり。上
黨を弛弛カへて以て東陽に臨まば上黨ヲ棄テ東陽ヲ取ルナリ、則ち邯鄲趙都は口中の虱なり。王拱拱して
天下を朝せしめ、朝ク後後るゝ者は兵を以て之に中つべし。然るに上黨は安樂にして、其
處甚だ劇上黨ハ要地ニシテ其實スル所以テ、王ノ心ヲ娛マシムルニ足ルナリ、臣臣之を弛ふるを聽かざらんことを恐る、奈何
と。王曰く必ず之を弛易せん上黨ヲ棄テ、東陽ト相易ヘン。

五、詭使

(經) 數々見^{君、臣、}久しく待たしむる^{命ヲ待も、}而かも任用せざれば、姦則ち鹿散す^{鹿ノ如ク散ズ}。人をして他を問はしむれば^{君先ツ實情ヲ知ルヲ得、}則ち私を嚮がす^{君ヲ欺イテ其私ヲ爲スヲ得ズ}。是を以て、鹿敬は公大夫を還し、戴驩は詔^ツげて輜車を視しめ。周主は玉簪を亡ひ、商の太宰は牛矢^{矢ハ尿下同}を論ず。

(傳^{共ニ}四條) 鹿敬は縣令なり。一日、市^{市ニ在リテ}市者^{市ニ物ヲ賣ルモノ}を召し、公大夫^{縣令ノ屬官}を召して之を還す^{市ニアル公大夫ヲ喚還ス}。立つこと問らくありて、以て之に詔^ツぐるなくして卒に遣り行らしむ^{何モ之ニ命ズルコトヲナクシテ去ラシム}。而市者以爲らく、令、公大夫と言へるあり^{公大夫ノ市者ノ姦ヲ言ヘルヲ恐ル也}。相信せず^{公大夫ト市者ト相疑フ}。以て姦無きに至れり。

戴驩は宋の太宰たり。夜、人を使せしめて曰ふ。吾れ聞く、數夜、輜車^{輦ヲ乗レタル車}に乗りて、李氏の門に至る者ありと。謹みて我が爲めに之を伺へと。使人報じて曰く、輜車を見ず、笥^{ハコ}を奉じて李氏と語る者あるを見る、問ありて、李氏笥を受けたりと^{太宰伴リ告ゲテ以}

テ使人ヲ試ミシナリ。

周主^故玉簪を亡ふ。吏をして之を求めしめしに、三日にして得ること能はず。周主、人^他をして之を求めしめて之を家人^民の屋間に得たり。周主曰く、吾れ吏の事を事とせざるを知れり。簪を求むること三日にして之を得ず。吾れ人をして之を求めしめしに、日^日を移さずして之を得たりと。是に於て吏皆聳懼して、以爲らく君は神明也と。

商の太宰、少庶子^名をして市に之^カかしむ。顧反^ルカして之に問ひて曰く、何をか市に見しと。對へて曰く、見る^事こと無しと。太宰曰く、然りと雖も、何をか見しと。對へて曰く、市の南門の外に、甚だ牛車衆く、僅に以て行くべき耳と。太宰因りて使者^{少庶子}を誡めて、敢て人に、吾が女^{ナシガ}に問へる所を、告ぐる^事ことなかれといひて、因りて市吏を召して之を請^テめて曰く、市門の外、何を牛尿の多きと。市吏甚だ太宰の之を知ること疾きを怪み、乃ち其所に悚懼せり。

六、挾智

(經) 智を挟みて問へば、不智の者至り君、智ヲ挟ミテ之ニ誇レ、深く一物を知れば、衆隱皆臣乃チ之ヲ欺リテ得變ず事ニ通ズレ。其說昭侯の一爪を握るに在り。故に必ず南門を審にして、三事ハ臣恐レテ敢テ隠サズ。郷得、周主、曲杖を索めて、群臣懼る。ト皮は庶子を事ツカひ、西門豹は詳イブりて轄カウを遺ワスる。

(傳共ニ五條) 韓の昭侯、爪を握りて、伴りて一爪を亡ふとて、之を求むること甚だ急なり。左右因りて其爪を割りて之を效す。昭侯以て左右の臣の誠ならざるを察せり。

韓の昭侯、騎騎士をして縣に使巡せしむ。使者昭侯にカヘ報ず。問ふて曰く、何をか見しと。對へて曰く、見る所なしと。昭侯曰く、然りと雖も何をか見しと。曰く、南門の外に、黃犢の、苗を道の左に食ふものありきと。昭侯使者に謂ふ、敢て吾が女に問ひし所を洩すことなかれと。乃ち令を下して曰く、苗の時に當りて、牛馬の、人の田中に入るを禁ずるは、國に令命あり。而るに吏、以て事とせず、牛馬甚だ多く人の田中に入る。而スレバ其數を擧げて之を上上言れ。得ずば、將に其罪を重くせんとすと。是に

於て三郷三ツノ郷擧げて之を上る。昭侯曰く、未だ盡さるなりと。復た往きて之を審にし、乃ち南門の外の黃犢を得たり。吏、昭侯を以て明察と爲し、皆其所に悚懼して敢て非を爲さざりき。

周主、令を下して曲杖曲レ杖を索む。吏之を求むること數日にして得ること能はず。周主私に人をして之を求めしむ、日を移さずして之を得たり。乃ち吏に謂つて曰く、吾れ吏の、事を事とせざるを知れり。曲杖は甚だ易し、而も吏は得ること能はず。我、人をして之を求めしめしに、日を移さずして之を得たり。豈に忠と謂ふべけんやと。吏乃ち皆其所に悚懼して、君を以て神明となせり。

ト皮、縣の令たり。其御史、汚穢穢行にして、愛妾あり。ト皮乃ち少庶子をして伴りて之を愛せしめ、以て御史の陰情を知りき。

西門豹、郡の令たり。伴りて其車轄車ノ轄を亡ふ。吏をして之を求めしむるも得ること能はず。人をして之を求めしめて、之を家人の屋間に得たり。

七、倒言

(經) 言を倒にし事を反しヒツカサマナ言、ヒツツナナス、以て疑ふ所を咎むれば、則ち姦情得。故に陽山は穆堅を説き、渾鹵は秦の使を爲し、齊人は亂を爲さんと欲し、子之は白馬を以てし、子産は訟者を離ち、嗣公は關市を過ぎしめたり。

(傳共ニ六條) 陽山君、衛魏に相たり。王の己れを疑へるを聞き、乃ち穆堅王ノ愛セル少を偽り誘りて之ヲ怒ラシ、ムルナリ、以て之を知れり穆堅怒テ王ノ陽山君ヲ信セザルコトヲ言テ之ヲ誘レルナリ。

渾鹵、齊王の己れを惡むと聞くや、乃ち矯り秦の使を爲して其私人ヲ詐ツテ秦ノ使者トナシテ、以て之を知れり。

齊人の亂を爲さんと欲する者あり。王の之を知らんことを恐れ、因りて詐りて愛する所の者を逐ひ、王所王ノ所ニ走ラシメテ其助靜ヲ窺ハセシナリに走らしめて、之を知らしめき。

子之、燕に相たり。坐して伴り言つて曰く、走りて門を出でし者は何の白馬ぞや白馬ノ家と。左右皆見ずといふ。一人あり走りて之を追ひ、報じて曰く、有りと。子之此を以

て左右の誠信ならざるを知れり白馬有リト偽リ報ズルモノハ是レ誠信ナラザルナリ。相與に訟ふる者あり。子産鄭ノ之を離ちて辭を通ずるを得しむるなく二人ヲ別所ニ置キ相ノ語ルヲ得ザラシム。其二人言を倒にして以て告げて、之直直情を知れり。

衛の嗣公、人をして客となりて關市關市ヲを過らしむ。關吏之を苛難苛難ニ難詰スせしかば、因りて關吏に事ふるに金を以てし關吏ニ賂ヲナリ、關吏乃ち之を舍せり。嗣公關吏に爲爲ハ謂フト通ズて曰く、某の時客あり而の所を過ぎ、汝に金を與へて、汝之を遣れりと。關吏乃ち大に恐れて、嗣公を以て明察と爲しぬ。

卷之十

内儲説下

六微

六微は、一に曰く、權、借して下に在るなり。二に曰く、利、異にして外に借るなり。
君臣利トスル所各異ニシテ臣。外援ヲ借りテ白リ重クスル也。 三に曰く、似類に託するなり。疑似相類ノ事ニ托シテ人ヲ譏問ス。 四に曰く、利害反するあり。事ノ利トシ害トスル所ノ機微ヲ察ス。 五に曰く、參疑内に争ふなり。臣下ノ勢君ト相偶スレバ内争アリ。 六に曰く、敵國の廢置なり。敵、計ヲ以テ我ニナシテ廢置スル也。 此の六つの者は、主の察すべき所なり。

一、權借

(經) 權勢は以て人に借すべからず、上、其一を失へば、臣以て百を爲す。臣之ヲ用フレ。故ニ甚ダ重シ。 故に臣借るを得れば則ち力多し、力多ければ則ち内外用を爲す。其臣ノタメ、ニ力ヲ效ス。 内外用を爲せ

ば、則ち人主樂がる。其説は老聃の魚を失ふを言ふに在り。是を以て人主久しく語り、左右、刷を懷にするを嚮ぐ。其忠は胥僮の厲公を諫むると、州侯の一言と、燕人の矢に浴するとにあり。

(傳共ニ) 勢の重きは、賢ハ人主の淵なり、臣は勢重の魚なり。魚を淵に失へば、復た得べからざるなり、人主其勢重を臣に失へば、復た收むべからざるなり。人臣其勢重ニヨルコト猶魚ノ淵ニ於ケル

ガ如ク。古の人老子ナ正言し難し、故に之を魚に託せり。老子ニ曰ク魚ハ淵ニ脱スヘカリゾト。賞罰は利器なり。

君之を操りて以て臣を制し、臣之を得て以て主を擁ぐ。故に君先づ賞する所を見せば、則ち臣之を嚮ぎて以て德を爲す。君先づ罰する所を見せば、則ち臣之を嚮ぎて以て威を爲す。故に曰く、國の利器は、以て人に示すべからずと。

靖郭君齊ノ田嬰齊に相たり。故人友人と久しく語れば、則ち故人富む。人以テ靖郭君此人ヲ信ズト。ナシテ之ニ賂ヲ故ニ富ム。 左右の刷侍者ノ持タル鬚ヲ理ムル刷子を懷にすれば、則ち左右重し。人以テ靖郭君此人ヲ愛スト。ナシテ之ニ賂ヲ故ニ重シ。 久しく語り刷を懷にするは小資なり、猶ほ以て富を成す、況んや吏の勢あるに於てをや。

晋の厲公の時、六卿貴し。胥僮侍監長魚矯、諫めて曰く、大臣貴重にして主に敵し、争て外市して黨を樹つるを事とし、下は國法を亂り、上は以て主を刼かして、國危からざるものは、未だ許てあらざるなりと。公曰く、善しと、乃ち三卿を誅す。胥僮長魚矯又諫めて曰く、夫れ同罪の人を、偏誅誅セズして盡さざるは、是れ怨を懷かしめて之れに間隙を借す也と。公曰く、吾れ一朝にして三卿を夷誅す、予餘は盡すに忍びざるなりと。長魚矯對へて曰く、公之に忍びずば、彼れ將に公に忍ばんとすと公殺サレバ彼マサニ公ヲ殺サ。公聽かず。居ること三月にして、諸卿難を作し、遂に厲公を殺して、其地を分てり。

州侯楚襄王ノ臣荆に相たり。貴くして斷政ヲ專を主ツカサどる。荆王之を疑ひ、因りて左右に問ふ。左右對へて曰く、有ること無しと。其一口に出づるが如し臣、勢アレバ内。外用サナス也。

燕人惑發狂ナへる無きも、故に狗矢糞に浴せり。其事實ハ燕人、其妻の私に士男子未ダ室ナにヒツカ通せるあり。其夫早朝外より歸來る。士適々出づ。妻ニ向フテ曰く何れの客ぞやと。其

妻曰く、客無しと。左右に問ふに、左右も有ることなしと言ふこと、一口に出づるが如し。其妻曰く、公は惑易病惑シテ視聽變易スせるなりと。因りて之を浴せしむるに狗矢を以てせり。一説一に曰く、燕人李季、遠出を好む、其妻私に士に通せるあり。季、突突然至至ルすれば、士は内中中にあり。妻之を思ふ。其室婦婦中曰く、公子奸夫ヲをして裸して髪を解きて直ちに門を出でしめん、吾が屬、見ざるを伴はらんと。是に於て公子其計に従ひ、疾く去りて門を出づ。季曰く、是れ何んぞやと。家室皆曰く、有ることなしと。季曰く、吾れ鬼を見たるかと。婦人曰く然らんと。季曰く、之を爲すこと奈何如何セバ。曰く五牲牛羊豕の矢を取りて之に浴せよと。季曰く諾と。乃ち浴するに矢を以てす。一に曰く浴するに蘭湯蘭草ヲ湯ニを以てせりと。

二、利 異

(經) 君臣の利、異なり、故に人臣忠なし。故に臣の利立てば主の利滅ぶ。是を以て姦臣は、敵兵を召きて以て内を除き、外事を擧げて以て主を眩マドはす。苟も其私利を成し

て、國の忠を願みず。其説は衛人の夫妻禱祝するにあるなり。故に戴歊は子弟を議して、三桓は昭公を劫し、公叔は齊軍を内れて、翟黄は韓兵を召す、太宰嚭は大夫種に説き、大成牛は申不害に教へ、司馬喜は趙王に告げ、呂倉は秦楚を規り、宋石は衛君に書を遺り、白圭は暴譴を教へたり。

(傳^{共二十}一) 衛人に夫妻禱る者あり。而して祝して曰く、我をして故無くして百束の布を得しめよと。其夫曰く、何ぞ少きやと。對へて曰く。是より益さば、子は將に以て妾を、買はんとすと、利異ナリ。

荆王、諸公子を四鄰に宦せしめんと欲す。戴歊曰く、不可なり。公子を四鄰に宦せしめば、四鄰必ず之を重んぜん。^{古語}曰く、子出づる者重し^{公子外國ニ出ヅルモノハ重ンセラルト}。重くば則ち重んぜらるゝ所の國の爲に黨せん。則ち是れ子に外事を教ふるなり。^{國ノ便ならず}と。

魯の孟孫、叔孫、季孫、力を相戮せて、昭公を劫かし、遂に其國を奪ひて、其制を擅に

す。^當魯の三桓^{三桓トハ孟孫、叔孫、季孫ナリ。初魯の三桓、桓侯ノ後ナルヲ以テ三桓ト云フ。}備るや、昭公、季孫氏を攻む。孟孫氏、叔孫氏

相與に謀りて曰く、之を救はんかと。叔孫氏の御者曰く、我は家臣なり、安んぞ公家を

知らん。凡そ季孫有ると季孫無きとは、我に於て孰れか利なると。皆曰く、季孫無く

ば、必ず叔孫無からんと。^{御曰}然らば則ち之を救へと。是に於て^{季孫ノ西北の隅を撞きて}

入る。孟孫、叔孫の旗の入るを見て、亦之を救ふ。三桓一となる。昭公勝たず。遂は

れて乾侯^{地名}に死にき。

公叔、韓に相として^齊に功あり。公仲甚だ^王に重んぜらる。公叔、王の公仲を相と

せんことを恐る。^{因齊韓をして約して魏を攻めしむ。}公叔困りて齊の軍を鄭^韓に内れ、

以て其君を劫し、以て其位を固くして、兩國^齊の約を信にせり。

翟璜は魏王の臣なり、韓に善し。乃ち韓の兵を召し、之をして魏を攻めしめ、因りて

請ひて魏王の爲めに之を構和^和じ、以て自ら重くせり。

越王、吳王を攻む。吳王謝して服を告ぐ^{降服ヲ乞フ}。越王之を許さんと欲す。范蠡、大夫種曰

く、不可なり。昔、天は越を以て吳に予へしに、吳受けず。今天反りて吳を以て越に予ふ、再拜して之を受けん、許すべからざるなりと。吳臣太宰嚭、大夫種に書を遣りて曰く、狡兔盡くれば則ち良犬烹られ、敵國滅ぶれば則ち謀臣亡ぶ。大夫何ぞ吳を釋して越を思へしめざると。大夫種、書を受けて之を讀み、太息して歎じて曰く、之を殺せ、越と吳と命を同じくせん吳ハ天與ノ越ヲ取ラズシテ越ニ亡ボサル、越モ亦天與ノ吳ヲ取ラズバ又吳ニ亡ボサルベシ、夫差ヲ殺スニ如カズ大成牛、趙より申不害に韓に謂ひて曰く、韓韓ノを以て我を趙に重くせよ、請ふ趙を以て子を韓に重からしめん、是れ子に兩韓あり、我れに兩趙あるなりと。司馬喜は中山君の臣なり、而して趙に善し。嘗て中山の謀を以て、微かに趙王に告げたり。

呂倉は魏王の臣なり、而して秦と荆とに善し。微かに秦と荆とに諷し、之をして魏を攻めしめ、因りて請ひて和を行ひ、以て自ら重くせり。

宋石は魏の將なり。衛君は荆の將なり。兩國難を搆へ、二子皆將たり。宋石、衛君に

書を遣りて曰く、二軍相當り、兩旗相望む、唯だ一戰することなけれ、戰へば必ず兩つながら存せず、此れ此戰乃ち兩主の事なり、子と吾私怨あることなし、善しとせば相避けん戰ハザルト。

白圭、魏に相たり。暴譴、韓に相たり。白圭、暴譴に謂つて曰く、子、韓を以て我を魏に輔けよ、我は魏を以て子を韓に待たん善ク待。乃臣は長く魏に用ひられ、子は常に韓に用ひられんと。

三、似類

(經) 似類の事は、人主の誅を失ふ所以にして、而も大臣の私を成す所以なり疑似ノ事ハ人ヲ惑ハシ。易易君察セザレバ讒、是を以て門人門水を捐て、夷射誅せられ。濟陽自ら矯りて二人罪せられ。司馬喜、爰蕪を殺して季辛誅せられ。鄭袖、惡臭を言ひて新人劓られ。費無忌、郟宛に教へて令尹誅せられ。陳雷、張壽を殺して犀首走る。故に芻廩カキを燒きて中山罪せられ。老儒を殺して濟陽賞す。

(傳八條) 齊の中大夫に夷射といふ者あり。王に王ノ所ニテ御飲酒宴ニす、醉甚しくして出でて、郎門郎門に倚る。門者門者別跪門者ノ足切請ふて曰く、足下之れに餘瀝を賜ふに意なきや酒ヲ求ムと。夷射叱して曰く、去れ、刑餘處刑ヲ受ケルナリの人、何事ぞ敢て飲を長者に乞ふと。別跪、走り退く。夷射の去るに及び、別跪因りて水を郎門の霑下に捐て、溺する者者の狀に類す。明日王出で、之を訶責して曰く、誰か是に溺せると。別跪對へて曰く、臣見ざるなり。然りと雖も、昨日中大夫夷射此に立てりと。王因りて夷射を誅して之を殺せり。

魏王の臣二人、濟陽君と善からず。濟陽君因りて偽りて、人をして王命を矯りて、己れを攻めんことを謀らしむ。王、人をして濟陽君に問はしめて曰く、誰と與に恨めると。對へて曰く、敢て與に恨めるなし。然りと雖も、嘗て二人と善からざりしも、以て此攻ムルマデニに至るに足らずと。王左右に問ふ、左右曰く、固固に然りと。王因りて二人の者を誅せり。

季辛、爰蕪と相怨む。司馬喜、新に季辛と惡し、司馬喜因りて微かに人をして爰蕪を殺さしむ。中山君以て季辛と爲し、因りて之を誅せり。

荆王の愛する所の妾に鄭袖なる者あり。荆王新に美女を得。鄭袖因りて之に教へて曰く、王は甚だ人の口を袖掩ふを喜ぶ、爲し王に近づかば、必ず口を掩へと。美女入りて見え王に近づき、因りて口を掩ふ。王其故を鄭袖問ふ。鄭袖曰く、此れ固より言ふ彼女カネ王の臭臭を惡むと。王、鄭袖美女と三人座するに及び、袖、因りて先づ御者を誡めて曰く、王適々言あらば、必ず直に王の言を聽從せよと。美女前みて王に近づき、甚だ數々口を掩ふ。王勃然として曰く、之を別れと。御者因りて刀を擡きて美人を別れり。一に曰く、魏王、荆王に美人を遺る、荆王甚だ之を悦ぶ。夫人鄭袖、王の之を悦愛するを知るや、亦之を悦愛する王よりも甚し。衣服玩好、其の欲する所を擇びて之を爲す典。王曰く夫人の我が新人を愛するや、其の之を悦愛すること寡人よりも甚し、此れ孝子の親を養ふ所以、忠臣の君に事ふる所以なりと。夫人、王の己を以

て妬となさざるを知るや、因りて新人に謂つて曰く、王は甚だ子を悦愛す、然れども子の鼻を悪む、子王に見え、常に鼻を掩はゞ、則ち王は長く子を幸寵せんと。是に於て新人之に従ひ、王に見ゆる毎に、常に鼻を掩ふ。王、夫人に謂つて曰く、新人寡人を見て常に鼻を掩ふは何ぞやと。對へて曰く、己れ知らざるなりと。王強ひて之を問ふ。對へて曰く、頃^{コノ}常に言ふ、王の鼻を聞くを悪むと。王怒りて曰く、之を劓れと。夫人先づ御者を誡めて曰く、王適ま言ふあらば、必ず命に従ふべしと。御者因りて刀を揃きて美人を劓れり。

費無極は荆の令尹の近者^{近習}なり。郟宛、新に令尹に事ふ、令尹甚だ之を愛す。無極因りて令尹に謂つて曰く、君、宛を愛すること甚し、何ぞ一たび酒宴^{酒宴}を其家に爲さざると。令尹曰く、善しと。因りて之をして具を郟宛の家に爲めしむ^{準備}。無極、宛に教へて曰く、令尹甚だ傲りて、兵を好む、子必ず敬謹せよ、先づ亟かに兵を堂下及び門庭に陳ねよと。宛因りて之を爲す。令尹往きて大に驚きて曰く、此れ何ぞやと。無極

曰く、君殆し、之を去れ、事未だ知るべからざるなりと。令尹大に怒り、兵を擧げて郟宛を誅して、遂に之を殺せり。

犀首^{魏ノ將公、孫衍ナリ}、張壽と怨を爲す。陳雷新^{魏國}に入り、犀首と善からず。雷^雷因りて人をしめて微かに張壽を殺さしむ。魏王以て犀首となし、乃ち之を誅せり。

中山に賤公子あり、馬甚だ瘦せ、車甚だ弊^ヤれたり。王左右に、私かに^{公子}善からざる者あり。乃ち之が爲めに王に請ひて曰く、公子甚だ貧しく、馬甚だ瘦せたり、王何ぞ之に馬食^{馬ノ飼料}を益さざると。王許さず。左右因りて微かに夜、芻廐^{秣ヲ糞}を燒かしむ。王以て賤公子となし、乃ち之を誅せり。

魏に老儒あり、濟陽君に善からず。客に老儒と私かに怨む者あり。客因りて老儒を攻めて之を殺し、以て濟陽君に德^恩ニキして、曰く、臣^{之ヲ爲}其^彼の君に善からざるが爲めの故に、君の爲めに之を殺せるなりと。濟陽君因りて察せずして之を賞せり。一説に曰く、濟陽君に少庶子^名あり。知られず。入りて君に愛せられんと欲す。適齊、老

儒をして薬を馬梨の山に堀らしむ。濟陽の少庶子、以て功を爲さんと欲し、入て君に見えて曰く、齊、老儒をして薬を馬梨の山に堀らしむるは、名は薬を堀るといふも、實は君の國を問ふなり。君之を殺せ。是れ將に濟陽君を以て罪に齊に抵てんとするなり。魏國ノ陰事ヲ持シテ反リテ齊ニ告ゲ、濟陽君ヲシテ罪ニ當リシメントノ意ナリ 臣請ふ之を刺さんと。君曰く可なりと。是に於て明日之を城陰に得て之を刺せり。濟陽君還益々之を親めり。

四、有反

(經) 事起りて利する所あれば、其戸事ヲ主之を主とる。害する所あれば、必ず反りて之を察す。臣ハ君ヲ悅バサンコトヲ欲ス故ニ其事、君ニ利ナルモノハ其戸ノ爲ス所ナルベシ。是を以て明主ト雖下モ害ナル者ハ或ハ其戸ヲ閉レントスル者ノ爲ス所、之ヲ察セザル可カラズ 是を以て明主の論や、國の害は則ち其國害ニ利する者を省み、臣の害は則ち其國害ニ反する者を察す。其説は楚の兵至りて陳雷相たり、黍種貴くして麋吏覆せらるゝに在り。是を以て昭奚恤、茅を販ぐものを執へ、僖侯其次を譙め、文公、煖、爰を繞り、穰侯、帝を立てんことを請ふ。

(傳六條) 陳雷は魏王の臣なり、荆王と善し。而して荆をして魏を攻めしむ。荆、魏を攻む。陳雷因りて請ひて、魏王の爲めに行きて之を解和解和きぬ。因りて荆の勢を以て魏に相たり。

韓の昭侯の時、黍種常て貴きこと甚しかりき。昭侯人をして麋吏を覆審覆審せしめしに、果して黍種を竊みて、之を糶糶すること甚だ多かりき。

昭奚恤の荆に用ひらるゝや、倉府倉府の竈を焼く者ありて、其人を知らず。昭奚恤、吏をして茅を販ぐ者を執へて之を問はしむれば、果して焼けるなりき。倉府ハ芻藁ヲ藏スル倉也故ニ之ヲ燒ケバ茅ノ價騰貴ス。

昭僖侯王の時、宰人料理人食を上りて、羹中に魚魚生肝あり。昭侯、宰人の次者次者を召して之を請めて曰く、若何爲れぞ生肝を寡人の羹中に置けると。宰人頓首して死罪に服して曰く、竊に尙宰宰人の人を去らんと欲してなりと。一説に曰く、僖公浴す、湯中に礫あり、僖公曰く、尙浴湯番を免せば、則ち代るべきものありやと。左右對へて曰く、

有りとも。僖公曰く、召し來れと。之を誰めて曰く、何爲れぞ礫を湯中に置けると。對へて曰く、尙浴免せられれば則ち臣之に代るを得ん、是を以て礫を湯中に置けりと。

文公晉の時、宰臣炙アツ肉を上りしに、髮之肉を繞る。文公宰人を召して之を誰めて曰く、女寡人の唾ムセぶを欲するか、炙すれど髮を以て炙を繞らせると。宰人頓首再拜して請ひて曰く、臣死罪三つあり。礪トイシを援りて刀を砥ぎ、利きこと猶ほ干將名劍のごとし、ニ肉を切るに、肉斷えて髮斷えず、臣の罪一なり。木中トを援りて樹肉を貫きて髮を見ず、臣の罪二なり。熾ヒ焔ナ火盛ニに奉ニテ兩手ニテ承シじ、炭火盡く赤紅にして、炙ヤキ熟シテして、髮燒けず、臣の罪三なり。髮ノアルベキ。堂下ニ臣を疾ニクむ者あるなきを得んやと。公曰く、善しと。乃ち其堂下を召して之を誰む、果して然り。乃ち之を誅す。一説に曰く、晉の平公、客に饗酒す。少庶子名炙を進めしに、髮之を繞れり。平公輒ち炮人名を殺さしめ、反た令することあるなからしむ。再再請請フテ復復令令テ受受ケルナカラ。炮人天を呼びて曰く、嗟乎、臣に三罪の死あり、而も自ら知らざらんやと。平公曰く、何の謂ぞやと。對へて曰く、臣が刀の

利きこと風靡ガ如シ、骨斷えて而も髮斷えず、是れ臣の一死也。桑炭クスミノもて之を炙り、肉紅白ス然ニにして髮焦げず、是れ臣の二死也。炙ること熟し、重瞳マ重メして之を視て熟視ス、髮の炙を繞れるも而も目に見えず、是れ臣の三死なり。意ふに堂下に其れ臣を翳憎サマタケテする者あるか、臣を殺すこと亦蚤ハからずやと。

穰侯母秦に相たり、而して齊強し。穰侯、秦を立て、帝となさんと欲するも、而も齊、聽かず。因りて齊を立て、東帝となさんと請ひて、能く成成功功れり秦ノ昭王十九年十月齊ノ閔王ト共ニ帝ト稱セシガ同年十二月復皆王ト稱ス。

五、參 疑

(經) 參疑の勢は、亂の由りて生ずる所なり。故に明主は之を憤む。是を以て晉の驪姫は太子申生を殺し。鄭夫人は毒薬を用ひ。衛の州吁は其君完を殺し。公子根は東周を取る。王子職甚だ寵ありて、商臣果して亂を作し。嚴遂、韓廐ク争争ひて、哀公果して賊に遇ふ。田常、闕止、戴驪、皇喜、敵威威權して、宋君簡公殺さる。其説は狐突の二好を稱する

狐突曰く、國君内女を好めば則ち太子危く、外男を好めば則ち相室相危しと。
 鄭君、鄭昭に問ふて曰く、太子亦何如と。對へて曰く、太子未だ生れざる也と。君曰く、太子已に置かれて未だ生れずといふは何ぞやと。對へて曰く、太子置かるゝと雖も、然れども君の色を好むこと已ます。愛する所人に子あらば、君必ず之を愛せん、之を愛せば則ち必ず以て後となさんと欲す。故に曰く、太子未だ生れずと。

六、廢置

(經) 敵の務むる所は、淫察深察して靡を就す。晋チシテ哀弱に在り。人主察せざれば、則ち敵廢置す。廢置スルナリ。故に文王は費仲に資し、秦王は楚使を患ひ、黎且は仲尼を去つて、干象は甘茂を沮む。是を以て子胥宣言して、子常用ひられ。美人を内れて虞虢亡び。伴り書を遺りて、莖弘死し。雞緞を用ひて郢傑盡く。

參疑廢置のニツ事は、明王、之を内に絶ちて行ハ之を外に施行す。其輕きもの勢ナを資け、其弱きものを輔ク。此を廟攻^{朝廷ノ}と謂ふ。參伍、既に内に用ひられ、觀聽又外に

行はるれば、敵の偽は發見スル得らる。其説は、秦の侏儒が惠文君に告ぐるにあり。故に襄疵、郟を襲はんと言ひて、嗣公は令に蓆を賜へり。

(傳^{共十}一條) 文王、資仲に資して紂の旁に遊ばしめ、之をして紂を問はしめて、其心^{紂ノ}を亂しき。

荆王、人をして秦に之かきむ。秦王甚だ之を禮す。王^秦曰く、敵國に賢者あるは、國の憂なり。今荆王の使者甚だ賢なり、寡人之を患ふと。群臣曰く、王の賢聖と國の資^厚を以て、荆人の賢人を患ふ。王何ぞ深く之を知リ^{深ク結テ}、陰に之を有^{善クスルナリ}せざる。荆は以て^{其者}外に用ひらるゝとなして、則ち必ず之を誅せん。

仲尼、政を魯に爲す。人道に遺ちたるを拾はず。齊の景公之を患ふ。黎且、景公に謂つて曰く、仲尼を魯國去ること猶ほ毛を吹くが如きのみ去リ易キ。君何ぞ之を迎ふるに重祿高位を以てせざる。マ哀公君に女樂を遣り、以て其意を驕榮^{チゴラスメ}せしめば、哀公必ず之を樂み、必ず政を怠り、仲尼必ず之^ナ諫めん、諫めば必ず輕く魯に絶たん^用

ヒラレザルと。景公曰く、善しと。乃ち黎且をして女樂六を以て哀公に遣らしむ。哀公之を樂み、果して政に怠る、仲尼諫むれども聽かれず、去りて楚に之けり。

楚王、干象に謂つて曰く、吾れ楚を以て甘茂を扶けて、之を秦に相とせんと欲す、可ならんかと。干象對へて曰く、不可也と。王曰く、何ぞやと。曰く、甘茂少くして史舉先生に事ふ、史舉は上蔡楚地の監門門なり、此大は君を事とせず、小は家を事とせず、苛刻を以て天下に聞ゆ、茂は之に事へて順なり。又秦惠王の明と、張儀の辯とを以てして、茂は之に事へて、十官を取りて十ツツル罪に免る。是れ茂、賢なれば也と。王曰く、人を敵國に相として賢を相とす、其不可なるは何ぞやと。干象曰く、前時、王は邵滑をして越に之かじめ、五年にして能く越を亡せり。然る所以の者は、越亂れて楚治まればなり。口者之を越に用ふるを知りて、今之を秦に亡る、亦太だ亟スミヤかならずやと。王曰く、然らば則ち之を爲すこと奈何と。干象對へて曰く、共立を相とするに如かずと。王曰く、共立、相とすべきは何ぞやと。對へて曰く、共立少くして愛幸せられ、長じて

貴卿と爲り、身王の衣を被り、口杜若草を含み、手玉環を握りて、以て朝にカ聽く、且つ以て秦を亂すに利なりと。

吳、荆を攻むるや。子常、人をして荆に宣言言せしめて曰く、子期用ひらるれば、將に之を撃たんとす、子常、用ひらるれば、將に之を去らん兵とすと。荆人之を聞き、其術中囚りて子常を用ひて、子期を退く。吳人之を撃ち、遂に之に勝てり。

晋の獻公、虞虢を伐たんと欲す。乃ち之に屈産の乘屈と垂棘の璧と、女樂六とを遣り、以て其意を榮榮して、其政を亂せり。

叔向の裒弘周を諷するや、裒弘が書書を爲る、書中叔向に謂つて曰く、子我が爲めに晋君に謂へ、君晋君と期約せし所の者は、時正可なり、何ぞ亟スミヤかに兵を以て來らざる書と終終。囚りて伴りて其書を周君の庭に遣て、急に去り行けり。周、裒弘を以て周を賣れりとなし、乃ち裒弘を誅しき。

鄭の桓公、將に郟を襲はんと欲す。先づ郟の豪傑、良臣、辯智、果敢の士を問ひ、盡

く名姓を擧げ、郢の良田を擇て之に賂ひ、又與フ官爵の名を爲認して之を書し、因りて爲りて壇場を郢門の外に設けて、其下之書を埋め、之に費るに雞殺アムノ血を以てし、盟狀書のごとくす。郢君之ニ欺以て内難内となして、盡く其良臣を殺せり。桓公郢を襲ひて、遂に之を取りぬ。

秦の侏儒、荆王に善くして、陰に有荆王の左右に善し、而して内秦ハは惠文君に重んぜらる。荆適ま謀あれば、侏儒常に先づ之を聞き、以て惠文君に告げぬ。

鄴魏の令、襄疵、陰に趙王の左右に善し。趙王の鄴を襲はんことを謀るや、襄疵常に輒ち聞きて先づ之を魏王に言ふ。魏王之に備ふ。趙乃ち輒ち還れり。

衛の嗣君の時、令縣の左右に人あり王、人ナシテ陰ニ其學。偶縣合席を發する病癒エテ聲曰あり起ケル也。動動ハシムルナリ。々縣合席を發する病癒エテ聲曰あり起ケル也あり、席、弊る、こと甚し。嗣公還、人をして之に席を遣らしめて曰く、吾れ聞く、汝

今日席を發して席弊る、こと甚しと、汝に席を賜ふと。縣令大に驚き、君を以て神なりと爲せり。

卷之十一

外儲説左上

此篇、人主臣下の言行を觀聽して、賞罰を裁決するを述ぶ。賞罰は彼に在り、故に外といふ。

一、

(經) 明主の道は、有若の必子に應ずるが如きなり。暗主の、言臣を聽くや、其辯を美とし、其暗の行臣を觀るや、其遠高遠ニシテ世俗を賢とすきを離ル、チ云フ賢とす。故に群臣士民の道言稱する者迂弘迂迂弘迂ニシテ、其身を行ふや世を離る。其説は田鳩の荆王に對ふるに在り。故に墨子、木齋を爲り、編癸、武宮を築く。夫れ藥酒古ハ多ク藥ヲ浸スニ酒酒ヲ以テセリ。用言有用ノ言言は、明君聖主の獨り知る所なり、

(傳共ニ五條) 必子賤、單父地名を治む。有若之を見て曰く、子何ぞ靡靡せたるやと。必子曰く、

君^魯は賤が不肖なるを知らずして、單父を治めしむ。官事^{急多}なり、心に之を憂ふ、故に照せたりと有若曰く、昔は舜五絃を鼓き、南風の詩^{南風ハ萬物ヲ長養スル所以、即チを歌南風時ヲ得タルヲ喜ビテ作レル詩}ひて、天下治まれり。今、單父の細を以て、之を治めて憂ふ、天下を治めば、將に奈何せんとするか。故に術ありて之を御すれば、身、廟堂の上に坐して、處女子の色ありとも、治に害妨なし、術なくして之を御すれば、身瘝^{疥癩}と雖も、猶ほ未だ益あらす。

楚王、田鳩に謂つて曰く、墨子は顯學^{學術世ニ聞エタル人}なり、其身體行^{行ハ云ハ}は則ち可なるも、其言^説は多くして辯ならざるは何ぞやと。鳩曰く、昔は秦伯、其女を晋の公子に嫁するや、之が爲めに飾裝し、衣文の媵^{媵ハ文飾ノ衣ヲ着タル附添ノ女}七十人を従へて、晋に至らしむ。晋人^子其妾^{妾即チ附添}を愛して公の女を賤めり。此れ善く妾を嫁せりと謂ふべくして、未だ善く女を嫁せりと謂ふべからざるなり。楚人の其珠を鄭國に賣る者あり、木蘭^美の積^{積ハ}を爲り、蕪^{蕪ハ}するに桂椒^香を以てし、緜^{緜ハ}るに珠玉を以てし、飾るに玫瑰^石を以てし、輯^{輯ハ}むるに翡

翠^{翠ハ}を以てす。鄭人其積を買ひて其珠を還せり。此れ善く積を賣ると謂ふべくして、未だ善く珠を鬻ぐと謂ふべからざるなり。今の世の談するや、皆辯説文辭の言を道ひ、人主其文^文を覽て、有用^用を忘る。墨子の説は、先王の道を傳へ、聖人の言を論じ、以て人に宣告す。若し其辭を辯にせば、則ち恐くは人其文を懷^{懐ハ}きて其直^{直ハ}を忘れん。文^文を以て用を害するなり。此れ楚人珠を鬻ぎ、秦伯女を嫁すると類を同じくす。故に其言多くして辯ならず^{女ヲ嫁シ珠ヲ鬻グト同シク其言ナラズレテ其文ヲ美ニス}。墨子、木^{木造}を爲り、三年にして成り、蜚^{蜚ハ}ふこと一日にして敗れぬ。弟子曰く、先生の巧至れり、能く木^木を爲して飛ばしむと。墨子曰く、車輓^{車ノ輓ハ}を爲る者の巧なるに如かざるなり。咫尺^{八寸カ}の木を用ひ、一朝の事^{事ハ}を費さずして、而も三十石の任^{任ハ}を引く。遠きに致すの力多く、歳數に多し^{久シキ}。今我は^{我ハ}爲^{爲ハ}る、三年にして成り、蜚^{蜚ハ}ふこと一日にして敗ると。惠子之を聞て曰く、墨子は^{墨子ハ}大巧なり、輓^{輓ハ}を爲るを巧とし、爲^{爲ハ}るを拙とす^{其拙ナ知ル即チ大巧ナル所以トシ}。

宋君、齊と仇するや、武宮を築く以テ齊ニ備フ。謳癸謳フ人倡ハ癸へば、行く者止まりて觀、築く者
 倦まず。王聞きて召して之に物賜ふ。對へて曰く、臣が師、射稽の謳ふは、又癸よりも
 賢れりと。王、射稽を召して之に誦はしむ。行く者止まらず、築く者倦むを知る。王曰
 く、行く者止まらず、築く者倦むを知る。其謳、癸が美なるに勝らざるが如きは何ぞ
 やと。對へて曰く、王試みに其功二人ガ誦フ間ニ工ヲ度レト。四リテ計癸には四板一板ハ、
 射稽には八板射稽ノ功多シ。其堅を適ク其堅ヲ試ム。癸には五寸、射稽には二寸なりき。射稽ノ時
 ハ堅密ニシテ之ヲノ夫れ良樂は口に苦きも、智者は勤めて之を飲む、其の入りて能く疾を已
 掩クモ深ク入ラズ。夫れ良樂は口に苦きも、智者は勤めて之を飲む、其の入りて能く疾を已
 すを知れば也。忠言は耳に拂ふも明主は之に聽く。其の以て功を致すべきを知れば也。

二

(經) 人主の言に聽くや、功用實功を以て的となさざれば、則ち説者に棘刺白馬の説多
 く、儀的儀法を以て關ル所トスル也となさざれば、則ち射る者皆羿の如し的ナクシテ中ツル
 射ニ巧ナラン。人主の説に於けるや、皆燕王の道を學ぶが如く虛誕ノ言、説を長くする者
 射ニ巧ナラン。

説ナ誇大ニ、皆鄭人の年を争ふが如し。是を以て言に纖察微難纖碎あるは務にあらざる
 スルモノなり、故に李李聃、老惠、施宋、鉞墨、翟皆畫策なり此等ノ徒皆無用ノ辯ヲ弄スルヲ云。論に迂深闊大あるは用に
 あらざるなり、故に畏震ヲツして車狀形を瞻れば、皆鬼魅なり一見驚クベキガ如ク。行に
 拂難堅確タル行なるは功にあらざるなり、故に務務光鮑介子墨翟墨翟は皆堅瓠無用ノ
 セルなり。且つ虞慶は匠を誦して屋壞れ、范且は工を窮めて弓折る。是の故に其誠を求
 むる者は、歸餉シヤウにあらざれば不可なり實情ヲ求メンニハ虛。文ヲ捨テ實用ニ就ケ。

(傳共十一條) 宋人に燕王の爲めに棘刺の端トゲを以て母猴を爲らんと請ふ者あり、必ず三
 月齋イミして、然る後能く之れを觀ん王齋スルコト三月ノ後。始メテ見ルヲ得ベシ。燕王因りて三乘一乘ハを以
 テ之宋を養ふ。右御治工ノ鍛冶職王に言て曰く、臣聞く、人主は十日燕宴也せざるの齋なし
 と。今彼王の久しく齋して、以て無用の器を觀ること能はざるを知る、故に三月を以
 て期となす。凡そ刻削削は、以ふに其削る所以なれば、必ず小ならん極微ノ物ヲ削ル故ニ必
 小ナラザル可カラズ。然ル今臣は治人なるも、以て之が削サナ削ナを爲くることなし。此れ然らざる不道の物な

り、王必ず之を察せよと。王因りて囚へて之を問ふ、果して妄なり。乃ち之を殺す。治人、王に謂つて曰く、計國に度量法なくば、言談の士に棘刺の説多しと。一に曰く燕王、微巧を好む。衛人の能く棘刺の端を以て母猴を爲るあり。燕王之を説び、之を養ふに五乗の奉祿を以てす。王曰く、吾れ試みに客が棘刺の母猴を爲るを觀んと。客曰く、人主之を觀んと欲せば、必ず半歳宮中に入らず、酒を飲み肉を食はず、雨霽れ日出で、之を晏陰の間暮に視て、棘刺の母猴、乃ち見るべしと。燕王因りて衛人を養ふも、其母猴を觀ること能はず。鄭に臺下の治なる者あり、燕王に謂つて曰く、臣は削を爲る者なり、諸々の微物も必ず削刀を以て之を削る、而して削る所削物必ず削刀より大なり。今棘刺の端は、削鋒削刀を容れず、王試みに客の削を觀よ、能くすると能くせざると知るべきなりと。王曰く、善しと。衛人に謂つて曰く、客は棘刺の端を爲るに削を以てせん、吾れ之を觀見んと欲す。客曰く、臣請ふ舎に之き之を取らんと。因りて逃れき。

兒説は宋人の善く辯ずるものなり。白馬馬に非ざる説を持するや、白馬非馬ノ説ハ趙人公孫龍ニ非ズ、馬トハ形ニ名ツケシモノ、白トハ色ニ名ツケシモノ、色、齊の稷下者ノ集マリシ所の辯者を服ニ名ツケシモノハ形ニ名ツケシニアラズ、故ニ白馬馬ニアラズト。關吏乘馬ノ。故に之がせり。然ルニ白馬に乗りて關を過ぎて、則ち白馬の賦關を願せられぬ。關吏乘馬ノ。賦錢ヲ課ス。虚辭に藉れば則ち能く一國に勝つも稷下チ、實を考へ形を按ずれば、一人を關吏ニシテ護むくこと能はず。

夫れ新に殺矢其鐵ヲ磨キテを砥礪し、弩ユミシを嚴弩ニカきて射れば、冥ヤミにして妄りに發すと雖も、其端矢サ未だ嘗て秋毫に中たらずんばあらず。然れども能く其處前ノに復する復ビことなくば、善射といふべからず、常の儀的なければなり。五寸の的を設けて、十歩の遠きに射るは、羿と逢蒙とにあらざれば、必ず全くする能はざる者は、常の儀的あれば也。ハ巧ヲ要スハ巧ヲ要ス。ハサレ度あるは難くして度なきは易きなり。常の儀的あれば、則ち羿、逢蒙、五寸を以て巧と爲し、大、常の儀的なくんば、則ち妄發を以て秋毫に中つるも拙となす。故に度なくして之に應ずれば、則ち辯士繁説し、度を設けて之を待てば、智者

と雖も猶ほ失せんことを畏れ、敢て妄言せず。今人主の説を聴くや、之に應ずるに度を以てせずして其辯を説び、之を度るに功を以てせずして其行を譽む。此れ人主の長く欺かるゝ所以にして、説者の長く養はるゝ所以なり。

客、燕王に不死の道をなすを教ふる者あり。王、人をして之を學ばしむ。學ばしめし所の者、未だ學ぶに及ばずして、客、死せり。王大に怒りて之を誅む。王は客の己れを欺くを知らずして、學ぶ者の晩運きを誅めたり。夫れ不然の物_{不道理}を信じて、罪なきの臣を誅む、察せざるの患なり。且つ人の急にする所其身に如くはなし、自ら其身の死無からしむること能はずして、安んぞ能く王をして長生せしめんや。

鄭人の相與に年_年を争ふものあり。其一人曰く、我れは黃帝の兄と年を同じくすと。此を訟へて決せず。後息_{後ニ死}を以て勝とせんのみ_{何ゾ無用ノ辯ヲ要セン後レ}。

客、周君の爲めに筵_筵に畫く者あり、三年にして成る。君之を觀るに、筵に糝_糝を築き、八尺の牖を鑿ちて、而して日始めて出づる時を以て、之を其上に加へて觀よと。周公之

が爲めに臺を爲り、其狀を望見するに、畫く龍蛇禽獸車馬萬物の狀を成して備に見はれり。周君大に悦びぬ。此れ筵に畫くの功、微難_{微細ニシテ}ならざるにあらざるなり。然れども其用は素の糝_糝と同じきなり_{功用ナキ}。

客の齊王の爲めに畫く者あり。齊王問ひて曰く、畫くこと孰れか最も難きぞと。曰く犬馬難しと。問孰れか易き者ぞと。曰く鬼魅最も易しと。夫れ犬馬は人の知る所なり、且暮に前に滌_目く_{其形ヲ見ル}、之れに類すべからず、故に難し。鬼神は形なきものにして、前に滌_目き_{其形ヲ見ル}ず、故に易しとする也。

齊に居士田仲_{居士ハ身ニ道盛}なる者あり。宋人屈殺、之を見て曰く、殺、先生の義として、人に仰ぐを恃まずして食ふと聞く_{田仲兄ノ縁ヲ食ムヲ潔シトセ}。今殺に瓠_瓠を樹うるの道あり、其瓠_瓠堅きこと石の如く、厚くして竅_竅なし。之を獻せんと。仲曰く、夫れ瓠に貴ぶ所の者は、其の以て盛るべきを以てなり。今厚くして竅_竅なくば、則ち割きて以て物を盛り

て重きに任ずべからず、堅きこと石の如くば、則ち以て割きて以て水ナ斟むべからず。吾れ瓠を以て爲すことなけん晋川ソルと。殺曰く、然り。殺も將に以て之を棄てんと欲す。今、田仲は人に仰ぐを恃まずして食ふも、亦人の國に益なし、亦堅瓠の類なり。虞慶、屋を爲る。匠人に謂つて曰く、屋太だ尊高し。と匠人對へて曰く、此れ新屋なり、塗フチ壁ナ濡れて椽生ケルチキマなり。夫れ濡塗は重くして、生椽は撓む、撓椽を以て重塗に任ず、此れ宜マカに卑ヤスかる卑クべしと。虞慶曰く、然らず、日を更ること久しければ、則ち塗乾きて椽燥く、塗乾けば則ち軽く、椽燥けば則ち直し、直椽を以て輕塗に任ず、此れ益々尊タカからんと。匠人訓ツク講ハ風也辭也し、之を爲して虞慶ノ言フマ屋壞る。一に曰く虞慶將に屋を爲らんとす。匠人曰く、材生にして塗濡ふ。夫れ材生なれば則ち撓み、塗濡へば則ち重し、撓むを以て重きに任ず、今成ると雖も久しうして必ず壞れんと。虞慶曰く、材乾けば則ち直く、塗乾けば則ち輕し。今誠に乾くを得て、日に以て輕直なれば、久しと雖も必ず壞れじと。匠人訓す。之を作りて成る。間ミマくありて、屋果して壞る。

范且魏人曰く、弓の折るゝは、必ず其盡ツクに於てし、其始に於てせざるなり。夫れ工人の弓を張るや、檠イ正ス器ナに伏すること三句三十にして踏弦弓ナ踏ミテし、一日にして機を犯す矢ナ。是れ之を其始に節ホドして之を其盡りに暴テスル也、馮んぞ折るゝことなきを得んや。檠に伏する一日にして踏弦し、三句にして機を犯さば、是れ之を其始に暴して、之を其盡りに節するなりと。工人窮す、四テ范且ノ言フ之が爲に弓折る。范且虞慶の言は、皆辯、文に、辭、勝れて、而も事の情に反す。人主説びて禁せず、此れ敗る所以なり。夫れ治強の功を謀らずして、辯説文麗の聲名名を艶ヒとす。是れ有術の士を却けて、壞屋折弓に任ずるなり。故に人主の國事に於けるや、皆工匠の屋を構へ弓を張るに達せざるなり。以テ經國ノ術ナ然して士有術の范且虞慶に窮ツ能ハするは、虚辭の其用ふべき無きに勝ち、實事の其易ふべき無きに窮するが爲めなり。虚辭ノ無用ナルモノ實ノ事ノ不易ナルニ勝ツ人主、用ふべき無きの辯を多として、易ふべき無きの言を少とす、此れ亂るゝ所以也。今、世の范且虞慶たる者輒ヤまずして、而して人主は之を説びて止まず。是れ敗折の類

を貴びて、知術の人を以て工匠となすなり。工匠其技巧を施すことを得ず、故に屋壞れ弓折る。治を知るの人、其方術を行ふことを得ず、故に國亂れて主は危し。

夫れ嬰兒の相與に戯むるや、塵を以て飯となし、塗を以て羹となし、木を以て戯肉となす。然るに日晩るに至れば、必ず家歸りて饑餓ナリするものは、塵飯塗羹は、以て戯とすべくして、食ふべからざればなり。夫れ上古の傳を稱する、頌辯なれども、慤ならず、先王の仁義を道へども、國を正すこと能はざるものは、此れ亦以て戯とすべくして、以て治を爲すべからざればなり。夫れ仁義を慕ひて弱亂せる者は三晋なり、慕はずして治強なる者は秦なり。然るに秦強くして未だ帝たらざるは、治未だ畢きざればなり治術未だ盡サレテ。

三

(經) 夫れ相爲めにする互ニ已レノ爲メニスルヲ云フを挾めば、則ち責望セメツ仁義ハ相爲メニスル者ナリす。自ら爲めにするれば、則ち事行はる功利ハ自ラノ爲メニスル者也。故に父子或は怨讎し、庸作を取る庸作ノ功ヲ得ント欲スルヲ云フ。者は

美談を進む。説は文公の先づ宣言すると、勾踐の如皇を稱するとに在り。故に桓公は蔡の怒を藏めて楚を攻め、吳起は瘞實創傷ニシテ實ヲ用アル也を懐ひて傷を吮へり。且つ先王の賦頌、鐘鼎の銘皆溢美ノ言多キモノは、皆潘書潘公の跡足、華山の博奕博奕ナリ實ナラズ。然れども先王の期する所の者は利なり、用ふる所の者は力なり。築社の諺は、自ら辭説イヒテして許を請ふ。學者にして宛曼宛曼を先王に行ふ先王ヲ引テ之ヲ曼延シ以テ其説ヲ飾ル、或は今に宜しからざるか。是の如きも更ふること能はざる也先王ノ説今ニ適セザルモノ。鄭縣の人車輓車輓ヲ必ズ一ナリトスを得るなり。衛人弋を佐くるなり、卜子の妻弊袴弊袴を爲るなり、其少者なり傳ニ云フ少者長者ニ侍シテ飲ムナリ。先王の言、其の小と爲す所にして、世之を大と意オモふ者ある、其大と爲す所にして、世之を小と意オモふ者ある、未だ必ずしも知るべからざるなり先王、言フ所ノ本意今得テ知ル可カラズ。説は宋人の書を解すると、梁人の記を讀むとにあり。故に先王先王郭書郭書ありて、後世燕説多し傳ニ云フ鄭人ノ書ヲ相國ニ遺ル者也後人先王ノ本意ヲ曲解スルヲ云フ。夫れ國事に適はずして先王を謀る、皆歸りて度を取るものなり傳ノ履ヲ買フ鄭人ノ類、己レニ察セズシテ却テ之ヲ外ニ求ム、惑甚シキ也。

(傳五條) 人の嬰兒たるるとき、父母之を養ふこと簡粗なれば、子長じて怨む。子、盛壯成人して、其供養薄ければ、父母怒りて之を誚む。子父は至親なり、而も或は譙め或は怨む者は、皆相爲めにするを挾みて子ハ父母我ヲ養フベシトナシ、父母ハ子我ヲ養フベシトナス、己れが爲めにするに周ツクさればなり己ガ爲ニスル。コトヲ盡サズ。夫れ賣庸買ヲ得テ傭して播耕種時キする者、主人、家産を費して傭者食を美にし、布也錢を調へ、易錢貨錢を求ふるものは、庸客を愛するにあらざるなり。曰く、是の如くせば、耕すこと且つ深く、耨ること熟くコク耘らんと。庸客、力を致して疾く耘ぎり、耕すに、功を盡して畦陌時田ノウネを正しくするものは、主人を愛するにあらざるなり、曰く、是の如くせば、羹且つ美に、錢布且つ易からんと云ふなり。此れ其の功力を養ふこと主人傭人ヲ厚養スル。父子の澤ありて、而して心、用財に調ふものは、皆自ら爲めにするの心を挾めばなり。故に人の行事施子、之を利するを以て心と爲さば、則ち越人人も和し易く、之を害するを以て心と爲さば、則ち父子も離れ且つ怨まん。

文公晉宋を伐つ。乃ち先づ宣言して曰く、吾れ聞く宋君無道にして、長老を蔑侮し、財を分つこと中らず、教令信ならずと。余來りて民の爲めに之を誅すと。

越、吳を伐つ。乃ち先づ宣言して曰く、我れ聞く、吳王、如皇堂を築き、深池を掘り、百姓を罷苦ツカワシし、財貨を煎靡消糜スし、以て民力を盡すと。余、來りて民の爲めに之を誅すと。

蔡國の女、桓公齊の妻たり。桓公之と舟に乗る。夫人舟を蕩ウツかす。桓公大に懼れ、之を禁ずれども止まず。怒りて之を出す離別。乃ち且マツに復た之を召さんとす。蔡國ニ因て復た更めて他國之を嫁せり。桓公大に怒り、將に蔡を伐たんとす。仲父仲管諫めて曰く、

夫れ寢席の戲を以ては、以て人の國を伐つに足らず、功業冀ふべからざるなり。請ふ此を以て規規となすことなかれと。桓公聽かず。仲父曰く、必ず已むを得ずんば、楚の菁茅蔡紀ニ川ヲ刺アル茅天子に貸せられざること三年。君兵を擧げて天子の爲に楚を伐つに如かず。楚服せば、因りて還りて蔡を襲ひて曰へ。余天子の爲めに楚を伐つに、蔡、兵を

吾が故袴フルに象カウフるべかりきと。妻因りて新袴を毀りて故袴の如くせり。
 鄭縣の人の車輓輓ハを得る者ありて、其名を知らず。人に問ふて曰く、此れ何の種也
 ぞやと。對へて曰く、此れ車輓なりと。俄かにして又復た一を得、人に問ふて曰く、此
 は是れ何の種ぞやと。對へて曰く、車輓なりと。問ふ者大に怒りて曰く、曩に車輓と曰
 ひ今又車輓と曰ふ、是れ何ぞ衆きや、此れ女我れを欺くなりと。遂に之と闘ひき。
 衛人に佐弋官名也射ヲ掌ルなる者あり。鳥至る、因りて先づ其籠ケツキを以て之を麾く、鳥驚きて
 射られざりき。

鄭縣の人乙子が妻、市に之カを盥スを買ひて以て歸る。穎水を過ぐるとき、以て渴すとな
 し盥ス。因りて縦ちて之に飲ましむ。遂に其盥を失へり。

夫れ少者長者に侍りて飲む。長者飲めば、亦自ら飲む也。一一に曰く、魯人に自ら喜
 ぶ白フ者あり。長年長の酒を飲みて、醕シヤクに能スずして則ち之を唾けるを見て、亦效
 ひて之を唾きぬ。一に曰く、宋人に少者あり。亦善に效はんと欲し、長者の飲みて餘

り無きを見て、酒を斟みては餘すべきものにあらざるとして、之を盡さんとしき。

書に曰く、紳シ之東ツ之テ紳ハ大帶ヲ、紳ヲ垂レと。宋人に治むる古書ヲ解者あり。因りて重帶
 帯ニ重シして自ら紳束せり。人曰く、是れ何ぞと。對へて曰く、書に之を言ふ、固コトに

然りと。書に曰く、既ユ彫ユ既ユ琢ユ還ユ歸ユ其ノ樸ニ已ニ刻ミ磨キテ後元トと。梁人に治むる者あり。動
 作には學を言ひ、事を舉ぐるには文に於てす居常文ト學、曰く、之イフを難しとせば、

願りて其實を失はんと。人曰く是れ何ぞと。對へて曰く、書に之を言ふ、固は然りと
 迂カ備ノ曲解
 非ルナリ

郡人の燕の相國に書を遣れる者あり。夜、書して火明かならず、因りて燭を持つ者に謂
 つて曰く、燭を舉げよと。而るに過ちて燭を舉げよと書けり。燭を舉げよとは書の意
 にあらざるなり。燕の相、書を受けて之を説きて曰く、燭を舉ぐとは、明を尙ふなり、
 明を尙ふとは、賢を舉げて之に任するなりと。燕の相、王に白す、王大に説び、國以
 て治まる。治は則ち治なり、ド書レの意にはあらざるなり。今の世、學者を舉げて、多

く此類に似たり亦學者ノ拘泥ヲ非ルナリ。鄭人の履を買ふ者あり。且アシクに先づ自ら其足を度りて之法寸を其座に置き、市に之ユに至りて之を操るを忘る。已に履を得て、乃ち曰く、吾れ度法寸を持つことを忘ると。家反り歸りて之を取る。市反るに及びて市罷む。遂に履を得ざりき。人曰く、何ぞ之を試むるに足を以てせざると、曰く。寧ろ度を信するも自ら信する無しと亦人ノ拘泥ヲ非ルナリ。

四

(經) 利の在る所は民之に歸し、名の彰はる、所は士之に死す。是を以て功、法に外れて、賞加はれば、則ち上、利とする所を下に得ること能はず濫賞スレバ下勸マズ。名、法に外れて譽加はれば、則ち士は名に勸んで、之を君に畜はず虚名アレバ其實ヲ君ニ竭サズ。故に中章、告已、仕へて、中牟の民田圃を棄て、文學に隨ふこと邑の半。平公胼痛み足痺れて、敢て壞座せざるため、晋國の仕を辭し託慕する者、國の鍾ツカ。此の三士中章、胥は、言、法に襲れば、則ち官府の籍スベキ人なり、行、事に中たれば則ち令に如ふの民なり。然ルニ二君の

禮すること太甚し。若し言、法を離れ、行、功に遠ざかれば、則ち繩外の法ヲ奉民なり、二君又何ぞ之を禮せん、禮の當、亡ウツシクへり當テ。且つ居學の士學士ノ仕ヘは國、事無きとき力を用ひず、難あるとき甲を被らず、之を禮すれば則ち耕戰の功に惰り、禮せざれば則ち主上の法を周曲ウヤウヤぐ。國安ければ則ち尊顯に、危ふければ則ち屈公の威ツソレを爲す。人主奚ぞ居學の士に得んや。故に明主は李疵の中山を視るを論ずるなり嚴穴ノ士

舉用スベカラフザルナ云フ

(傳共ニ四條) 王登、中牟の令たりしとき、襄主趙に上言して曰く、中牟に士あり、中章、告已と曰ふ者なり。其身甚だ修り、其學甚だ博し、君何んぞ之を擧げ擧ざると。王曰く、子之を見えしめよ。我れ將に中大夫と爲さんとすと。相室家諫めて曰く、中大夫は晋の重列重役ノ官位次なり、今功無くして受く、晋臣の意にあらす群臣ノ意、君其れ耳にしキて未だ之を目にミせざるにあらずやと。襄主曰く、我れ登王を取らるや、既に耳にして之を目にす、登の取る所を我耳にして之を目にせば、是れ人を耳目にすること、終に已む

無き也既ニ其人ヲ倍ズ其人ノ薦ムル所信ツテ。見エテ直ニ王登一日にして二中大夫を見えしめ二人一タビ 中大夫、之に田宅を予ふ。中牟の人、其田耘耕作を棄て、宅圃を賣りて、文學に隨ふ者邑の半なりき。

叔向、平公晉に御坐侍して事を請ふ奏請。公腓ヒコム痛み足痺シビれ、轉筋スササチして、而も敢て壞坐坐チクせず。晉國晉ノ之を聞き、皆曰く、叔向は賢者なり、平公之を禮し、轉筋すれども敢て壞坐せずと。晉國の、任を辭して、叔向を託慕する者叔向ノ風ヲ慕フテ其、國の任ヲ辭シ學ヲナス者、國の鍾ヅカベなりき。

鄭縣の人に屈公といふ者あり。敵敵來を聞きて恐れ、因りて死絶絶し、恐れ已みて、因りて生きたり蘇生。

趙の主父、李疵をして中山の攻むべきや不ナやを視しむ。還り報じて曰く、中山伐つべし、君亟かに伐たずんば、將に齊燕に後れんとすと。主父曰く、何の故に攻むべきと。李疵對へて曰く、其君好みて巖穴の士巖穴ニ隱レを見る。蓋蓋車車を傾傾け相語車ヲ駐メテ、相語ルナリる。

與トモにし、以て窮閭隘巷貧シキ里セの士を見ること十を以て數へ、伉禮對等して布衣の士に下ること、百を以て數ふと。君曰く、子の言を以て論せば、是れ賢君なり、安んぞ攻むべけん。疵曰く、然らず夫れ好みて巖穴の士を顯はして之を朝せしめば、則ち戰士は行陣に怠らん。上、學者を尊び、下、居士溷人を朝せしめば、則ち農夫は田に怠らん。戰士行陣に怠れば、則ち兵弱く、農夫田に惰れば、則ち國貧し。兵、敵に弱く、國、内に貧しくして、亡びざるものは未だ之れあらざるなり。之を伐つこと亦可ならずやと。主父曰く、善しと。兵を擧げて中山を伐ち、遂に滅せり。

五

(經) 詩に曰く、躬ミらせず、親シらせざれば、庶民信せずと。傅傅名名之を説くに紫を衣るなきを以てし、子産の鄭簡を以てし、宋襄之を責むるに畊戰耕戰ノ士を尊厚するを以てす。夫れ分を明にせず、誠を責めずして、躬親ら下に蒞むを以てして、且つ下走齊公ノ睡臥睡臥昭昭王王と、夫の微服を揜蔽ナホすると傳傳ニ此此を爲す。孔丘知らず、故に猶ほ孟のごとしと稱す

君ヲシテ躬親ラ民ノ。鄒君知らず、故に先づ自ら僂ハツカす。明主の道は、叔向、獵に賦す
範ヲウシメントス。ると、昭侯の奚聽との如し。

(傳共ニ九條) 齊の桓公、紫賤者を服するを好みて、一國盡く紫を服しぬ。是時に常りてや、
五素に一紫を得ず紫系ノ價騰貴シテ五素ヲ以テシテ。一紫ヲ得ズ、素ハ染メザル白糸。桓公之を患ひ、管仲に謂つて曰く、寡人
紫を服するを好む、紫貴きこと甚し、一國の百姓紫を服するを好みて已まず、寡人奈
何すべきと。管仲曰く、君之を止めんと欲せば、何ぞ試みに紫を衣ること勿カらざる。
左右に謂つて曰へ、吾れ甚だ紫の臭を惡むと。是に於て左右適々紫を衣て進む者あら
ば、公必ず曰へ、少しく卻け、吾れ紫の臭を惡むと。公曰く、諾と。是日に於て、郎中
近侍ノの紫を衣るものなく、其明日、國中郡ノ紫を衣るものなく、三日にして、境内に紫
を衣るものなし。一に曰く、齊王紫衣を好みて、齊人皆好めり。齊國五素に一紫を得
ず。齊王紫の貴きを患ふ。傳官王に説きて曰く、詩に云ふ、躬ラせず、親ラせざれば、
庶民信せずと。今王、民の紫を衣る者無からんことを欲せば、王請ふ自ら紫衣を解き

て朝せよ。群臣紫衣にて進む者あらば、盍ナぞ遠ざからざる、寡人臭を惡むと曰へと。
是日にして郎中の紫を衣るものなく、是月にして國中紫を衣るものなく、是歲にして
境内紫を衣るものなし。

鄭の簡公、子産に謂つて曰く、國小にして荆晋の間に迫る。今城郭完からず、兵甲備
はらず、以て不虞ハカラレを待つべからずと。子産曰く、臣其外を閉づるや外國ヨリ侵凌セテ
已に遠く、而して其内を守るや、已に固し。小國と雖も、猶ほ危からざるなり。君其
れ憂ふること勿れと。是を以て簡公の身を没ツふるまで患ひ無かりき。一説に曰く、子産、
鄭に相たり。簡公、子産に謂つて曰く、酒を飲むも樂まず、俎豆俎ハ肉ヲ盛り、豆ハ菜
ならず、鐘鼓箏瑟フエ、コト鳴らざるは禮樂備寡人の罪なり。政事一ならず、國家定ま
らず、百姓治まらず、耕戰耕戰ノ士輯睦せざるは、亦子の罪なり。子に職あり、寡人にも
亦職あり、各々其職を守らんと。子産退いて政を爲すこと五年。國に盜賊無く、道に
遺ちたるを拾はず、桃棗街ミナに陰オホふも、援トるものある莫く、錐刀キリコ道ガタナに遺イす三日に

して反るべく、三年變せずして、民に饑なかりき。

宋の襄公、楚人と涿谷ホトリの上に戦ふ。宋人既に列陣を成す、楚人未だ川濟るに及ばず。

右司馬官購強宋將、趨り諫めて曰く、楚人衆くして宋人寡し、請ふ楚人に半ば涉らしめ、

未だ列を成さざるに之を撃たば、必ず敗らむと。襄公曰く、寡人之を聞く、君子は傷

を重ねず傷ツケル者ヲ重、二毛ノ自黒二毛を擒にせず、人を險に推さず、人に厄處セマに迫ら

ず、列を成さざるに鼓進せずと。今楚未だ濟らざるに、之を撃たば義を害せん。請ふ

楚人に畢く涉り陣を成さしめ、而る後士を鼓して之を進めんと。右司馬曰く、君、宋

の民を愛せず、腹心完からずして、特に義を爲すのみと君一人ノ義行ヲ爲シ國。人ヲ愛スルナキカイフ。公曰く、列

に反らカずんば還ル、且に法に行はんと野スル。右司馬列に反れば、楚人は已に列を成して

陣を撰べり。公乃ち之に鼓す。宋人大に敗れ、公、股を傷け、三日にして死せり。此

れ乃ち自ら仁義を親むの禍を慕ふなり虚名ヲ慕ヒテ實ノ禍ヲ受クル也。夫れ必ず人主の自ら躬親身ヲらして、

而る後に民の聽従するを恃まば、是れ則ち將に人主をして耕して以て下下となり、戦に

雁行雁ハ行ハズ先鋒に服せしめて、民乃ち肯て耕戦せんとするなり。則ち人主人主泰だ危からずや、而して人臣は泰だ安からずや。

齊の景公、少海海に遊ぶ。傳騎使中國より來り謁して曰く、嬰嬰相嬰疾めること甚し

く、且に死せんとす、恐らくは公之に後れんと。景公遽かに起つ。傳騎又至る。景公曰く

趨スレヤカに煩且煩且の乘に駕し、騶子韓樞善御者ノ名、景公ノ左をして之を御せしめよと。行く

こと數百歩、騶を以て疾からずと爲し、轡を奪ひ之に代りて御す、數百歩可り、馬を

以て進まずと爲し、車を釋て、走りぬ。煩且の良と、騶子韓樞の巧とを以てして、而

も以て下り走るに如かずとなせるなり。

魏の昭王、官事治に與からんと欲し、孟嘗君に謂つて曰く、寡人官事に與らんと欲す

と。君曰く、王官事に與らんと欲せば、則ち何ぞ試みに法法を習讀せざると。昭王法

を讀むこと十餘簡簡ハ簡策今紙十餘枚にして睡臥す。王曰く、寡人此法を讀むこと能はずと。夫れ

其政柄大柄政政を躬親躬せせずして、人臣の宜しく爲すべき所を爲さんと欲する者なり臣ノナ

スベキ所。睡ること亦宜ならずや。

孔子曰く、人君たる者は、猶ほ孟のごとく、民は猶ほ水のごとし。孟、方角なれば、水、方に、孟、圓なれば、水、圓なりと。

鄒君好みて長纓冠ノ長を服す。左右皆服して長纓甚だ貴し。鄒君之を思ひて、左右に問ふ。左右曰く、君好みて服す、百姓も亦多く服す、是を以て貴しと。君困りて先づ自ら其纓を断ちて出づ、國中皆長纓を服せず。君、令を下し百姓の服度衣服を爲して以て之を禁ずること能はず、乃ち纓を断ちて出で、以て民に示す。是れ己先づ戮辱して以て民に蒞むなり。

叔向、獵獵物を賦つ、功多き者は多を受け、功少き者は少を受けぬ。

韓の昭侯、申子申子に謂つて曰く、法度甚だ行ひ易からざるなりと。申子曰く、法とは功を見て賞を興へ、能に困りて官を受くるなり。今、君法度を設けて左右の請を聴く、此れ行ひ難き所以なりと。昭侯曰く、吾れ今より以來法を行ふことを知れり、寡

人奚を左右ノ請かん。一日或申子其從兄を官に任せんと請ふ。昭侯曰く、子に學ぶ所にあらずるなり。子の調調を聴きて子の道を敗らんか、其れ子の調を用ふるなからんか。申子、舍を辟けて罪を請へり。

六

(經) 小信成れば、則ち大信立つ。故に明主は信を積む。賞罰信ならざれば則ち禁令行はれず。説は文公の原を攻むると、箕鄭の餓を救ふとに在り。是を以て吳起故人を須ちて食し、文侯虞人を會して獵す。故に明主は信を表はす、曾子の鮪を殺すが如きなり。患は厲王の警鼓を撃てると、李悝の兩和を護けるとに在り。

(傳共ニ七條) 晋の文公、原を攻めんとす。十日の糧を裏み、遂に大夫と十日を期して原に至る。十日にして原下らず、金を撃ちて退き鼓ヲ以テ進ミ金ヲ以テ退クナ法トス、兵を罷めて去る。士の原の

中城より出る者あり、曰く、原は三日にして即ち下らんと。群臣左右諫めて曰く、夫の原の食竭き力盡きぬ、君姑く之を待てと。公曰く、吾れ士と十日を期す、去らずんば、

是れ吾が信を亡ふなり、原を得て信を失ふ、吾れは爲さざるなりと。遂に兵を罷めて去る。原人聞きて曰く、君有ること彼の如く其れ信なり、歸する無かるべけんやと。乃ち公に降る。衛人聞きて曰く、君有ること彼の如く其れ信なり、從ふ無かるべけんやと。乃ち公に降る。孔子聞きて之を記して曰く、原を攻めて衛を得る者は、信なればなりと。

文公、箕鄩に問ふて曰く、餓を救ふ奈何と。對へて曰く、信なれと。公曰く、安んか信ならんと。曰く、名號に信なれば、則ち群臣職を守り、善惡踰えず、百事怠らず。事に信民ヲ使フなれば、則ち天の時を失はず、百姓偷イヤシクもせず。義に信なれば、則ち近親勉めて、遠き者も之に歸せんと。

吳起、出で、故人友に遇ふ。之を止めて食せしめんとす。故人曰く、諾、シカ今は返りて、御食せんと。吳子曰く、公を待ちて食はんと。故人暮に至るも來らず。起、食はずして、之を待つ。明日蚤ハヤく人をして故人を求めしむ。故人來る、方ハシて之と食せり。

魏の文侯、虞人魏國ヲ守ル吏と獵を期す。明日天の疾風あるに會ふ。左右止む。文侯聽かずして曰く、不可なり、風疾きの故を以て信を失ふこと、吾れは爲さざるなりと。遂に自ら車を驅りて往き、風を犯して虞人を罷めたり自ラ往キテ虞人ヲ罷メ歸ラシム。

曾子の妻、市に之く、其子之に隨ひ跡ヲ追フて泣く。其母曰く、女還れ、我カらば女の爲めに鮠を殺さん殺シテ食ハスと。市に適きて來る。曾子鮠を捕へて之を殺さんと欲す、妻之を止めて曰く、特に嬰兒と戯るゝのみと。曾子曰く、嬰兒は與に戯るべきにあらず、嬰兒は知あるにあらざるなり、父母を待ちて學ぶ者なり、父母の教を聽く。今、子之を欺かば、是れに欺くことを教ふるなり。母、子を欺きて子其母を信せざるは、教を成す所以にあらざるなりと。遂に鮠を烹たり。

楚の厲王、警常あれば鼓をなし、以て百姓と戍マモりを爲す。王偶酒を飲みて酔ひ、過ちて之を撃つ。民大に驚く。王仍テ人をして民止めしめて曰く、吾れ酔ひて左右と戯れ、過ちて之を撃てるなり、民皆罷退め散よと。居ること數月、警あり、鼓を撃てども民赴かず。

乃ち命を更め號を明にして、民之を信せり。

李悝クワイ魏ノ臣其兩和軍門ヲ守を警めて曰く、謹警せよ。敵人旦暮今日カ明に且に至り汝を撃たんとすと。是の如きもの再三、而も敵人至らず。兩和懈怠して、李悝を信せず。居ること數月、秦人來りて之を襲ひ、幾んど其軍を奪ふに至る。之れ不信の患なり。一説一に曰く、李悝秦人と戦はんとす。左和に謂て曰く、速に城上れ、右和已に上れりと。又馳せて右和に至りて曰く、左和已に上れりと。左右の和、是に於て皆争ひ上れり。其明年、秦人と戦ふ。秦人之を襲ひ、幾んど其軍を奪ふに至る。此れ不信の患なり。

卷之十二

外儲説左下

(經) 罪を以て誅を受くれば、人、上を怨まず、明危、子臯を生かす。功を以て賞を受くれば、臣、君を徳とせず、翟璜、右契を操りて功アルヲ以テ賞ヲ君ニ賞ムルノ意ヲ軒に乗り、襄公知らず、故に昭卯五乘にして厩を履く。上、任を過たざれば、臣、能を誣シハルハひず、即ち臣將に少室周たらんとす。

(傳共ニ四條) 孔子衛に相たりしとき、弟子子臯、獄吏となり、人の足を刖キる。跖アシキられし者門を守る。人の孔子を衛君に惡言悪言する者あり。曰く、尼孔子名亂を作さんと欲すと。衛君孔子を執へんと欲す。孔子走り、弟子も皆逃る。子臯從ひて門を出づ。跖危危ハ足キ即ち足キ

シテ之を引きて、之を門下の室中に逃れしむ。吏追ひて得ず。夜半に子臯、跗危に問ふて曰く、吾れ主の法令を虧ぐこと能はずして、親ら子の足を跗りき。イ是れ子の讐を報ゆるの時なり、而るに子何の故にか乃ち肯て我を逃れしむる、我れ何を以て此れを子に得たると。跗危曰く、吾が足を断たる、や、固より吾が罪之に當れり。奈何ともすべからず。然るに公の臣を治罪めんと欲するに方りてや、公は法令を傾側反し、臣を先後保護するに言を以てし、臣の免るゝを欲するや甚し。而して臣之を知れり。獄決し罪定るに及び、公慨然悦ばず、顔色に形はる。臣見て又之を知れり。臣に私して然るにあらざるなり、夫れ天性の仁心固より然るなり。此れ臣の悦びて公を徳とする所以なりと。孔子曰はく、善く更たる者は徳を樹つ、更たる能はざる者は怨を樹つ。槩は量を平にする者にして、更は法を平にする者なり。國を治むる者は平を失ふ可からざるなりと。

田子方、齊より魏に之く。翟黃が軒車に乗り、騎駕して既ニ軒車ニ乗リ出づるを望み、

方、以爲へらく文侯なりと。車を異路別道に移して之を避くれば、則ち徒に翟黃なり。方問ふて曰く、子奚ぞ是の車に乗れると。曰く、君君中山を伐たんと欲するを謀れるや、臣、翟角を薦めて謀得ぬ。果して之を伐つや、臣、樂羊を薦めて中山抜けたり。中山を得て之を治めんと欲するを憂ふるや、臣、李克を薦めて中山治まれり。是を以て君此車を賜ふと。方曰く、寵を功に稱べなば尙ほ薄しと。

秦韓、魏を攻めしとき、昭卯、西に説きて秦韓能め兵ヲ、齊荆、魏を攻めしとき、卯、東に説きて齊荆能めたり。魏の襄公之を養ふに五乗將軍を以てす五乗ヲ以テ將。卯曰く、伯夷將軍を以て首陽山の下に葬られば、天下曰はん、夫れ伯夷の賢と、其仁に稱ふとを以てして、而も將軍を以て葬らる、是れ手足も掩はれずと葬埋ヲ得ザルヲ云フナリ。今、臣、四國の兵を能めて、王乃ち臣に五乗を與ふ。此れ其功に稱べなば、猶ほ羸勝にして躡草を履むがごとしと行藤草履ヲ履ムハ賤人ノ裝ナリ其功ニ。比スレバ五乗卑シキコト此ノ如キヲ云。

少室周は古の貞廉潔懲誠實なる者なり。趙襄主の力士となりて、中牟の徐子と力を角

ぶるに、若かざるなり。入りて之を襄主に言ひて以て自ら代らんとす徐子ヲ薦メテ己レニ。代ラシメントスル也。襄主曰く、子の處地は、人の欲する所なり、何爲れぞ徐子を言ひて以て自ら代らしむると。曰く、臣は力を以て君に事ふる者なり。今徐子の力臣より多し、臣以て自ら代らずんば、恐くは他人之を言ひて罪賢ヲ蔽フノ罪ナキイフ。となさんと。一説に曰く、少室周、襄主の驂乗驂ハ副馬即チ陪乘スルコトとなり、晋陽に至る。力士牛子耕といふものあり。輿に力を角べて勝たず。周、主に言つて曰く、主の臣をして驂乗せしむる所以のものは、臣が多力なるを以てなり。今臣より多力なる者あり、願はくは之を進めんと。

二

(經) 勢を恃みて信を恃まず、故に東郭牙は管仲を議す。術を恃みて信を恃まず、故に渾軒は文公を非る。故に有術の士は、信賞以て能を盡さしめ、必罰以て邪を禁せしむ。駁行臣ノ行正シカラザル者ありと雖も、必ず利する所を得人主ノ術ヲ以テ之ヲ御スレバ其用ヲ爲サシムルヲ得、簡主は陽虎を相とし、哀公は一足を問へり。

(傳共ニ) 齊の桓公將に管仲を立てんとす。群臣に令して曰く、寡人將に管仲を立て、仲父オヤノ尊稱ナリと爲さんとす、善しとするものは門に入りて左せよ、善しとせざる者は門に入りて右せよと。東郭牙、門に中中して立つ。公曰く、寡人管仲を立て、仲父と爲さんとし、令して曰く、善しとする者は左せよ、善しとせざる者は右せよと、今、子何爲れぞ門に中して立てると。牙曰く、管仲の智を以てして、能く天下を謀ると爲すかと。公曰く、能くせんと。牙曰く、敢て大事を行ふと爲すかと。公曰く、敢てせんと。牙曰く、若し知、能く天下を謀り、斷、敢て大事を行はんに、君困りて専ら之に屬するに國柄を以てし、管仲の能を以て、公の勢に乗じて、以て齊國を治めば、危きこと無きを得んやと。公曰く、善しと。乃ち隰朋をして内を治め、管仲をして外を治めしめ、以て相參せり。

晋の文公出亡せしとき、箕鄭、壺餐壺ニ盛リシ食物を挈ヒツクげて従ふ。迷ひて道を失ひ、公と相失へり。鄭飢餓テゑて道に泣き、寢餓餓テ寢メルニ至ル也すれども敢て其食はす。文公國に反るに及

び、兵を擧げて原を攻め之を抜く。文公曰く、夫れ輕く饑餒の患を忍びて、必ず壺餐を全くせり。是れ將に原を以て叛かざらんと。乃ち箕鄭擧げて以て原の令と爲す。大夫渾軒、聞いて之を非として曰く、壺餐に動かされざるの故を以て、其の原を以て叛かざるを知るは、亦無術にあらずや。故の明主は其の臣我れに叛かざるを恃まず、吾が叛くべからざるを恃むなり君、術アリ。其の我れを欺かざるを恃まず、吾が欺くべからざるを恃むなり君、術アリ。

陽虎魯ノ季氏ノ臣議して曰く、主、賢明なれば、則ち心を悉くして以て之に事へ、不肖なれば則ち姦を飾りて之を試むと。魯に遷はれ、齊に疑はれ、走りて趙に之く。趙簡主迎へて之を相とす。左右曰く、虎善く人の國政を竊めり、何の故に相とせると。簡主曰く、陽虎は之國を取るを務め、我は之を守ることを務むと。遂に術を執りて之を御す。

陽虎敢て非を爲さず、善を以て簡主に事へ、主の強を興し、幾んど霸たるに至れり。

魯の哀公、孔子に問ふて曰く、吾れ聞く、古に夔一足ノ歌あり一足と、其れ果して信に一足

あるかとの孔子對へて曰く、不、夔は一足にはあらざるなり、夔は忿戾惡心、人多く説悦悦せざるなり。然りと雖も、其の人に害せらるゝを免るゝを得る所以のものは、其の信あるを以てなり。人皆曰く、獨り此の一信ヲ足れりと。夔は一足にあらざるなり、一にして足れるなりと。哀公曰く、審マコトに是の而イフくば、固より足れりと。一一に曰く、哀公孔子に問ふて曰く、吾れ聞く夔一足と、信なるかと。孔子曰く夔樂ノ官は人なり。何故に一足ならん。彼れ其の他の異技無くして、獨り聲樂音に通せり、堯曰く、夔は一樂にして足れりと、樂正樂官たらしむ。君子曰く、夔は一ありて足れりと。一足にはあらざるなりと。

三

(經) 臣主の理を失へば、則ち文王自ら履して矜る。朝燕の處を易へざりしかば朝堂ニハ朝堂ニハハシ、燕室ニハ、則ち季孫終身ソカにして賊に遇へり。

(傳六條) 文王、崇を伐ち、黃鳳墟に至る、鞮タビ解けたり、囚りて自ら結ぶ。太

公望曰く、何ぞ爲すと何故ニ從者ニ。結バシメザル。王曰く、君の與に處るもの、上君は皆其師、中君は皆其友、下君は皆其臣、中君ノ與ニハ皆其友、下君ノ與ニハ皆其臣、盡く其使ふものなり。今コ、ニ居皆先君父ナの臣、故に使ふべきなしと皆其師。一説に曰く、晋の文公、楚と戦ふ、黄陂の陵に至り、履鬻解く、因りて自ら之を結ぶ。左右曰く、以て人を使ふべからざるかと。公曰く、吾れ聞く上君の與に居る所人は、皆其の畏る、所なり畏敬スベキ、人々ナリ、中君の與に居る所人は、皆其愛する所なり、下君の與に居る所人は、皆其侮る所なりと。寡人は不肖と雖も、先君の人皆在り臣ハ皆先君ノ臣、是を以て之を難るなりと。

季孫、士を好み、終身莊なり、居處衣服、常に朝廷の如し。而るに季孫適々懈り、過失ありて長く爲すこと能はざるや暫ク其於莊ナ、廢スルナリ、故に客以て己れを厭易イトヒアすとなし、相與に之を怨み、遂に季孫を殺せり。故に君子は泰ハナハを去り甚を去る。一に曰く、南宮敬子、顔涿聚に問ふて曰く、季孫、孔子の徒を養ひ、朝服して與に座する所の者、十を以て數ふ、而るに賊に遇へる賊ニ害セラルは何ぞやと。曰く昔は周の成王、優侏儒俳優ヤ短身ノ藝人

を近け、以て其意を遠くせるも、而も君子と事治を斷せり、是れ能く其欲を天下に成せり志ヲ天下ニ得タリ。今季孫は孔子の徒を養ひ、朝服して與に座する所の者、十を以て數へたれど、而も優侏儒と事を斷せり、是を以て賊に遇へり。故に曰ふ、與に居る所に在らず、與に謀る所に在りと謀ル所優出ニアレバ君ノ子ト居ルモ何ノ要ゾ。

孔子、魯の哀公に御座侍す。哀公、之に桃と黍とを賜ふ。哀公用ひんを請ふ命ズ。仲尼先づ黍を飯して後に桃を啗へり。左右口を拵オホふて笑ふ。哀公曰く、黍は之を飯すべきにあらず、以て桃を雪ふためなりと。仲尼對へて曰く、丘孔子名も之を知れり。ドレ夫れ黍は五穀麻、黍、稷、粟、豆の長なり、先王を祭るに上盛粟盛と爲す。果臝六木ニアルナ果ト云フ、六ナ、杏、栗、棗、桃、瓜ありて、桃を下と爲す、先王を祭るに廟に入る、を得ず。丘之を聞く、君子は賤きを以て貴きを雪ふと、貴きを以て賤しきを雪ふを聞かず。今五穀の長を以て、果臝の下なるものを雪ふ。是れ上より下を雪ふなり。丘は之ナ以て義を妨ぐと爲す。故に敢て以て宗廟の盛に先んせざるなりと。

簡主^趙、左右に謂ふ。車席^{シクルマノ}泰^{チハ}だ美はし。夫れ冠は賤しと雖も、頭必ず之を戴く、履は貴しと雖も、足必ず之を履む。今車席此の如く太だ美はし。吾れ將た何の履を以て之を履まん。夫れ下を美はしくして上を耗すは、義を妨ぐるの本なりと。

費仲、紂に説いて曰く、西伯昌^{昌ハ周ノ賢ナリ}、百姓之を悦び、諸侯附く、誅せざるべからず。誅せざれば、必ず殷の患を爲さんと。紂曰く、子の言の如くば、昌^{昌ハ義主ナリ}、何ぞ誅すべけん。費仲曰く、冠は穿弊すと雖も、必ず頭に戴き、履は五采^{五ツノ}と雖も、必ず之を地に踐む。今西伯昌は、人臣也、而義を修めて人之に向ふ。卒に天下の患を爲すは、其れ必ず昌か。夫れ臣として其賢を以て其主の爲めにせず、誅せざるべからざるなり。且つ主にして臣を誅す、焉ぞ過^{トガ}あらんと。紂曰く、夫れ仁義は、上の下を勸むる所以なり、今昌は仁義を好む、之を誅すること不可なりと。三たび説けども用ひず。故に亡べり。

齊の宣王、匡倩^{ケンセツ}に問て曰く、儒者は博^{トク}するかと。曰く不^{イヤ}と。王曰く何ぞやと。匡倩對へ

て曰く、博は梟^{トク}を貴ぶ、勝つ者は必ず梟を殺す。梟を殺す者は、是れ貴ぶ所を殺すなり。儒者以て義を害すと爲す、故に博せざるなりと。又問て曰く、儒者は弋^{テ射ト}するかと。曰く不^{イヤ}、弋は下より射^射上を害する者也。是れ下より君を傷つくるなり。儒者以て義を害すと爲す。故に弋せずと。又問ふ、儒者は瑟を鼓するかと。曰く不^{イヤ}。夫れ瑟は小絃を以て大聲を爲し、大絃を以て小聲を爲す。是れ大小序を易へ、貴賤位を易ふ。儒者以て義を害すと爲す、故に鼓せざるなりと。宣王曰く、善しと。仲尼曰く、其れ民をして下に誦^{下ニ誦フヘバ}はしめんよりは、寧ろ民をして上に誦^{即チハ}はしめんと。

四

(經) 禁する所を利とし、利とする所を禁せば、^{君其禁ズル所ヲ却テ利アリトシ又、神と雖も禁行}はれず。罪する所を譽め、賞する所を毀らば、^{罪ニ當ツテ譽メ、賞堯と雖も、治まらじ。夫}れ門を爲りて入らしめず、^{左右擁蔽チ、利を委して進めしめざるは、}利を委して進めしめざるは、^{メルナリ}亂の産する

所以なり。齊侯左右に聽かず、魏主譽者に聽かず、明察群臣を照さば、則ち詎も金錢を費さず、辱も玉璧を用ひじ。西門豹の復た郡を治めんと請へるも、以て之を知るに足る。猶ほ盜嬰兒の裘に矜ると、跖危の子の衣を榮とするのごとし左右皆其自利トス。子綽の左右に畫き左ニ圖ヲ畫キ右ニ方ヲ畫カバ俱ニ成ルヲ得ズ、對、蟻を去り蠅を驅らば、肉ヲ以テ蟻ヲ去シ驅ルハ驅去ノ法ニ非ズ、禁ズル所ヲ利、トシ利トスル所ヲ禁ヒバ禁ヲ得ザルヲ云、安んぞ、桓公の官を索むるを憂ふると、宣王の馬を照せしむるを患ふること無きを得んや。

(傳七條) 詎は齊の居士にして、辱は魏の居士なり。齊魏の君不明に、親ら境内を照すこと能はずして、左右の言を聽けり。故に二子金璧を費し左右ニ、入仕を求めぬ。

西門豹魏ノ臣郡の令と爲り、清尅清尅、克、誠、秋毫の端も、私利する無し、而も甚だ君左右を簡にす。左右因りて相與に比周徒黨スして之を惡む。居ること期年一周、計ノ報告、計上る。君之ヲ期トシテ其璽を收む璽ハ印ナリ、印綬ヲ解キ職ヲ免ズ。豹自ら請ふて曰く、臣昔には郡を治むる所以を知らず、今、臣得たり、願はくば璽を請ひ、復た以て郡を治めん。當らずば、請ふ

斧鑽人ヲ斬ル斧ト云ナリの罪に伏せんと。文侯忍びずして復た之を與ふ。豹因りて重く百姓に斂收して、急に左右に事ふ。期年にして計を上る。文侯迎へて之を拜す。豹對へて曰く、往年臣、君の爲めに郡を治めて、君、臣が璽を奪ふ。今、臣、左右の爲めに郡を治めて、君、臣を拜す。臣、治むること能はずと。遂に璽を納れ返て去らんとす。文侯之受けずして曰く、寡人嬖きに子を知らず、今知れり。願はくば子勉めて寡人の爲めに之を治めよと。遂に其璽受けざりき。

齊に狗盜狗裘ヲ衣、狗ニ似セテ盜スル者の子あり、別危足キラの子と戯れて相誇る。盜の子曰く、吾が父の裘、獨り尾ありと。危の子曰く、吾が父足キラレシモノハ袴ヲ衣ルコト少シ其冬夏ヲ終ルト雖子綽曰く、人能く左に方を畫きて右に圓を畫くことなし。肉を以て蟻を去らば、其膾キセズ蟻愈々多く、魚を以て蠅を驅らば、腥キガ蠅愈々至らんと。

桓公、管仲に謂つて曰く、官少くして索むる者衆し、寡人之を憂ふと。管仲曰く、君、

左右の請を聴くことなかれ、能に因りて祿を受け、功を録して官を與へば、則ち敢て官を索むる莫けん。君何ぞ患へんと。

韓宣子曰く、吾が馬、菽粟マメアソコト多し、甚だ服せたるは何ぞや、寡人之を患ふと。周市對へて曰く、騶馬ウマ役をして粟を盡して以て食はしめば、肥ゆる無からんとすと雖も、得べからざらん。名は多く之を與ふと爲すも、其實少なくば、服する無からんとすと雖も、亦得べからざらん。主、其情實を審にせずして、坐して徒之を患ふとも、馬猶ほ肥えざるべきなりと。

桓公、吏を置くことを管仲に問ふ。管仲曰く、辭に辯察辯ノ明晰に、貨に清潔貨財ニ廉潔ナルコトに、人情に習へるは、夷吾管仲は弦商に如かず。請ふ立て、以て大理訟獄ヲ掌ル官とせよ。登降肅讓階ヲ上リ下リシテ揖讓スルコト、肅ハ古ヘ揖ニ通ズ、以て禮を明にし資を待つは、臣は隰朋に如かず、請ふ立て、以て大行賓客ヲ掌ル官とせよ。草を墾り邑を城、地を辟き粟を生ずるは、臣は甯武に如かず、請ふ以て大田農ヲ掌ル官とせよ。三軍既に陣を成し、士をして死を視ること歸する

が如くならしむるは、臣は公子成父に如かず、請ふ以て大司馬軍ヲ掌ル官とせよ。顔を犯して極諫するは、臣は東郭牙に如かず、請ふ立て、以て諫臣とせよ。齊を治むること此の五子にして足れり。將に霸王たらんと欲せば、夷吾此に在りと。

五

(經) 臣、卑儉を以て行を爲せば、則ち爵、以て勸賞するに足らず。寵光上、下ナ、寵榮ス、節無ければ、則ち臣下、上侵侮す。説は苗賁皇、獻伯を非り、孔子、晏嬰を議するに在り此。故に仲尼は管仲と孫叔敖とを論じて、出入出ハ過、入ハ不足の容カタの變れるをいふ之ヲ刺。陽虎の其臣を見えしめしを言ひて、簡主の之應へしは、主術を失へり。朋黨相和ルナリ。臣下、欲を得れば、則ち人主孤なり。群臣公舉して、下相和せざれば、則ち人主明なり。陽虎は將に趙武の賢、解狐の公を爲さんとせるも、而も簡主以て枳棘と爲す、國に教ふる所以にあらざるなり。

(傳共ニ) 孟獻伯、晉に相たり。堂下に葦藜マメアを生じ、門外に荆棘を長ず門ニ諷托ノ客ナキ也。

食ふに味を二にせず、坐するに席を重ねず、内に帛を衣るの妾なく、居るに馬に粟せず粟ヲ食ハセズ、出づるに車を従へず。叔向之を聞きて以て苗賁皇苗賁皇大夫に告ぐ。賁皇之を非として曰く、是れ主の爵祿を出で、其分ヲ離レテ也以て下に附するなり下ヅマノ生活ト。一説一曰く、孟獻伯、上卿に拜す、叔向往きて賀す。門に御馬車ヲ引カスル馬あり禾穀を食はず。向曰く、子に二馬二輿無きは何ぞや上卿ハ二馬ニ輿ヲ從フベキ筈ナリニ一馬一輿ナリシナリ。孟獻伯曰く、吾れ國人を觀るに、尙ほ饑色あり、是を以て馬に秣マクサカはず。班白老人の者多く徒行す、故に二輿せずと。向曰く、吾れ始め子の卿に拜せらるゝを賀しき、今は子の儉を賀すと。向出で、苗賁皇に語りて曰く、吾を助けて吾ト併ニノ意獻伯の儉を賀せよと。苗子曰く、何を賀せん、夫れ爵祿旂章は、功伐勳を異にし、賢不肖を別つ所以なり。故に晋國の法に、上大夫は二輿二乘一乗ハ一馬、中大夫は二輿一乘、下大夫は專乘一乘なるは、此れ等級を明にするなり。且つ夫れ卿は必ず軍事あり。是の故に車馬を修め、卒乘兵卒を比ナラべ、以て戎事兵に備ふ。難あれば則ち以て不虞に備へ、平夷なれば則ち以て朝事に給す國家ニ事ヲケレバ以テ朝參ノ川ニ給ス。今

晋國の政を亂し、不虞の備を乏しくして、以て私節を成し、私名を潔くす、獻伯の儉や弔ふべし、又何ぞ賀せん。

管仲齊に相たり、曰く臣貴し、然れども臣貧しと。桓公曰く、子をして三歸の家三姓

ヲ娶ルヲ三歸トイフ、茲ニ三歸ノ家トハ是等ヲ處クニ足ル家ノ意 あらしめんと。曰く、臣富めり、然れども臣卑しと。桓公

高國高氏ノ二卿ノ國の上に立たしむ。曰く臣尊し、然れども臣疎公家トノ關係疎遠ニシテ近カラズなりと。乃ち立

て、仲父と爲す。孔子聞きて之を非として曰く、泰侈オゴリ上に偏ると一に曰く、管

仲父出づるに、朱蓋青衣朱蓋ノ余サカ、青衣ノ者ヲ從フ、鼓を置きて設ケテ也歸音樂ヲ吹奏シ、退朝ス、庭に陳鼎鼎ヲ列シテ炊ク

あり、家に三歸あり。孔子曰く、良大夫なり、然レモ其侈オゴリ、上に偏ると。

孫叔敖、楚に相たりしとき、棧車牝馬棧車ニ乘リ牝馬ニ引カス、糲餅菜羹糲ツキノ飯菜、アツモノ、枯魚干の膳、冬は

羔裘小羊ノ毛衣、夏は葛衣、面に饑色あり。則ち孔子曰ク良大夫なり、然レモ其儉、下に偏ると。

陽虎、齊を去り趙に走る。簡主問ふて曰く、吾れ聞く、子善く人を樹つ樹立セシムと。虎曰く、臣魯に居りしとき、三人を樹つ、皆令尹縣令となれり。虎が魯に罪に抵るに及び、

皆虎を搜索せり。臣齊に居りしとき、三人を薦めて、一人は王に近づくを得、一人は縣令となり、一人は候吏非選ナ候案スル吏となれり。臣が罪を得るに及び、王に近ける者は臣を見ず、縣令は臣を迎へて執縛し、候吏は臣を追ひて境上に至り、及ばずして止めり。虎善く人を樹てざりきと。主俛して笑ふて曰く、橘タチバ柚ナユズを樹うる者は、之を食へば則ち甘く、之を嗅げば則ち香し。枳棘イバラを樹うる者は、成れば人を刺す、故に君子は樹うる所を慎むと。虎ノ樹ル所ノ者魯ニ三人齊ニ三人、皆虎ニ忠ナラザルモ公ニ忠ナリ、簡公ノ之ニ答フル言ヲ失ヘルモ也。

中牟に令縣無し、晋の平公、趙武に問ふて曰く、中牟は三國趙齊燕の股肱、邯鄲の肩髀カダカ、寡人其良令を得んと欲す、誰を以て可ならんと。武曰く、邢伯子可なりと。公曰く、子の讎にあらずやと。曰く、私讎は公門に入らずと。公又問ふて曰く、中府宮の令は、誰を以て可ならんと。曰く、臣の子可なりと。故に曰く、外舉は讎を避けず、内舉は子を避けずと。

趙武の薦むる所の四十六人、武死するに及び、各々賓位に就けり。各賓位ニ就キテ喪ヲ弔ヒ。其敢テ私室ニ行キテ弔ハズ。

の私徳無き私徳モテ私交ナ營マザルこと此の如し。平公叔向に問ふて曰く、群臣孰れか賢なると。曰く、趙武なりと。公曰く、子は師人叔向ハ趙武ノ屬太夫ナリ、故ニ云フに黨すと。向曰く、武趙、立ちては衣に勝へざるが如く、言は口より出でざるが如し。恭謙ナ云。然るに擧ぐる所の士や數十人皆其意を得しむ。而して公家甚だ之に頼る。武子の生くるに及びてや、家に利せず、死して孤其ノ子ヲを託せず。臣敢て以て賢と爲すなりと。

解狐、其讎を簡主に薦めて以て相と爲す。其讎、以爲らく、且つ幸に己れを釋すと、乃ち因りて往きて拜謝す。狐乃ち弓を引きて送見送ル時つて之を射て曰く、夫の汝を薦めしは公なり、汝が能く之に當るを以てなり。夫の汝を讎とするは吾が私怨なり。私に汝を怨めるの故を以て、汝を吾君に擁擁護せずと。故に曰く私怨は公門に入らずと。一説に曰く解狐、邢伯柳を擧げて上黨の守となす。柳往きて之を謝して曰く、子、我罪を釋せり。敢て再拜せざらんやと。曰く子を擧ぐるは公なり、子を怨むは私なり。子往け。子を怨むは初の如きなりと。

鄭縣の人、豚を賣る。其人價を問ふ。之ヲ買ハント。欲スルナリ。曰く、道遠くして日暮る、安んぞ汝に語るに暇あらんやと。愚人唯々腐敗ヲ恐ル、ヲ知ルモ之ヲ賣ルノ便ナルヲ知ラザルナリ。

六

(經) 公室卑しければ則ち臣者直言を忌み、私行勝てば則ち公功少し。説は文子の直言に武子の杖を用ひ、子産忠諫して、子國譙怒するに在り。諸子皆私ノ爲メニ云フ。國ノ爲メニスルニ非ズ。梁車、法を用ひて成侯璽を收め、管仲、公を以てして國人謗怨す。梁車管仲國ノ爲メ法ヲ守ツテ私ヲ爲サレバ人反ツテ之ヲソシル。
(傳共ニ四條) 范文子、直言を喜む。武子文子ノ父之を撃つに杖を以てして曰く、夫れ直議する者は、人の爲めに容られず。容れらるゝ無ければ、則ち身を危くす、徒に身を危くするのみにあらず、又將に父を危くせんとすと。

子産は子國の子なり。子産、鄭君に忠なり。之を譙怒セメイカレ。して曰く、夫れ人臣に介異已レ獨リして、獨り主に忠ならんか、主賢明ならば能く汝に聽かん、不明ならば將に汝に聽かざらんとす。聽かるゝと聽かれざると、未だ必ずしも知るべからずして、而も汝已

に群臣に離る、群臣に離るれば、則ち必ず汝の身を危くす。徒に己を危くするのみにあらず、又且又に父を危くせんとすと。

梁車、新に鄴の令と爲る。其姉往きて之を見る、暮にして後れ、門閉ぢたり。郭門ハ天明ヲ以テ開キ暮ニ至レバ閉ツ。ルヲ制トナス。因りて郭を踰えて入る。車遂に法ヲ犯セリトシテ其足を削る。趙の成侯以て不慈と爲し、之が璽を奪ひて、之が令を免じぬ。

管仲束縛せられ、魯より齊に之く。道にて飢渴し、綺塢の封人に過りて食を乞ふ。封人跪きて之に食はしめて、甚だ敬す。封人因りて竊に仲に謂つて曰く、適々幸に齊に及び無事ニ到着スルヲ云死せずして齊に用ひられなば、將に何をか我に報いんとすと。管曰く、子の言の如くならば、我れ且つ賢を之れ用ひ、能を之れ使ひ、勞を之れ論せん。我れ何を以てか子に報いんと。封人之を怨みき。

卷之十三

外儲說右上

一

(經) 君の臣を治むる所以の者三あり。一には勢、以て化するに足らざれば、則ち之を除く。師曠の對、晏子の說、皆勢の易きを捨て、行ひの難きを道ふ。勢ニ因リ術ヲ以テ其下ヲ御スルハ易シ意ヲ以テ民ヲ爭フハ難シ。是れ獸と逐走するなり、未だ患を除くを知らず。患を除くべきは、子夏の春秋を説くに在り。善く君ヲ勢を持する者は、蚤く其姦萌を絶つ。故に季孫、仲尼を讓むるに遇勢遇ハ偶ト道ズ、合ナリ、を以てす、而も況んや之を君に錯くをや。是を以て太公望は狂裔を殺し、臧獲は驥に乗らず。嗣公之を知る、故に鹿に駕せず。薛公之を知る、故に二樂と博す。此れ皆同異の反を知るなり。故に明主の臣を牧するや、説は烏を畜ふ

に在り。

(傳共ニ) 之を賞し之を譽むるも勸まず、之を罰し之を毀るも畏れず、四つ賞罰の者の者。身其

ニ加はりて其ノ爲變せざるは、則ち之を除く誅スル。

齊の景公、晋に之き、平公に従ひて飲む。師曠侍坐す。始坐坐メ、景公、政を師曠に問ひて曰く、太師師曠ヲ將に奚を以て寡人に教へんとすると。師曠曰く、君必ず民を惠まんのみと。中坐、酒酣にして將に出でんとす。又復た政を師曠に問ひて曰く、太師奚を以て寡人に教へんと。曰く、君必ず民を惠まんのみと。景公出で、舍に之く、師曠之を送る。又政を師曠に問ふ。師曠曰く、君必ず民を惠まんのみと。景公歸りて思ひ、酒未だ醒めずして、師曠の謂ふ所を得。公子尼と公子夏とは、景公の二弟なり、甚だ齊の民を得、家富貴にして民之を説び、公室に擬す、此れ吾が位を危くする者なり、今我れに民を惠めと謂ふは、我れをして二弟と民を争はしむるか。是に於て國に反り、糜粟を發して以て衆貧に賦ち、府の餘財を散じて、以て孤寡に賜ふ。倉に陳粟フルキ無

く、府に餘財無し。宮婦の御侍せざる者は出して之を嫁し、七十七十歳は老者は祿米を受く。徳を賜ぎ恵を民に施し、已て二弟と民を争ふ。居ること二年、二弟出走す。公子夏は楚に逃れ、公子尾は晋に走れり。

景公、晏子と少海海渤に遊び、栢寢の台に登りて、其國を還望還望 周觀也して曰く、美なる哉アツ、澹々水ノ流、貌乎たり、堂々山高、貌乎たり、後世將た孰れか此れを有たんと。晏子對へて曰く、其れ田成氏かと。景公曰く、寡人此國を有つ、而るに田成氏之を有つといふは何ぞやと。晏子對へて曰く、夫れ田成氏は甚だ齊の民を得たり、其の民に於けるや、之を上にしては爵祿を請ひて諸を大臣に行ひ、之を下にしては私に斗斛區釜皆升ノ名、區ハ一斗六升、釜ハ一斗六升を大にして以て出貸し、斗斛區釜を小にして以て之を收む。一牛を殺せば、一豆豆食の肉を取り、餘は以て士に食はしめ、終歲の布帛は二分を取りて衣服衣服制し、餘は以て士に衣す。故に市木の價市ニテ賣ルは貴きを山に加へず、澤の魚鹽龜鼈蟹は貴きを海に加へず。君は重く歛し重キ租稅て、田成氏は厚く施す。齊嘗て大に饑う、道旁に餓死する

者、勝げて數ふべからざるなり。父子相索きて田成子に趨く者、生きざるを聞かず皆活皆活ク。故に周秦の民、相與に之を歌ふて曰く、謳乎其れ已みなんか、苞飢苞飢ゑんか、其れ往きて田成氏に歸せんか嗟呼已ミナシカ、公室饑饉ヲ恤ヘズと。詩に曰く、徳我が徳の女ナシテに與ふる無しと雖も、式モツて歌ひ且つ舞はんと。今田成氏の徳にして、民歌舞す、民、徳として之に歸す。故に曰く、其れ田成氏かと。公泣然涙ノ流として涕を出して曰く、亦悲しからずや、寡人寡人國を有ちて、田成氏實之を有つ。今之を爲すこと奈何と。晏子對へて曰く、君何ぞ患へん、若し君之を奪はんと欲せば、則ち賢を近けて不肖を遠け、其煩亂を治めて其刑罰を緩くし、貧窮を賑はして孤寡を恤み、恩惠を行ひて足らざるを給せば、民將に君に歸せんとす。則ち十の田成氏ありと雖も、其れ君を如何せん。或ひと曰く、景公は勢を用ふることを知らず、而して師曠晏子は患を除くことを知らずと。夫れ獵は、車輿の安きに託し、六馬の足を用ひ、王良をして轡を佐けしめば、則ち身勞せずして輕馱足疾に及び易し。今車輿の利を釋て、六馬の足と、王良の御とを

拊て、車下り走りて獸を逐はゞ、則ち樓季古ノ良ノ人の足と雖も、能く獸に及ぶなからん。
 良馬固車に託すれば、則ち臧獲奴婢ノ稱も餘り力有り。國は君の車なり、勢位は君の馬なり。夫れ勢に處り禁刑を以ひて擅愛ホシイマ、ニの臣を誅することをせずして、必ず徳厚以て天下に興みし、齊行行ヲトして以て名を争ふは、是れ皆君の車に乗らず、馬の利に因らず、車を捨て、下り走るものなり。故に曰く、景公は勢を用ふるを知らざるの主にして、師曠晏子は、忠を除くを知らざるの臣也と。子夏曰く、春秋の時代、臣、君を弑し、子、父を弑せる者、十を以て數ふ。皆一日の積にあらざるなり、漸ありて至れるなりと。凡そ姦は行ふこと久くして積を成し、積成りて力多く、力多くして能く殺す。故に明主は姦く之を絶つ。今田常の亂を爲すは、漸ありて見はるゝに、君は誅せず。晏子は其君をして侵陵の臣を禁せしめずして、其主をして忠を行はしむ、故に簡公は、其禍を受けたり。故に子夏曰く、善く勢を持する者は姦く姦の萌を絶つと。
 季孫魯に相たり、子路邱邑魯に令たりしとき、魯、五月を以て衆を起し長溝を爲る。此爲

役リに當りて、子路其私秩私の粟を以て漿飯を爲り、溝を作る者を五父ホの衢ナツクに要へて之に餐はしむ。孔子之を聞き、子貢をして往きて其飯を覆し、其器を擊毀せしめて曰く、魯君、民を有つ、子奚すれぞ乃ち之に餐はしむると。子路怫然として怒り、脰を攘げて入り、請ふて曰く、夫子は山子路の仁義を爲すを疾むか。夫子に學ぶ所の者は、仁義也。仁義は天下と其有する所を共にして、其利を同じくするものなり。今山の秩粟を以て民に餐はしむるに、不可なるは何ぞやと。孔子曰く、山の野野なるや。吾れ女之禮を知れりと以へるも、女、徒未だ及ばざるなり。女故是の如く之れ禮を知らざるなり。女の之に餐はしむるは、之を愛するが爲めなり。夫れ禮には、天子は天下を愛し、諸侯は境内を愛し、大夫は官職を愛し、士は其家を愛す。其愛する所を過るを侵と曰ふ。今魯の君、民を有つ。而るに子擅に之を愛す、是れ子の侵せるなり、亦誣ならずやと。言未だ卒らざるに、季孫の使者至り、讓めて曰く、肥季孫や民を起して之を使ふ、然ニ先生、弟子をして徒役をして之に餐はしむ、將に肥の民を奪はんとするかと。

孔子駕して魯を去れり。孔子の賢を以てして、而して季孫は魯の君にあらざるなり、人臣の資を以て、人主の術を假るのみ。孔子蚤く未形に禁じて、子路に其私惠を行ふを得しめずして、^ニ穢害、生ずるを得ざりき。況んや人主をや^{季孫人主ニ非ズシテ猶孔子ノ賢ヲ制スルヲ得、汎ンヤ人主ノ實勢アルヲ}

景公の勢を以てして田常の侵せるを禁せば、則ち必ず劫弑の患無かりたらん。

太公望、東のかた齊に封せらる。齊の東海の上に居士あり、狂簡、華士と曰ふ。コ昆弟二人の者、議を立て、曰く、吾は天子に臣たらず、諸侯に友たらず、耕作して之を食ひ、非を掘りて之を飲む、吾は人に求むる無く、上君ヨリ與ヘラレタルの名なく、君ヨリ受ケル君の祿なく、仕を事とせずして力を事とすと。太公望、營丘に至り、吏をして執へて之を殺

さしめ、以て首誅封ニ入り初メテノ誅罰と爲す。周公且魯より之を聞き、急傳急飛脚を發して之を問

ふて曰く、夫の二子は賢者なり、今日國を變變けて賢者を殺せるは何ぞやと。太公望曰く、是の昆弟二人、議を立て、曰く、吾は天子に臣たらず、諸公に友たらず、耕作して之を食ひ、非を掘りて之を飲む、吾は人に求むる無し、上の名無く、君の祿無く、

仕を事とせずして力を事とすと。彼の天子に臣たらざるものは、是れ望、得て臣とせざるなり。諸侯に友たらざる者は、是れ望、得て使はざるなり。耕作して之を食ひ、非を掘りて之を飲み、人に求め無き者は、是れ望、賞罰を以て勸禁するを得ざるなり。且つ上の名無きものは、知と雖も望が用を爲さず。君の祿を仰がざる者は、賢と雖も望が功を爲さず。仕へざれば則ち治之ヲ治ムらず、任任せざれば則ち忠ならず。且つ先王の其臣民を使ふ所以の者は、爵祿にあらざれば則ち刑罰也。今四つのもので之を使ふに足らずば、則ち望、當當に誰にか君たるべき。兵革兵役に服せずして名顯名顯はれ、耕耨を親らせずして名あるは、又國に效ふる所以にあらざるなり。今此に馬あり、驥驥の如き者は天下の至良也。然るに之を驅るも前まず、之を御シくるも止まらず、之を左すれども左せず、之を右すれども右せずば、則ち臧獲の賤しきと雖も、ニ其足を託せじ。臧獲の其足を驥に託するを願ふ所の者は、驥の以て利を追ひ害を辟辟くべきを以て也。今人の用たらずば臧獲の賤しきと雖ども其足を託せじ。己れ自ら世の賢士なりと

謂ひ以爲ひて、而も主の用を爲さず、行ひ極めて賢なるも君に用ひられずば、此れ明主の臣とする所にあらざるなり、亦驥の左右すべからざるニ同なり。是を以て之を誅せりと。一説に曰く、太公望、東のかた齊に封せらる。海上に賢者狂裔あり。太公望之を聞き、往きて請ふ。三たび馬を門狂裔シテに御シテけて徒歩シテ訪ヒシモ、而も狂裔、報見禮答せず。太公望之を誅せり。是時に當りてや、周公旦魯に在り、馳せ往きて之を止めんとす。至るに比オび、已に之を誅せり。周公旦曰く、狂裔は天下の賢者也、夫子何爲れぞ之を誅せると。太公望曰く、狂裔や、義、天子に臣たらず、諸侯に友たらず。吾れ其法を亂り教を易へんことを恐る、故に以て首誅と爲せり。今此に馬あらんに、形容驥に似たり、然るに之を驅るも往かず、之を引くも前まずば、臧獲と雖も、是れに託して以て其軫車後ノを旋らさざらん。

如耳、衛の嗣公に説く。衛の嗣公説トコびて太息す。左右曰く、公何爲れぞ彼相とせざるやと。公曰く、夫れ馬の鹿に似たる者には、之を千金に題評す、然るに百金の馬ありて、

一金の鹿なきものは、馬は人の爲めに用ひられて、鹿は人の爲めに用ひられざればなり。今如耳は萬乗の相なり。外、大國フルの意ありて、其心、衛に在らず。辯智なりと雖も、亦寡人の用と爲らず、吾れ是を以て相とせざるなりと。

薛公田文の魏の昭侯に相たるや、左右に孿サシ子ゴの者あり、陽胡、潘其と曰ふ。王に甚だ重んぜられ、而して薛公の爲めにせず。薛公之を思ふ。是に於て、乃ち召して之と博スゴすスル。人ごとに百金を與へて昆弟と博せしめ、俄にして又人ごとに二百金を益す。方シに博す、間ありて、謁者言ふ、客張季の子門シに在りと。公怫然として怒り、兵器を撫して謁者に授けて曰く、之を殺せ、吾れ聞く、季子は文自分即チの爲めにせざるなりと。立つこと間あり、時に季羽側シに在りて曰く、然らず、竊に聞く、季は公の爲めにする陰ニこと甚し、願ふに其人陰にしてル。未だ聞えざるのみと。公乃ち輟めて殺さず、客として大に之を禮して曰く、曩きには季の文の爲めにせざるを聞けり、故に之を殺さんと欲せり、今誠に文の爲めにす其事明、豈に季を忘れんやと。糜米倉ノに

告げて千石の粟を獻じ、府倉（府倉）に告げて五百金を獻じ、騶馬（騶馬）に告げて良馬固車二乘を獻す。因りて奄宦（奄宦）に令し、宮人の美妾二十人を將（將）て并せて季に遣れり。嬖子因りて相謂つて曰く、公の爲めにする者は必ず利あり、公の爲めにせざる者は必ず害せらる。吾が曹（曹）、何を愛みて公の爲めにせざらんやと。斯に因りて競勸して遂に之を爲す。薛公は人臣の勢を以て、人主の術を假るなり、而も害生ずるを得ず、况んや之を人主に錯（錯）くをや（人主其勢ヲ以テシテ術ヲ行フナリ）。

夫れ鳥を馴す者は、其下翎（翎）を断たば則ち必ず人を恃みて食す、焉んぞ馴れざるを得んや。夫れ明主の臣を畜ふも亦然り。今臣は君の祿を利せざるを得ず、上の名に服する無きを得ず。夫れ君の祿を利し、上の名に服す、焉んぞ服せざるを得んや。

二

（經） 人主は利害の帽（帽）を射る者衆し、故に人主共（拱默）す。是を以て人主好悪見はるれば、則ち下因る（其好悪ニ因リテ好ヲ爲ス）。ことありて人主惑ふ。辭言通

すれば言（言ヲ他ニ）ふことを難かりて、主、神ならず下（其上ヲ）。説は申子の六愼を言ふと、唐易の弋を言ふとに在り。患は國羊の變を請ふと、宣王の太息するとに在り。之を明すに靖郭氏の十珥を獻すると、犀首甘茂の穴より聞くとを以てするなり。堂谿公、術を知る、故に玉卮を問ふ、昭侯、術を能くす、故に以てに聽きて獨り寢ぬ。明主の道は、申子の獨斷を勸むるに在るなり。

（傳（共ニ）） 申子（申不害）曰く、上の明見はるれば、人之に備へ、其不明見るれば、人之を惑はす（君明察ナレバ下之ニ備ヘテ自ラ成メテ君不明ナレバ之ニ乘リテ君ヲ惑ハス）。其知見はるれば、人之を飾り（下、行ヲ術フテ、不知見はるれば、人之を匿くす）。其無欲見はるれば、人之を伺ひ（之ヲ伺ヒテ、廉潔ヲ裝フ）。其有欲見はるれば、人之を餌とす（之ヲ餌トシテ君ヲ誘フ）。故に（古語）曰く、吾れ之を知るに從無し、惟々無爲以て之を規る可しと（無爲ナレバ民測。一説に曰く申子曰く、而の言を慎め、人且に女を知らんとす。而の行を慎め、人且に女に隨はんとす。而の有知見はるゝや、人且に女に匿さんとす、而の無知見はるゝや、人且に女を意（ハカ）慮らんとす、女知ることあるや、人